

第71回定時総代会議案

会議の目的事項

報告事項

1. 2017年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件 1頁
2. 相互会社制度運営に関する報告の件 67頁

決議事項

- | | | |
|-------|-------------------------|-----|
| 第1号議案 | 2017年度剰余金処分案承認の件 | 70頁 |
| 第2号議案 | 基金の再募集および定款一部変更の件 | 71頁 |
| 第3号議案 | 総代候補者選考委員選任の件 | 72頁 |
| 第4号議案 | 取締役11名選任の件 | 74頁 |

報 告 事 項

1. 2017 年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件

2017 年度（2017 年 4 月 1 日から
2018 年 3 月 31 日まで）事業報告書

1. 保険会社の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果等

■ 経営環境

当年度の日本経済は、堅調な海外景気や、企業業績の改善等を背景に、緩やかな回復傾向で推移しました。個人消費は、賃金の伸びが引き続き鈍いこと等から、緩慢な回復にとどまりました。設備投資は、更新維持・省力化投資を中心に、回復傾向が続きました。輸出は、世界景気の拡大を背景に、堅調に推移しました。金融市場について、日本株は好調な米国株式相場を背景に、10 月以降株高が進みました。為替相場は、米中貿易摩擦懸念や米金利上昇等を背景にリスク回避姿勢が強まったことから、1 月以降に円高・ドル安が進みました。長期金利は、日銀の金融政策により、0%付近での推移が続きました。

■ MYイノベーション 2020 の取組み

2017 年 4 月から、新たに制定した企業理念「明治安田フィロソフィー」（※1）の実現に向けて、「イノベーション」（変革・創造）を興すべく、3 ヶ年プログラム「MYイノベーション 2020」（中期経営計画＋企業ビジョン実現プロジェクト）に取り組んでいます。

本プログラムでは、お客さま志向とコンプライアンスの徹底を前提に、「成長性」「収益性」「健全性」のバランスを取りつつ、企業価値の安定的かつ着実な向上をめざし、成長戦略・経営基盤戦略・ブランド戦略を推進しました。その結果、企業価値（E E V）（※2）は 48,333 億円（前年度比＋2.5%）となりました。

また、「MYイノベーション 2020」の中核的な取組みとして、お客さま、地域社会、当社従業員の継続的な健康増進を支援する「健康増進プロジェクト」を 2018 年 3 月に開始しました。

（※1）当社の経営全般に関する基本的な考え方・基本理念であり、当社の存在意義や使命を示す「経営理念」、長期的な当社のめざすべき姿である「企業ビジョン」、「経営理念」と「企業ビジョン」の実現に向けて、役職員一人ひとりが大切にすべき価値観である「明治安田バリュー」で構成しています。

（※2）2016 年度末の運用環境に基づく数値

（お客さま志向の業務運営）

「MYイノベーション 2020」のスタートにあたり、企業理念に基づくお客さま志向の取組方針を定めた「お客さま志向の業務運営方針」を策定、公表しました。2017 年 12 月には、同方針を「消費者志向自主宣言」（※3）と統合のうえ、「お客さま志向の業務運営方針－お客さま志向自主宣言－」とし、ご加入から保険金・給付金等のお支払いまで、お客さまの最善の利益が図られるよう、お客さま志向の業務運営に取り組んでいます。

お客さま志向の取組状況を評価する指標のひとつであるお客さま満足度調査における総合満足

度（※4）（「満足」「やや満足」の合計）は 62.6%（前年度差+4.8pt）と、過去最高となりました。

（※3）消費者庁の消費者志向自主宣言に対応し、2017 年 1 月に制定した当社の消費者志向の考え方や取組方針

（※4）調査の回答は、「満足」「やや満足」「ふつう」「やや不満」「不満」の 5 つの選択肢とし、「満足」「やや満足」の回答割合の合計値を総合満足度としています。

■ 分野別の当年度の主な取組み

【成長戦略（国内生命保険事業）】

【アドバイザーチャンネル】

成長が見込まれる「第三分野」「高齢者・退職者」「女性」「投資型商品」の 4 つを重点マーケットと位置付けたうえで、医療・介護等の第三分野・保障性商品の販売量拡大と、お客さま数の拡大に取り組んでいます。

（商品面）

若年層のお客さまにも手軽にご加入いただけるよう 2016 年 10 月に創設した「かんたん保険シリーズ ライト！ By 明治安田生命」（以下、「ライト！シリーズ」と記載）について、2017 年 4 月に 2 つの損害保険商品「明治安田生命おてがる自転車」「明治安田生命おまもり家財」を追加しました。「ライト！シリーズ」は引き続き大変ご好評いただいております、2018 年 3 月末までの累計販売件数は、65 万件を突破しました。

この「ライト！シリーズ」にご加入いただいたお客さまに、総合保障商品「ベストスタイル」等への追加加入を検討いただく取組みを推進しており、「ベストスタイル」の 3 月末までの累計販売件数は 152 万件を突破しました。

また、2017 年 8 月には、国内の低金利環境の継続をふまえた新たな投資型商品「米ドル建・一時払養老保険」を、12 月には、セカンドライフ世代専用の医療保障商品「50 歳からの終身医療保険」を発売しました。

（販売サービス態勢面）

販売サービス態勢をいっそう強化するため、MYライフプランアドバイザー（以下、アドバイザー）の「質」「量」の拡充に取り組んでいます。アドバイザーの処遇をアフターフォロー等の着実な実施によってより安定させるとともに、高能率でご契約の継続状況が良好であれば、より高い水準の処遇とするため、2017 年 8 月にアドバイザー制度の見直しを実施しました。加えて、入社初期教育の充実や育成指導者の増強等により、教育・育成態勢を強化しました。

販売面では、「カスタマー・リレーションシップ・マネジメント」等の考え方に基づき、新たな見込客を創出する「創客（S）」、潜在的なお客さまのニーズの顕在化を図る「アプローチ（A）」、お客さまのご意向・ご要望をふまえた「提案（T）」という一連の活動を「SAT販売方式」として体系化し、アドバイザーの標準活動として定着を図っています。6 月には、「ベストスタイル」について、保障の必要性をわかりやすく解説し、お客さまのご意向をきめ細やかに確認する新ツールを導入するなど、コンサルティングの高度化に取り組んでいます。

また、新たなお客さまとの接点を拡充するため、デジタルマーケティング手法を活用した Web プロモーションの展開、法人営業部門との協働による団体従業員等へのアプローチの強化、J リーグのパートナー企業等の他企業と連携したイベント等の開催など、会社力を活かしたマーケット開拓を強化しています。

これらの取組みにより、2018年3月末のお客さま数（アドバイザー等チャネル）（※5）は694万人（前年度末差+13.9万人）と、2年連続で増加しました。

（※5）生命保険契約者（すえ置・年金受取中を含む）+生命保険被保険者+損害保険契約者（重複を除く）

【代理店営業チャネル】

銀行をはじめとする金融機関窓口販売では、中高年層・富裕層等の資産運用ニーズにお応えするため、一時払終身保険を中心とした商品を提供しています。

国内の低金利環境が継続するなか、2017年8月には、米国や豪州との金利差に着目した外貨建一時払終身保険「外貨建・エブリバディプラス」を発売しました。

法人代理店や税理士代理店等については、委託先の拡大および関係強化を通じて、法人マーケット開拓を進めるとともに、代理店への教育・支援を推進しています。

また、経営者の幅広いニーズにお応えするため、2018年2月には法人向け商品「生活障害保障定期保険」を発売しました。

【法人営業チャネル】

企業・団体の福利厚生制度の発展・サポートを目的に、民間企業・官公庁など、それぞれのマーケット特性に応じた商品・サービスを提供しています。

団体保険については、制度改善提案や当社との取引量拡大に向けた取組みに加え、2017年4月に発売した「がん保障特約付団体信用生命保険」の導入推進等により、保有契約高は113.9兆円と8年連続で増加しました。また、10月には、企業・団体の健康増進に対する取組みを総合的に支援する「MY健康応援プログラム」の提供を開始しました。お客さま数（法人営業チャネル）（※6）についても、企業・団体の従業員等への提案機会を拡大するBtoE（※7）ビジネスを推進し、2018年3月末時点で485万人（前年度末差+5.8万人）に増加しました。

団体年金については、2017年4月に発売した特別勘定のリスク抑制型新運用プランがお客さまから高い評価をいただき、受託を拡大しました。また、お客さまの運用ニーズにあわせたコンサルティング活動により、媒介による投資顧問子会社商品の販売を強化しました。

このほか、法人営業の顧客基盤を活用した系列企業開拓や職域での商品説明会の開催など、お客さまとの接点拡大に向けた取組みを推進しています。

（※6）任意加入型団体保険の被保険者数（当社単独・幹事契約の本人・配偶者被保険者）

（※7）Business to Employeeの略で、企業・団体の従業員等に対するアプローチを意味する当社用語

【事務サービス】

（個人保険分野）

タブレット型営業端末（マイスターモバイル）を活用した新契約・保全手続きのペーパーレス化を推進し、各種お手続きの所要時間短縮など、お客さまのお手続きにおける利便性向上に努めるとともに、「対面のアフターフォロー」にいつそう磨きをかけた結果、お客さまの手続き満足度（「満足」の割合）は57.1%（前年度差+6.5pt）となりました。

また、超高齢社会に適合したアフターフォロー態勢の高度化に向け、「MY安心ファミリー登録制度」（第二連絡先）の登録を推進し、累計登録者数は約196万人（2018年3月末現在、当年度は約65万人の増加）となりました。さらに「MY長寿ご契約点検制度」では、当年度対象の

約 8.3 万人に確認活動を実施し、77 歳では 96.8%、90 歳以上では 99.5%（2018 年 1 月末現在）の方のご契約を確認（請求確認）し、お客さまのご要望に沿い、約 1,500 件の各種お手続きに対応しました。

上記に加え、加齢等に伴う視力・聴力の低下等により、ご自身によるお手続きが難しいお客さまをサポートする「MYアシスト+」（マイアシストプラス）制度を創設しました（2018 年 4 月から運用開始）。

なお、保険引受業務の高度化では、個別疾患等の引受範囲の見直しや商品別の引受査定を導入するなど、ご加入いただける範囲の拡大に努めています。

（企業保険分野）

お客さま満足度の向上と各種事務サービスの利便性をめざした取組みを推進しており、団体窓口向けインターネット事務サービス「MY法人ポータル」について、団体窓口の事務負荷を軽減するための機能等を拡充しました。なお、当年度から実施した団体事務手続き満足度調査における総合満足度（「満足」「やや満足」の合計）は、65.1%となりました。

また、お客さまのご意見等をふまえ、よりわかりやすい保険金・給付金請求書に改訂したほか、超高齢社会に適合したアフターフォロー態勢の高度化に向け、法人版「MY長寿ご契約点検制度」による請求確認等を当年度対象となる 3,108 人の方々に実施しました。77 歳では 99.9%、90 歳以上では 99.5%（2018 年 3 月末現在）の方のご契約を確認（請求確認）し、お客さまのご要望に沿い、各種お手続きに対応しました。

〔資産運用〕

サープラス・マネジメント型 A L M（※8）の考え方に基づく運用を基本としつつ、超低金利環境や市場動向に対応した効果的な投融資を実施しています。

当年度は、国内金利の上昇局面で日本国債を買い入れたほか、内外金利差や為替水準をふまえ海外金利が上昇した第 4 四半期を中心に外国公社債を買い入れるなど、市場環境に応じた効果的な資産配分を実施しました。

また、資産運用収益力の強化に向けて、資産運用手法の高度化・多様化や、資産運用ガバナンス・リスク管理の高度化等に取り組む一環として、クレジット投融資を強化し、中期経営計画期間累計で 1 兆 6,000 億円を投融資する計画のもと、当年度は順調に進捗しました。

加えて、社会・経済のサステナビリティ（持続可能性）向上に貢献するという観点から、サステナビリティ投融資を推進しました。具体的には、いわゆる E S G 分野に加え、地方創生やインフラ、イノベーション関連分野等を主な投融資対象としており、中期経営計画期間累計で 5,000 億円の投融資をめざすなか、計画どおりに進捗しました。

また、「基本ポートフォリオ」を策定し、時価ベースで計測した資産および負債の将来的な推移や、会社全体のリスク・リターンプロファイルを把握するなど、E R M（統合的リスク管理）（※9）に基づく先進的な経営管理の定着・浸透を図っています。

これらの取組みにより、利差益は、前年度に比べ 476 億円増の 2,225 億円と過去最高になりました。

事務サービス面では、会社全体の持続的な成長に資する資産運用基盤の確立を目的に、資産運用の高度化に向けたシステム開発や事務の集約・システム化などの業務効率化に取り組んでいます。

- (※8) サープラス・マネジメント型ALM〔Asset Liability Management〕とは、経済価値（市場価値あるいは将来キャッシュ・フロー等による市場整合的な価値）で評価した資産価値と負債価値の差額であるサープラスを資本概念として捉え、その変動リスクをコントロールする資産負債の総合的な管理のことで、
- (※9) 統合的リスク管理（ERM〔Enterprise Risk Management〕）とは、会社全体のリスク、リターン、資本を経済価値ベースで定量的にコントロールし、リスク回避の基本方針を策定する一方、とるべきリスクを選好しながら企業価値の最大化をめざす経営管理手法のことで、

（スチュワードシップ活動）

「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に基づき、投資先企業との対話や議決権行使といったスチュワードシップ活動を通じて、投資先企業の企業価値向上を促し、これに伴う当社の株主としての利益を長期的かつ安定的に享受することに努めています。

また、5名中4名が社外取締役で構成される監査委員会において、議決権行使結果を検証し、利益相反管理の強化に努めています。

日本版スチュワードシップ・コードの改訂を受け、2017年9月には、特別勘定の保有株式について個別の企業・議案ごとの議決権行使結果を公表しました。一般勘定の保有株式については、引き続き、議案の主な種類ごとに整理・集計して開示するとともに、不賛同（反対・棄権）とした事例や、対話をふまえた精査により賛成した事例を開示しました。

【成長戦略（国内生命保険事業以外）】

【海外保険事業】

グローバルな成長機会を取り込みつつ、安定的かつ持続的な利益成長の実現により、お客さま利益に貢献することをめざし、スタンコープ・フィナンシャル・グループ（以下、スタンコープ社）を中心とした既存投資先の収益力強化に資する取組みを進めています。また、実効性ある円滑なグループ業務運営を企図し、スタンコープ社とは、リスク管理等の分野における意見交換会を開催しました。そのほか、海外保険事業の発展を支えるグローバル人材の育成にも取り組んでいます。

なお、既存投資先5ヵ国7社の2017年1-12月期のグループ基礎利益への貢献額は、前年に比べ142億円増の456億円と拡大しました。

【国内関連事業】

国内関連会社各社、各財団が強みとなる専門性をより高め、お客さま利益の向上へのいっそうの貢献に取り組んでいます。

明治安田損害保険株式会社では、お客さまニーズに対応した、傷害保険等の販売拡大や賠償責任補償特約の商品性向上ならびに介護に関する補償の充実に取り組んでいます。

明治安田アセットマネジメント株式会社では、英国大手資産運用会社リーガル・アンド・ゼネラル・インベストメント・マネジメント・リミテッドとの業務提携を活かした商品ラインアップ拡充等による受託資産拡大の推進や、当社法人営業部門とのいっそうの連携による媒介業務の推進と投資信託販路拡大の継続実施に取り組んでいます。

また、さまざまな障がいのある方々の雇用機会を幅広く提供し、働きがいのある職場づくりを推進するため、当社の契約保全や福利厚生等の事務代行を営む明治安田ビジネスプラス株式会社を2017年6月に設立しました。同社は、9月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める特例子会社（※10）の認定を取得しました。

2018年3月には、事業連携・ガバナンスの両面における、いっそうのグループ一体運営をめざし、明治安田システム・テクノロジー株式会社および明治安田商事株式会社を子会社化しました。

なお、国内関連会社各社合計のグループ基礎利益への貢献額は、40億円となりました。

(※10) 特例子会社とは、一定の要件を満たして厚生労働大臣の認定を受けた、障がい者の雇用に特別な配慮をした会社です。特例子会社が雇用している障がい者は、親会社が雇用しているものとみなして親会社の障がい者雇用率の算定に含めることができます。

【経営基盤戦略】

〔グループ経営管理〕

国内・海外関連事業の拡大と、国際的な監督規制の動向等をふまえ、グループ経営管理態勢の強化に取り組んでいます。また、経営管理に関するアンケート等を活用して子会社、子法人等および関連法人等の適切な業務運営の確保に努めています。

国内関連会社については、各社の経営管理水準の引き上げ等を目的に、コーポレートガバナンス・コード等を参考として、当社と関連会社各社間の「役割・責任分担」を明確化するとともに、収益貢献度や重要な基幹機能の受託等により当社への影響度が大きい「重点指定会社」において執行役員制度を本格導入するなど、「監督と業務執行の分離」を進めています。また、「重点指定会社」には、独立した内部監査部署の設置や常勤監査役を配置するなど、内部監査・監査役態勢の整備・高度化に向けた継続的な指導・支援に取り組んでいます。加えて、当社がモニタリングの関与度を定め、グループベースでの連絡会等を通じて各社と意思疎通を図るなど、内部管理態勢のレベルに応じたモニタリングを実施しています。

海外保険関連会社については、各社への出資状況や各国規制等に応じた経営管理態勢を構築しています。主要な子会社であるスタンコープ社については、当社と共通の価値観を有する経営陣に日々の業務執行を委ねる一方で、当社役職員を取締役として派遣し、取締役会等を通じた業務執行の監督やモニタリングを実施しています。また、各社共通の枠組みとして、ガバナンスやリスク管理等の経営管理全般にわたるガイドラインを定めており、これに基づく経営管理を現地経営陣に要請するとともに、各社の態勢整備状況のモニタリングを実施しています。加えて、内部監査部門において各社の内部監査部門と適宜意見交換を行なうなど、グループとしての内部監査態勢の強化にも取り組んでいます。

〔コーポレートガバナンス〕

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や基本方針をとりまとめ制定・公表している「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、引き続きコーポレートガバナンス態勢の整備を推進しています。

取締役会および指名・監査・報酬の3委員会の自己評価にあたっては、より公正・客観的な評価を行なうため、外部コンサルタントによる助言・サポートを導入し、把握した課題とそれに対する対応策を策定し、公表するなど、コーポレートガバナンスのよりいっそうの高度化に取り組みました。

また、経営の透明性を高めるため積極的な情報開示に努めており、法定ディスクロージャー誌「明治安田生命の現況〔統合報告書〕」では、当社のCSR（企業の社会的責任）の取り組みや経営活動を、お客さまや地域社会等の幅広いステークホルダーのみなさまにいっそう理解いただくため、担当執行役による「経営戦略」の解説や「社外取締役インタビュー」等を掲載するとともに、新たに

「価値創造プロセス」を掲載し、当社が持続的な成長を果たしていくビジネスモデルを示すなど、非財務情報の開示の充実に取り組みました。

〔統合的リスク管理〔E R M〕〕

統合的リスク管理（E R M）については、サープラス・マネジメント型A L Mの推進やリスク削減に継続的に取り組むとともに、自己資本を着実に積み増し、リスク耐性のさらなる向上に取り組むほか、「成長性」「収益性」「健全性」のバランスを取りながら企業価値を持続的に向上させていくことを目的とするなど、E R Mを経営管理の中核的手法と捉え、高度化を推進しています。

また、当社のリスクテイクの意思を定めた「リスクアペタイト」のもと、事業分野やリスク種類ごとのリスクテイク可能なリスク量の上限を定める「資本配賦」など、E R Mを活用した経営計画を定め、経営目標である企業価値（E E V）や、経済価値ベースのソルベンシー比率（E S R）の達成に向けて取り組んだほか、「明治安田生命の現況〔統合報告書〕」等においてE R Mにかかる開示内容を拡充する等にも取り組みました。

グループベースでは、特に重要度の高い子会社（重要子会社）であるスタンコープ社、明治安田損害保険株式会社のリスクテイクについて、定性・定量の両面からよりコントロールを高めるための枠組み（グループリスクアペタイト、重要子会社への資本配賦）を構築しました。

（資本政策）

中期経営計画において、2020年3月末までに、所定の内部留保と外部調達資本の合計であるオンバランス自己資本を3兆円まで積み増すことをめざしており、内部留保の積み増しに加えて、2017年8月には基金500億円の再募集、11月には国内劣後債による1,000億円の外部資本調達を実施しました。その結果、2018年3月末のオンバランス自己資本は、2兆6,511億円（前年度末差+1,870億円）となりました。

（リスク管理）

業務遂行から生じるさまざまなリスクを総合的に把握・認識し、定量的・定性的なリスク評価、モニタリング、リスクコントロール活動といったリスク管理プロセスを通じて、事業全体の統合リスク管理を推進しています。特に、当社にとって影響の大きいリスクについては、重要リスクとして特定し、このうち、経営として特に注視していくべきリスクとして、「市場環境の急変に伴う財務健全性の低下」「海外事業会社に対する経営管理態勢整備」さらに、「ブランド価値毀損リスク」（「募集コンプライアンス」および「適切な勤務管理」への対応が不十分となるリスク）の3つを定め、その対応策を経営計画に反映し、リスク発生の未然防止、発生時に与える影響の軽減に取り組みました。その他、「サイバーセキュリティ強化への対応不十分」を重要リスクに定め、専門体制（C S I R T）による、外部情報共有機関を通じた情報収集や定期的な訓練を実施するなど、リスク発生の予兆等を定期的にモニタリングのうえ、必要な対応策を検討・実施することで、リスク管理プロセスの実効性向上に努めています。

あわせて、リスクテイク戦略の妥当性を検証するプロセスであるO R S A（Own Risk and Solvency Assessment：自己資本充実度評価）についても、統合リスク管理の中核的手法の一つとして実施しています。

また、グループベースでは、重要リスク管理態勢の整備およびリスク量計測の高度化等に取り組みました。

【内部管理】

各組織においてオペレーショナルリスクの管理状況を自ら点検する「内部管理自己点検」の徹底を図るなど、内部管理プロセスの実効性向上に継続的に取り組み、適切な業務運営の確保に努めています。

また、適切かつ実効性ある内部管理態勢を構築するため、内部監査部門において重要リスクへの対応状況や中期経営計画の実施状況等を検証し、改善に向けた提言を行なうなど、各組織の適切な業務推進と課題改善を支援しています。

【コンプライアンス】

コンプライアンスをすべての業務遂行の大前提と位置づけ、適正な保険募集等に向けた態勢の高度化ならびにコンプライアンス風土の確立に向けて取り組んでいます。

具体的には、2017 年 8 月にアドバイザー制度を見直し、コンプライアンス面の評価を拡大するとともに、支社等の自律的なコンプライアンス推進に向け、指導管理態勢を強化しました。さらに、2018 年 1 月から、ご契約のお申込時点でお客さまに募集プロセスの適切性を直接確認する体制を強化するなど、保険募集管理態勢の高度化に取り組みました。

金融犯罪対策については、反社会的勢力との関係遮断やマネー・ローンダリングおよびインサイダー取引の防止態勢ならびに国際税務コンプライアンスへの対応を高度化しました。

情報管理面では、2017 年 5 月の改正個人情報保護法の施行にあわせ、情報管理態勢を整備しました。

【情報投資】

中期経営計画における成長戦略や経営戦略の様々な取組みに対応するため、システム開発のさらなる高度化を図るとともに、お客さまに先進のサービスを提供するため、新しい全国ネットワークシステムの基本計画を策定し、本格的な開発に着手しました。加えて、大規模プロジェクトについては、開発上の課題や進捗等のモニタリングを通じて I T マネジメント機能を強化しました。

また、人工知能や R P A（Robotic Process Automation）（※11）をはじめ、業務効率化につながる先端技術の実装に向けた実証実験に取り組みました。

（※11）人が P C で行なう定型作業をソフトウェアに設定し、作業を代替するシステムのことです。

【人事政策】

職員一人ひとりの「ワーク・エンゲイジメント」（※12）の向上をめざし、「働きがい」と「働きやすさ」の両面を追求する取組みを進めました。

具体的には、「人財力の持続的向上」として、「明治安田フィロソフィー」の理念教育を進めるとともに、育成体系を見直し、将来の経営人材の選抜・育成、人材育成の担い手である上司のスキル向上、専門分野に応じた育成など、全社的な人材価値の向上に取り組みました。

また、「心身の健康増進」のために、会社が従業員の健康に積極的に関与し、健康づくりイベントや女性特有疾病の検診機会の拡大、新たな健康管理システムの開発など、疾病罹患・重症化の予防に効果的な施策を展開しました。

「多様性受容と活躍支援」にも取り組んでおり、女性層やシニア層、障がい者の活躍支援を重点的

に進めるとともに、職場の上司・部下や同僚同士が多様な人材を受け容れるための風土づくりを推進しました。特に、女性層への活躍支援の結果、女性管理職の割合は、2018 年 4 月始時点で 23.5%（人数 297 人）まで向上しました。

さらに、「働き方改革」として、イノベーションにつなげるための「余力」の創出に向け、会社・所属・個人単位で業務効率化を進めるとともに、引き続き、長時間労働の抑止など、適正な勤務管理の推進、働きやすい環境の整備を行ない、生産性の向上に取り組みました。

これらの取組みにより、評価指標である「ワーク・エンゲイジメント指数」(※13)も向上しました。

(※12) 一人ひとりが誇りとやりがいを感じながら生き活きとチャレンジングに働く状態

(※13) 「働きがい」と「働きやすさ」を、それぞれ「意識（定性）」・「取組（定量）」の両面で指数化した、当社独自の指標

【事業費効率化】

個人保険分野および企業保険分野における事務サービス等において、システム開発へ一定程度の先行投資を行ない、各種手続きの電子化に伴うペーパーレス化の推進など、コスト削減に向けた取組みを推進しています。

具体的には、個人保険では、集金業務の縮減、ご契約手続きの電子化を各々90%程度実現し、企業保険では、約55%の帳票削減を実現するなど、コストダウンを図りました。

また、帳票等の印刷・社内物流等や、什器・備品等の執務環境整備業務を見直し、印刷費や配送費の削減等に取り組みました。

【イノベーションの創出】

中期経営計画の成長戦略の一環として、「先端技術等によるイノベーション」創出に資する取組みを推進しています。

そのうち、人工知能については、保険引受や保険金支払査定等の「判断業務」、お客さまや営業拠点等からの「照会対応業務」、データ分析から新たな施策を立案する「行動提案業務」の3業務をヒトによる基幹業務の生産性向上を支援する活用領域として定め、一部業務では2018年度から実装に着手します。

また、生命保険ビジネスと親和性の高いヘルスケア分野では、中小企業の健康経営をサポートする法人向けのプログラム「MY健康増進サービス」をヘルスケア分野のスタートアップ企業と共同して開発し、2017年6月から提供しました。

その他、オープンイノベーションに関する取組みとして、異業種との協業によるイノベーション創出を目的に、前年度に続きハッカソン形式(※14)のイベントを7月に福岡で開催しました。また、イノベティブなアイデアを生み出す手法として注目されつつあるデザイン思考(※15)を社内に浸透させるための社内コンテンツの開発など、イノベーション創出に資する手法等の調査・研究を行ないました。

(※14) ハッカソンとは、プログラミングを表す「Hack」と「マラソン」を合わせた造語で、短期・集中的に共同作業でソフトウェアを開発する技術とアイデアを競うイベント

(※15) デザイン思考とは、人々の行動や思考に関する洞察をもとに潜在的ニーズを見つけ出し、試行と改善を繰り返す取組みを通じて新たな顧客体験を生み出していく創造的なアプローチ法

【ブランド戦略】

「明治安田フィロソフィー」の社内外への浸透を通じた企業ブランド構築をめざす戦略のもと、ステークホルダーを中心とした幅広い層への「企業ビジョン」の浸透に向けたアウトプロモーションを展開するとともに、インナープロモーションも効果的・統一的に推進しました。

「企業ビジョン」の実現に向けて、ご契約の定期点検等を通じたお客さまのご意向に沿ったアフターフォローの実践をはじめ、総合保障商品「ベストスタイル」のご加入者に向けたアフターフォローの解説冊子「安心ロードマップ」のお届け、「MY安心ファミリー登録制度」および「MY長寿ご契約点検制度」など、お客さまに充実したアフターフォローを実感いただけるよう取り組みました。

さらに、Jリーグのタイトルパートナーである当社は、全国 86 支社等が「明治安田生命 J リーグ」所属の全 54 クラブ等とスポンサー契約を締結し、J クラブ等の応援を通じた地域社会の活性化や、小学生向けサッカー教室等を通じた子どもの健全育成に引き続き取り組みました。

これらのブランド戦略に関する諸取組みを、各種媒体を通じて効果的に周知することにより、当社の認知度・好感度の向上を図りました。

【「企業ビジョン実現プロジェクト」の実施状況】

「企業ビジョン」実現に向けて一人ひとりが創造力をもって積極的・主体的に取り組む企業風土の醸成をめざして、プロジェクトを展開しました。

プロジェクト初年度として、役員が従業員に「明治安田フィロソフィー」を直接説明・解説する場として全所属で開催した「ビジョンミーティング」をはじめ、従業員の理解・共感、自分ごと化につながる諸施策を重点的に実施しました。

また、プロジェクトの柱である各組織単位の小集団活動「K i z u n a（キズナ）運動」を通じて、「お客さまとの絆」「地域社会との絆」「働く仲間との絆」を深める取組みや、コミュニケーション・一体感向上に向けたボトムアップ型の取組みを全員参画で行ないました。

主な取組みとして、各組織内の業務効率化や「働き方改革」に向けた取組みに加え、誕生日やご契約の節目等にあわせて、アドバイザーがお客さまへの想いを手書きのメッセージでお届けする「MYメッセージ活動」を推進しました（約 304 万枚／前年度比＋約 75％）。

また、「明治安田生命 J リーグ」の応援では、「全員がサポーター」を合言葉に、2017 シーズンに累計約 27 万人（前年比約 20％増）の当社従業員とその家族およびお客さまがスタジアムで観戦しました。

こうした取組みの結果、従業員意識調査では、お客さま志向をはじめとする企業風土の醸成状況は概ね良好な傾向が見られました。

【主要業績の概況】

【当期における当社の主要業績について】

2017 年度における当社の主要業績は次のとおりです。

個人保険・個人年金保険は、保険料ベースの業績指標である年換算保険料（各契約について、お支払いいただく保険料を 1 年あたりに換算した業績指標）において、新契約年換算保険料が 1,279 億円、年度末での保有契約年換算保険料が 2 兆 2,511 億円となりました。このうち、第三分野（医療・介護保障等）は、新契約年換算保険料が 428 億円、年度末での保有契約年換算保険料が 4,020 億円となりました。

団体保険の年度末保有契約高は113兆9,442億円、団体年金保険の年度末保有契約高（責任準備金の金額）は7兆6,072億円となりました。なお、明治安田アセットマネジメント株式会社が受託している団体年金資産を加えた明治安田生命グループ全体での団体年金資産の契約・受託残高は、8兆8,117億円でした。

（新契約年換算保険料）

	当年度		前年度 金 額
	金 額	前年度比増減率	
個人保険・個人年金保険	1,279億円	△ 28.9%	1,799億円
うち第三分野	428億円	17.2%	365億円

（減少契約年換算保険料）

	当年度		前年度 金 額
	金 額	前年度比増減率	
個人保険・個人年金保険	1,268億円	0.2%	1,265億円

（保有契約年換算保険料）

	当年度末		前年度末 金 額
	金 額	前年度末比増減率	
個人保険・個人年金保険	2兆2,511億円	0.0%	2兆2,500億円
うち第三分野	4,020億円	5.2%	3,822億円

以下の契約高には、第三分野の業績は含まれていません。

（新契約高）

	当年度		前年度 金 額
	金 額	前年度比増減率	
個人保険・個人年金保険	1兆6,000億円	△ 48.3%	3兆 959億円

（減少契約高）

	当年度		前年度 金 額
	金 額	前年度比増減率	
個人保険・個人年金保険	5兆6,188億円	△ 2.2%	5兆7,470億円

（保有契約高）

	当年度末		前年度末 金 額
	金 額	前年度末比増減率	
個人保険・個人年金保険	78兆5,273億円	△ 4.9%	82兆5,461億円
団 体 保 険	113兆9,442億円	0.9%	112兆9,569億円
団 体 年 金 保 険	7兆6,072億円	2.2%	7兆4,417億円

経常収益では、保険料等収入が 2 兆 7,194 億円となりました。うち個人保険は 1 兆 3,628 億円、個人年金保険は 3,727 億円、団体保険は 3,121 億円、団体年金保険は 6,357 億円となりました。

資産運用収益は、利息及び配当金等収入が 7,689 億円、有価証券償還益が 581 億円、有価証券売却益が 251 億円で、資産運用収益合計では 8,901 億円となりました。

経常費用では、保険金等支払金は 2 兆 2,125 億円、うち個人保険・個人年金保険が 1 兆 4,621 億円、団体保険が 1,535 億円、団体年金保険が 5,657 億円となりました。

責任準備金等繰入額は、4,190 億円となりました。

資産運用費用は、金融派生商品費用が 1,138 億円、有価証券売却損が 380 億円、有価証券評価損が 85 億円、資産運用費用合計では 2,072 億円でした。

事業費は、3,564 億円となりました。

これらの結果、経常利益は 3,683 億円でした。また、基礎利益（保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間収益の状況を表わす指標）は 5,467 億円となりました。

特別損益のうち、特別利益は、固定資産等処分益等により 15 億円でした。特別損失は、固定資産等処分損 17 億円、減損損失 7 億円を計上したほか、価格変動準備金へ 1,070 億円繰り入れる等、合計で 1,101 億円でした。

以上の結果、経常利益に、特別損益、法人税等を加減した当期純剰余は 2,401 億円となりました。

当期純剰余に土地再評価差額金取崩額等を反映し、当期末処分剰余金は 2,395 億円となりました。当期末処分剰余金から剰余金処分案にて社員配当準備金に 1,857 億円繰り入れることとしています。

		当年度		前年度 金 額
		金 額	前年度比増減率	
経 常 収 益		3 兆 7,101 億円	4.7%	3 兆 5,422 億円
	保 険 料 等 収 入	2 兆 7,194 億円	4.0%	2 兆 6,158 億円
	資 産 運 用 収 益	8,901 億円	9.1%	8,160 億円
経 常 費 用		3 兆 3,418 億円	3.7%	3 兆 2,237 億円
	保 険 金 等 支 払 金	2 兆 2,125 億円	0.4%	2 兆 2,040 億円
	責 任 準 備 金 等 繰 入 額	4,190 億円	29.5%	3,236 億円
	資 産 運 用 費 用	2,072 億円	20.5%	1,720 億円
	事 業 費	3,564 億円	1.7%	3,503 億円
経 常 利 益		3,683 億円	15.7%	3,184 億円
	基 礎 利 益	5,467 億円	15.7%	(※16) 4,723 億円
特 別 利 益		15 億円	△ 13.4%	17 億円
特 別 損 失		1,101 億円	71.9%	640 億円
当 期 純 剰 余		2,401 億円	2.7%	2,338 億円
当 期 末 処 分 剰 余 金		2,395 億円	1.0%	2,372 億円

(※16) 2017 年度中間会計期間より、基礎利益から、マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額および外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額を除いています。なお、この変更を前年度に適用すると、前年度の基礎利益は 2 億円増加となります。

総資産については、年度末で 38 兆 5,643 億円となりました。

	当年度末		前年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
総 資 産	38 兆 5,643 億円	100.0%	37 兆 5,614 億円	100.0%
現金及び預貯金等	8,122 億円	2.1%	6,336 億円	1.7%
有 価 証 券	31 兆 7,819 億円	82.4%	30 兆 8,634 億円	82.2%
貸 付 金	4 兆 5,073 億円	11.7%	4 兆 6,819 億円	12.5%
有 形 固 定 資 産	8,730 億円	2.3%	8,824 億円	2.3%

負債の大宗を占める責任準備金残高は 31 兆 7,985 億円でした。責任準備金は、法令等で定められている積立方式のうち、最も積立水準が高い平準純保険料式で積み立てています。

	当年度末		前年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
負 債 の 部 合 計	34 兆 4,599 億円	89.4%	33 兆 5,038 億円	89.2%
責 任 準 備 金	31 兆 7,985 億円	82.5%	31 兆 3,832 億円	83.6%
支 払 備 金	1,151 億円	0.3%	1,114 億円	0.3%
価 格 変 動 準 備 金	6,845 億円	1.8%	5,775 億円	1.5%
純 資 産 の 部 合 計	4 兆 1,043 億円	10.6%	4 兆 576 億円	10.8%
基金・基金償却積立金	8,800 億円	2.3%	8,300 億円	2.2%
剰 余 金	5,057 億円	1.3%	5,383 億円	1.4%
その他有価証券評価差額金	2 兆 5,640 億円	6.6%	2 兆 5,338 億円	6.7%
負債及び純資産の部合計	38 兆 5,643 億円	100.0%	37 兆 5,614 億円	100.0%

ソルベンシー・マージン比率（行政監督上の指標の一つで、大災害や株価の暴落等、通常の予測を超えて発生するリスクへの対応余力の水準を表わす指標）は、937.9%となりました。

[当期における当社グループの主要業績について]

2017 年度における当社グループの主要業績は次のとおりです。

経常収益は 4 兆 1,170 億円、経常利益は 3,701 億円、親会社に帰属する当期純剰余は 2,650 億円となりました。

	当年度		前年度 金 額
	金 額	前年度比増減率	
経 常 収 益	4 兆 1,170 億円	6.2%	3 兆 8,754 億円
経 常 利 益	3,701 億円	17.6%	3,148 億円
親会社に帰属する当期純剰余	2,650 億円	18.5%	2,237 億円

グループ保険料（※17）は 3 兆 243 億円、グループ基礎利益（※18）は 5,851 億円となりました。

（※17）連結損益計算書上の保険料等収入

（※18）明治安田生命の基礎利益に連結される子会社および子法人等ならびに持分法適用の関連法人等のキャピタル損益等を控除した税引前利益のうち明治安田生命の持分相当額を合算し、明治安田生命グループ内の内部取引の一部を相殺した数値

	当年度		前年度 金 額
	金 額	前年度比増減率	
グ ル ー プ 保 険 料	3 兆 243 億円	5.5%	2 兆 8,663 億円
グ ル ー プ 基 礎 利 益	5,851 億円	17.9%	4,962 億円

総資産については、年度末で 41 兆 5,434 億円となりました。

	当年度末 金 額	前年度末 金 額
総 資 産	41 兆 5,434 億円	40 兆 4,127 億円

連結ソルベンシー・マージン比率は、990.2%となりました。

【対処すべき課題】

国内生命保険市場においては、少子高齢化の進展により長期的な市場の縮小が見込まれるなかで、当社が持続的に成長するための基盤の確保に向けて、お客さま数の拡大、重点マーケットへの取組みを強化します。また、「健康増進プロジェクト」は、従来の商品・サービスの枠を超えて、新たな価値の創造・提供をめざしており、「日常的な運動の支援」と「定期的なけんしん（健診・検診）の促進」を2つの柱に、ご加入後の健康維持・改善の結果に対してメリットを提供する「商品」、病気の予防・早期発見のためのプロセスを支援する「サービス」、当社未加入者を含めた地域社会のお客さまを対象とする「アクション」の3分野で展開するとともに、健康・医療関連データを活用して、当社の保険引受業務や商品開発等の高度化にも取り組んでいきます。

海外保険事業においては、安定的かつ持続的な収益基盤の拡大に向けて、国際的な監督規制の動向等をふまえたグループ経営管理態勢のさらなる強化を図りつつ、スタンコープ社を中心とする既存投資先の収益拡大をめざしていきます。

資産運用においては、超低金利環境下における収益力の強化に向けて、資産運用手法の高度化・多様化に取り組むとともに、金融市場の変動への対応力の強化を図っていきます。

経営基盤を強化する取組みでは、働き方の見直しを通じて特に生産性の向上と経営として注視していくべきリスクに設定している労務管理の強化を進めるとともに、中長期的なビジネス競争力の確保に向けて、システム開発態勢の強化等に取り組んでいきます。

中期経営計画における経営目標の完遂に向けて、各分野におけるこれらの取組みを加速するとともに、経営環境の変化等に応じて、経営計画の機動的な見直しを行なう四半期運営を継続実施していきます。

(2) 財産および損益の状況の推移

ア. 当社の財産および損益の状況の推移

区 分		2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度 (当 期)
年		億円	億円	億円	億円
度	個 人 保 険	744,632	711,937	680,422	645,576
末	個 人 年 金 保 険	138,662	140,035	145,038	139,696
契	団 体 保 険	1,116,361	1,119,188	1,129,569	1,139,442
約	団 体 年 金 保 険	71,336	73,454	74,417	76,072
高	そ の 他 の 保 険	3,411	3,251	3,240	3,180
		百万円	百万円	百万円	百万円
	保 険 料 等 収 入	3,408,447	3,357,858	2,615,872	2,719,469
	資 産 運 用 収 益	1,029,120	788,144	816,067	890,118
	保 険 金 等 支 払 金	2,596,389	2,301,138	2,204,036	2,212,551
	経 常 利 益	383,854	300,953	318,455	368,360
	当 期 純 剰 余	265,255	218,472	233,805	240,187
	社員配当準備金繰入額	180,044	165,707	169,815	185,731
	総 資 産	36,469,024	36,576,681	37,561,475	38,564,334

イ. 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分		2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度 (当 期)
		百万円	百万円	百万円	百万円
	経 常 収 益	4,599,843	4,276,540	3,875,469	4,117,073
	経 常 利 益	386,468	299,107	314,883	370,190
	親会社に帰属する当期純剰余	265,402	214,099	223,730	265,038
	純 資 産 額	4,180,335	3,631,671	4,044,345	4,123,752
	総 資 産	36,579,624	39,164,289	40,412,770	41,543,423

(3) 支社等および代理店の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減 (△)
	店	店	店
支 社	78	86	8
営 業 部 ・ 営 業 所	924	926	2
海 外 事 務 所	3	2	△1
計	1,005	1,014	9
代 理 店	1,515	1,721	206
計	2,520	2,735	215

(4) 使用人の状況

区 分	前期末	当期末	当期増減(△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内務職員	名 10,451	名 10,485	名 34	歳 月 44 0	年 月 16 1	千円 339
営業職員	31,421	31,776	355	47 4		

(注) 1. 内務職員の在籍数は、総合職・医務職・医療職・得意先担当職・契約社員の合計より、出向・休職・組合専従を除いた数です。

2. 平均給与月額は、2018年3月の税込基準内給与で賞与、時間外手当等は含みません。

(5) 主要な借入先の状況

特になし

(6) 資金調達の状況

内 容	実施日	償却期限	金 額
基金の募集 (再募集)	2017 年 8 月 4 日	2022 年 8 月 1 日	500 億円

内 容	発行日	償還期限	金 額
劣後特約付社債 (円建)	2017 年 11 月 6 日	2047 年 11 月 6 日 (注)	1,000 億円

(注) 償還期限は、発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還可能です。

(7) 設備投資の状況

ア. 設備投資の総額

設 備 投 資 の 総 額	35,184 百万円
---------------	---------------

(注) 2017年度中に実施した設備投資の総額を記載しております。なお、設備投資は、有形固定資産および無形固定資産に係るものです。

イ. 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(8) 重要な子会社等の状況

会 社 名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
明治安田システム・ テクノロジー株式会社	東京都江東区	システム開発、運用 管理業務、顧客企業 へのコンサルティング 業務、金銭収納代 行業、介護関連事業、 疾病予防サービスの 提供	1982 年 4 月 1 日	百万円 100	% 31.1 (72.4)
明治安田アセット マネジメント株式会社	東京都港区	投資助言・代理業、 投資運用業、第二種 金融商品取引業	1986 年 11 月 15 日	百万円 1,000	92.9
明治安田損害保険 株式会社	東京都千代田区	損害保険業務	1996 年 8 月 8 日	百万円 52,000	100.0
Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited	米国 ハワイ州 ホノルル市	生命保険・健康保険 業務	1961 年 8 月 3 日	万米ドル 635	100.0
Meiji Yasuda America Incorporated	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	金融経済調査、米国 における不動産投資	1998 年 8 月 3 日	万米ドル 4,266	100.0
StanCorp Financial Group, Inc.	米国 オレゴン州 ポートランド市	生命保険業務および 保険関連事業	1998 年 9 月 23 日	万米ドル 495,000	100.0

(注) 1. 議決権割合の()内は、間接議決権割合を含めた場合です。

2. Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited への資本参加は 1976 年 3 月 26 日、StanCorp Financial Group, Inc. への資本参加は 2016 年 3 月 8 日です。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

ア. 取締役

(年度末現在)

氏 名	地 位 お よ び 担 当		重 要 な 兼 職	そ の 他
鈴 木 伸 弥	取締役会長	指名委員 報酬委員	株式会社ほくほくフィナンシャル グループ取締役	
根 岸 秋 男	取 締 役	指名委員 報酬委員	株式会社ニコン取締役	
山 下 敏 彦	取 締 役		株式会社山口銀行取締役 タランクス・インターナショナル株式会社 監査役	
井 福 正 博	取 締 役			
古 城 謙 治	取 締 役	監査委員		
服 部 重 彦	取 締 役 (社 外)	報酬委員長	株式会社島津製作所相談役 田辺三菱製薬株式会社取締役 サッポロホールディングス株式会社 取締役 ブラザー工業株式会社取締役	
落 合 誠 一	取 締 役 (社 外)	監査委員長 報酬委員	弁護士 日本電信電話株式会社監査役 宇部興産株式会社監査役	
木 瀬 照 雄	取 締 役 (社 外)	指名委員長 監査委員	TOTO株式会社特別顧問	
須 田 美矢子	取 締 役 (社 外)	指名委員 監査委員	一般財団法人キャノングローバル戦略 研究所特別顧問 富士通株式会社取締役 宇部興産株式会社監査役	
北 村 敬 子	取 締 役 (社 外)	監査委員 報酬委員	京王電鉄株式会社監査役 日野自動車株式会社監査役	会計学を研究する専門 家として、財務および 会計に関する相当程度 の知見を有するもので あります。
秋 田 正 紀	取 締 役 (社 外)	指名委員	株式会社松屋代表取締役社長執行役員 株式会社ギンザコア代表取締役会長	

(注) 監査委員会監査の実効性確保の観点から、質の高い情報収集、会計監査人および内部監査部門・内部統制部門等との連携強化等のため、社内取締役である監査委員を常勤監査委員として選定しています。

イ. 執行役

(年度末現在)

氏 名	地 位 お よ び 担 当		重 要 な 兼 職	そ の 他
鈴 木 伸 弥	代表執行役	内部監査部	株式会社ほくほくフィナンシャル グループ取締役	
根 岸 秋 男	代表執行役 社 長		株式会社ニコン取締役	

氏 名	地 位 お よ び 担 当		重 要 な 兼 職	そ の 他
山 下 敏 彦	執 行 役 副 社 長	資産運用部門長 〔運用企画部、融資部（※）、 クレジット投資部（※）、 証券運用部、 特別勘定運用部、 不動産部、運用審査部（※）、 運用サービス部（※）〕、 秘書部	株式会社山口銀行取締役 タラックス・インターナショナル株式会社 監査役	
井 福 正 博	執 行 役 副 社 長	運用審査部、商品部、人事部		
酒 井 明 夫	専務執行役	公法人営業部門長 〔公法人業務部〕		2018 年 3 月 31 日付で 専務執行役を辞任しま した。
大 西 忠	専務執行役	営業企画部、営業人事部、 法人営業企画部		
荒 谷 雅 夫	専務執行役	国際事業部（※）、広報部、 企画部、調査部		
牧 野 真 也	専務執行役	事務サポート部、 収益管理部、情報システム部		
前 嶋 哲 雄	専務執行役	総合法人営業部門長 〔総合法人業務部〕		2018 年 3 月 31 日付で 専務執行役を辞任しま した。
相 楽 昌 彦	常務執行役	代理店営業部門長 〔総合代理店業務部〕		
菊 川 隆 志	常務執行役	融資部、クレジット投資部、 運用サービス部		
綾 井 康 之	常務執行役	個人営業部門長 〔業務部〕		
梅 崎 輝 喜	常務執行役	事務サービス企画部、 「お客さまの声」統括部、 コンプライアンス統括部		
山 内 和 紀	常務執行役	国際事業部	スタンコープ・ファイナンシャル・ グループ株式会社取締役 スタンダード生命保険株式会社取締役 スタンダード・ニューヨーク生命保険 株式会社取締役 タイライフ・インシュアランス・ パブリック・カンパニー・リミテッド 取締役	
永 島 英 器	常務執行役	関連事業部、リスク管理 統括部、法務部		
中 谷 新 司	常務執行役	契約部、法人サービス部、 団体年金サービス部		
水 野 剛	執 行 役	契約サービス部、保険金部、 総務部		2018 年 3 月 31 日付で 執行役を辞任しまし た。

(注) 1. 部門長の〔 〕内は、部門長が担当する業務の所管部を表わします。

2. 担当執行役配置部（※）の分掌業務にかかる個別案件についての決裁権限を有しません。

(2) 会社役員に対する報酬等

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	8	119
執 行 役	17	943
計	25	1,062

- (注) 1. 取締役と執行役の兼任者の報酬等は、執行役欄に記載しております。また、上記支給人数・報酬等には、2017年7月4日開催の第70回定時総代会終結の時をもって退任した取締役1名分を含んでおります。
2. 当社は、2008年6月30日をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。
3. 上記に開示した金額、ならびに、これまでの事業報告書の報酬等として開示した金額のほか、退任している役員に対し、役員年金（退職慰労金）として、取締役33名に対し74百万円および監査役7名に対し10百万円を支給しております。
4. 当社は、2017年7月4日の報酬委員会において、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容にかかる決定に関する方針について決議しました。その内容は次のとおりです。

(1) 基本方針

取締役・執行役の報酬は、職務内容を勘案のうえ、当会社の経営環境・会社業績等をふまえた適切な水準に設定する。

(2) 取締役の報酬

取締役の報酬は、職務内容・委員長委嘱の有無に応じた固定報酬とする。

(3) 執行役の報酬

執行役の報酬は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、基本報酬および業績連動報酬および代表権加算で構成する。

ア. 基本報酬および代表権加算は、役位および職務内容に応じた固定報酬とする。

イ. 業績連動報酬は、役位および職務内容別に定め、会社業績および会社業績に対する各人の貢献度合に応じ、一定の範囲内で決定する。

(3) 責任限定契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 概 要
服 部 重 彦 落 合 誠 一 木 瀬 照 雄 須 田 美矢子 北 村 敬 子 秋 田 正 紀	当該取締役の保険業法第53条の33第1項に関する責任につき、1,000万円または保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
服 部 重 彦	〈他の会社の業務執行取締役等の兼職状況〉 株式会社島津製作所 相談役 当社は、株式会社島津製作所と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。 〈他の会社等の社外役員の兼職状況〉 田辺三菱製薬株式会社 取締役 サッポロホールディングス株式会社 取締役 ブラザー工業株式会社 取締役 当社は、田辺三菱製薬株式会社と保険の取引があるほか、同社の株式を保有しております。 当社は、サッポロホールディングス株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。 また、当社はブラザー工業株式会社と保険の取引があるほか、同社の株式を保有しております。
落 合 誠 一	弁護士 〈他の会社等の社外役員の兼職状況〉 日本電信電話株式会社 監査役 宇部興産株式会社 監査役 当社は、日本電信電話株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。 また、当社は宇部興産株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。
木 瀬 照 雄	〈他の会社の業務執行取締役等の兼職状況〉 TOTO株式会社 特別顧問 当社は、TOTO株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
須 田 美矢子	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所 特別顧問 〈他の会社等の社外役員の兼職状況〉 富士通株式会社 取締役 宇部興産株式会社 監査役 当社は、富士通株式会社と保険の取引があるほか、同社の株式を保有しております。 また、当社は宇部興産株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。
北 村 敬 子	〈他の会社等の社外役員の兼職状況〉 京王電鉄株式会社 監査役 日野自動車株式会社 監査役 当社は、京王電鉄株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。 また、当社は、日野自動車株式会社と保険の取引があります。
秋 田 正 紀	〈他の会社の業務執行取締役等の兼職状況〉 株式会社松屋 代表取締役社長執行役員 当社は、株式会社松屋と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。 〈他の会社等の業務執行取締役等の兼職状況〉 株式会社ギンザコア 代表取締役会長

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会および 各委員会への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
服 部 重 彦	2012年7月3日就任	当年度取締役会 12 回 開催のうち12回出席。 当年度報酬委員会 7 回 開催のうち7回出席。	取締役会等において、当社の経営 に対し、長年にわたる経営者として の経験等をふまえた幅広い 見地から発言があります。
落 合 誠 一	2012年7月3日就任	当年度取締役会 12 回 開催のうち12回出席。 当年度在任中指名委員会 3 回 開催のうち3回出席。 当年度監査委員会 15 回 開催のうち15回出席。 選定後報酬委員会 4 回 開催のうち4回出席。	取締役会等において、当社の経営 に対し、法律の専門家としての 知識や経験等をふまえた幅広い 見地から発言があります。

氏 名	在任期間	取締役会および 各委員会への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
木 瀬 照 雄	2014 年 7 月 2 日就任	当年度取締役会 12 回 開催のうち 12 回出席。 当年度指名委員会 5 回 開催のうち 5 回出席。 当年度監査委員会 15 回 開催のうち 15 回出席。	取締役会等において、当社の経営 に対し、長年にわたる経営者と しての経験等をふまえた幅広い 見地から発言があります。
須 田 美矢子	2014 年 7 月 2 日就任	当年度取締役会 12 回 開催のうち 12 回出席。 選定後指名委員会 2 回開 催のうち 2 回出席。 当年度監査委員会 15 回 開催のうち 14 回出席。 当年度在任中報酬委員会 3 回開催のうち 3 回出席。	取締役会等において、当社の経営 に対し、金融経済の専門家として の知識や経験等をふまえた幅広い 見地から発言があります。
北 村 敬 子	2015 年 7 月 2 日就任	当年度取締役会 12 回 開催のうち 12 回出席。 当年度監査委員会 15 回 開催のうち 15 回出席。 選定後報酬委員会 4 回 開催のうち 4 回出席。	取締役会等において、当社の経営 に対し、財務および会計の専門家 としての知識や経験等をふまえた 幅広い見地から発言があります。
秋 田 正 紀	2017 年 7 月 4 日就任	就任後取締役会 9 回 開催のうち 8 回出席。 就任後指名委員会 2 回 開催のうち 2 回出席。	取締役会等において、当社の経営 に対し、長年にわたる経営者と しての経験等をふまえた幅広い 見地から発言があります。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	7	86 百万円	—

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 基金に関する事項

(1) 基金拠出額

260,000 百万円

(2) 当年度末基金拠出者数

4 名

(3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名または名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
	百万円	%
明治安田生命 2016 基金特定目的会社	100,000	38.46
明治安田生命 2014 基金特定目的会社	60,000	23.08
明治安田生命 2017 基金特定目的会社	50,000	19.23
明治安田生命 2013 基金特定目的会社	50,000	19.23

(注) 明治安田生命 2013 基金特定目的会社、明治安田生命 2014 基金特定目的会社、明治安田生命 2016 基金特定目的会社および明治安田生命 2017 基金特定目的会社は、基金債権を裏付け資産とする特定社債を発行し、その発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しています。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 金井 沢治 指定有限責任社員 壁谷 恵嗣 指定有限責任社員 熊木 幸雄 指定有限責任社員 蓑輪 康喜	会計監査人としての報酬等の額 202百万円	1. 監査委員会は、日本監査役協会が公表する「監査委員会監査基準」をふまえ、会計監査人の監査計画、職務遂行状況、監査報酬の見積り、非監査業務の委託状況および非監査報酬などが適切であるかを確認のうえ、会計監査人の報酬等について同意しました。 2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である以下の業務を委託し対価を支払っています。 ・企業年金の受託業務に係る内部統制の保証業務等

(注) 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 276百万円

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

ア. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

1. 監査委員会決議による会計監査人の解任

監査委員会は、会計監査人が保険業法第53条の9第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査委員会決議による会計監査人の解任の検討を行なう。

監査委員会は、会計監査人の解任を監査委員会決議によって行なうことを妥当と判断する場合、監査委員全員の同意によって、会計監査人を解任する。

なお、この場合、監査委員会が選定した監査委員は、監査委員会決議により会計監査人を解任した旨およびその理由を解任後最初に招集される総代会に報告する。

2. 総代会決議による会計監査人の解任

監査委員会は、会計監査人が前項に定める事由に該当すると認められる場合のほか、会計監査人に適正な監査が期待できない場合には、総代会決議による会計監査人の解任の検討を行なう。

監査委員会は、会計監査人の解任を総代会決議によって行なうことを妥当と判断する場合、総代会に提出する会計監査人の解任の議案の内容を決定する。

3. 会計監査人の不再任

監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが適切であるかについて確認し、会計監査人の不再任の検討を行なう。

監査委員会は、会計監査人の不再任を妥当と判断する場合、総代会に提出する会計監査人の不再任の議案の内容を決定する。

イ. 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による当社の子法人等の計算関係書類の監査の状況

当社の重要な子法人等のうち、Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited、StanCorp Financial Group, Inc.およびMeiji Yasuda America Incorporatedは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を定めております。同基本方針の内容とその運用状況の概要は次のとおりです。

＜内部統制システムの基本方針＞

当社は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念の実現のために、内部統制システムの基本方針について下記のとおり定める。

なお、当該基本方針において、グループ会社とは、子会社、子法人等からなる実質子会社および関連法人等をいい、当社は、内部統制システムを構築するにあたり、「国内関連会社経営管理規程」および「海外関連会社経営管理規程」等に基づき体制を整備する。

I. 監査委員会の職務の執行のために必要な体制

1. 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社の執行役および執行役員からの独立性に関する事項、当社の監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(監査委員会事務局)

当社は、監査委員会の直属の組織として監査委員会事務局を設置し、執行役および執行役員からの指揮命令を受けずに監査委員会を補助する組織・要員を確保する。

(監査委員会事務局への要員配置)

当社は、監査委員会事務局には監査が実効的に行なわれるために、それに必要な知識能力を備えた使用人を継続的に配置する。

(独立性および指示の実効性の確保)

当社は、監査委員会事務局に所属する使用人の執行役および執行役員からの独立性および監査委員会による当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

当社は、監査委員会事務局に所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分に関する事項については監査委員会の同意がなければこれを行なうことができない。

2. 当社の監査委員会への報告に関する体制

(当社の取締役、執行役、執行役員および使用人による当社の監査委員会への報告、当社の実質子会社の取締役、監査役等その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者による当社の監査委員会への報告)

当社は、以下の事項を中心に、当社の重要会議への監査委員出席、当社およびグループ会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、使用人等もしくはこれらの者から報告を受けた者と監査委員会または監査委員との定期的な意見交換または個別報告を通じ、監査委員会への適切な報告体制を確保する。

また、上記報告に関して、その報告者等が不利な取扱いを受けない体制を確保する。

①当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の事業の状況、業務および財産の状況

②当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の内部統制システムの構築状況および運用状況

③当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の苦情の処理および内部通報制度の運営の状況

④その他監査委員会が監査上報告を受けることが必要と認める当社およびグループ会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項

3. その他当社の監査委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(内部監査部門との連携)

当社は、監査委員会が当社の業務および財産の状況の調査その他の監査職務を遂行するにあたり、内部監査部門から監査等の結果の報告を受けるとともに、必要に応じ内部監査部門に対して調査を求める等、内部監査部門との緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するための体制を確保する。

(文書・規程類等重要な記録の確認)

当社は、監査委員会が所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ保存および管理されているかを調査し、監査を実効的に行なうための体制を確保する。

(監査費用)

当社は、監査委員会または監査委員がその職務の執行に係る費用等について、あらかじめ予算を計上するとともに、追加の費用等が発生したときは、その職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを負担する。

【運用状況の概要】

当社は、監査委員会の直属の組織として監査委員会事務局を設置しており、同事務局所属員の人事異動等について監査委員会の同意を経て実施しています。

監査委員会および常勤監査委員は、代表執行役をはじめとする執行役等から定期的に報告を受け、意見交換を行なうとともに、常勤監査委員または監査委員会事務局所属員は、「監査委員会監査細則」に基づき、経営会議、内部統制検証委員会のほか、重要な会議、委員会に出席しています。

内部監査部は、監査委員会に対し四半期ごとに内部監査概況を報告し、また、内部監査部長は、常勤監査委員に対し月1回の定例報告に加え随時報告を実施しています。

II. 執行役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**(企業行動規範、コンプライアンス基本規程)**

当社は、コンプライアンス（法令等遵守）に係る基本方針・遵守基準である「企業行動規範」および基本的事項を定めた「コンプライアンス基本規程」を制定し、グループ全体のコンプライアンスを推進する。

(コンプライアンス誓約書、コンプライアンス・マニュアル)

当社は、代表執行役をはじめ執行役および執行役員がコンプライアンス誓約書を取締役会に提出し、コンプライアンスの推進を誠実かつ率先垂範して取り組む。あわせて、コンプライアンス・マニュアルを執行役、執行役員および使用人に配付し、周知徹底する。

(コンプライアンス検証委員会等)

当社は、経営会議の諮問機関として、コンプライアンス検証委員会を設置し、コンプライアンス推進にあたっての組織横断的な検討・対応を行ない、実効性の高いコンプライアンス態勢を構築・維持する。また、社外委員を含むお客さまサービス推進諮問会議を設置し、お客さま保護に関連するコンプライアンスに関する態勢整備・高度化策のうち重要な事項等について審議・報告を行なう。なお、重要事項については経営会議、取締役会に報告する。

(コンプライアンス統括部・法令遵守責任者等)

当社は、コンプライアンスに関する事項を一元管理する部署としてコンプライアンス統括部を設置するとともに、各所属におけるコンプライアンスの推進およびコンプライアンス違反（懸念）事象が発生した場合に対応するため、全所属に法令遵守責任者・法令遵守担当者を配置する。

(コンプライアンス実践計画)

当社は、コンプライアンスを推進するため、具体的な実践計画を全社・本社各部・支社・法人部ごとに策定し、その計画内容および実施状況の検証・指導を行なう。

(コンプライアンス違反（懸念）事象発生時の対応)

当社は、コンプライアンス違反（懸念）事象が適切にコンプライアンス統括部および取締役会等に報告されるよう、法令遵守責任者等を通じた報告体制を構築し、あわせて、社内・外に通報者保護に十分に留意した内部通報窓口を設置する。報告された事象については、適切な調査を行ない、分析に基づいて改善に向けた取組みを行なうとともに、コンプライアンス違反については規程に基づき厳正に対処する。

(反社会的勢力・金融犯罪への対応)

当社は、反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署をコンプライアンス統括部と定めるとともに、事案発生時の報告および対応に係る規程等の整備を行ない、警察等関連機関とも連携し反社会的勢力との関係遮断を徹底する。また、当社との取引がマネー・ローンダリング等に利用されないよう努めるとともに、インサイダー取引等の不公正な取引の発生を防止するための態勢を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、当社グループにおけるコンプライアンス（法令等遵守）に係る基本方針・遵守基準である「企業行動規範」およびコンプライアンス推進のための基本的事項を定めた「コンプライアンス基本規程」等を定めています。なお、2018年4月1日付で、コンプライアンス関連規程の体系を整備し、「コンプライアンス基本方針」を制定しています。

コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画として、毎年度、取締役会において「コンプライアンス実践計画」を策定し、その推進状況について定期的に取締役会へ報告しています。

グループのコンプライアンス態勢の網羅的な検討を目的として、コンプライアンス検証委員会を設置しており、2017年度は当該委員会を9回開催しました。また、反社会的勢力対策および金融犯罪対策等に関する態勢の整備・構築および推進等を目的として、コンプライアンス検証委員会の傘下に金融犯罪対策推進小委員会を設置しており、2017年度は当該小委員会を9回開催しました。

Ⅲ. 業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、当社およびグループ会社のリスク管理、コンプライアンス態勢およびお客さま対応体制を一元的に管理する統括部署として、リスク管理統括部、コンプライアンス統括部、「お客さまの声」統括部を設置し、グループ全体の内部統制の実効性を高める。

1. 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

（情報管理基本規程）

当社は、執行役の意思決定、および職務執行に係る情報（経営会議等、各種会議の議事録および資料等）について、「情報管理基本規程」等に基づいて適切に管理し、「ドキュメント管理規程」に従い適切に保存および管理を行なう。

【運用状況の概要】

当社は、当社グループが保有する情報の保護・管理に関し、情報の種類、重要度により情報を区分し保護・管理する等の基本的事項を定めた「情報管理基本規程」、経営会議等、各種会議の資料および議事録等の保存期間を定めた「ドキュメント管理規程」等を整備し、適切な保存・管理を行なっています。

情報の保護・管理にかかる当社グループの態勢の整備・推進および漏洩事案等への対応を目的としてコンプライアンス検証委員会の傘下に情報保護推進小委員会を設置しており、2017年度は当該小委員会を7回開催しました。

2. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（リスク管理基本規程）

当社は、リスク管理を最も重要な経営管理の一つと位置付け、グループ全体のリスク管理態勢を構築し、その有効性・適切性を維持するための基本的事項を定めた「リスク管理基本規程」を制定するとともに、リスク管理基本方針を定める。

（リスク管理検証委員会）

当社は、経営会議の諮問機関として、リスク管理検証委員会を設置し、各種リスク管理の方針等に関する審議等を行ない、重要事項については経営会議、取締役会に報告する。

（リスク管理統括部・リスク管理責任者等）

当社は、全社的なリスク管理態勢の整備・推進を行なう部署としてリスク管理統括部を設置するとともに、各所属におけるリスク管理態勢を推進するため、全所属にリスク管理責任者・リスク管理担当者を配置する。

（リスク管理態勢）

当社は、金融サービス業におけるプリンシプル、保険会社向けの総合的な監督指針、金融コングロマリット監督指針、保険検査マニュアル等をふまえ、リスク管理プロセスの実効性を確保するよう、当社固有のリスクを十分認識したうえで、組織別および種類別のリスク管理態勢、ならびに統合リスク管理態勢を整備する。この際、社会情勢やお客さま等利害関係者の期待が変化・進展することにも留意する。

なお、リスク管理は、統合リスク管理、種類別リスク管理および組織別リスク管理の観点から推進する。

（リスク管理状況等の報告およびリスク発生時の対応）

当社は、リスク管理態勢の整備状況ならびにリスク管理状況について、定期的に取締役会等

に報告する体制を構築するとともに、リスクが発生した場合に適切に取締役会等に報告されるよう、リスク管理責任者等を通じた報告体制を構築する。

また、リスク発生時に、適時、的確な事後対応、再発防止を行なうとともに、危機または危機に該当する可能性・予見が相当程度高いリスクが発生した場合には迅速な対応を行なう。

【運用状況の概要】

当社は、取締役会決議による「リスク管理基本方針」において、リスク管理を最も重要な経営管理手法の一つと位置付け、「統合リスク管理方針」および「種類別リスクのリスク管理方針」を制定しています。

当社グループ全体の諸リスクを適切に管理するための基本的事項を定めた「リスク管理基本規程」を定め、その下位規程として統合リスク管理、種類別リスク管理、組織別リスク管理の各種規程等を定めることにより、グループ全体のリスク管理態勢を構築しています。

蓋然性・影響度を評価し、会社経営に与える影響の大きい当社の重要リスクおよびグループに与える影響の大きいグループ重要リスクを特定のうえ、毎年モニタリング計画を策定し、リスク管理状況を定期的に取り締役会へ報告しています。

リスク管理の実施および管理態勢の整備ならびにリスク管理に関する部門間の情報交換・連絡・調整を目的として、リスク管理検証委員会を設置しています。2017年度は当該委員会を11回開催しました。

3. 当社の執行役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

(職務権限規程・経営会議)

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」により、執行役の権限および責任の範囲を適切に定め、執行役が効率的に職務執行する体制を確保する。また、経営上重要な事項については、経営会議における協議を行ない、そのうち、当社の経営方針および経営戦略にかかわる重要事項については、取締役会での審議を経て決定を行なう。

(中期経営計画の策定)

執行役は、「経営計画規程」に基づき体系的に策定された中期経営計画および年度経営計画に基づいて、職務の執行を行ない、その状況を定期的に検証する。

【運用状況の概要】

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」を制定し、執行役の権限および責任の範囲を明確化するとともに、規程等については、適宜見直しを実施することにより、機能の重複や権限の錯綜等を排除し、執行役が効率的に職務執行する体制を確保しています。経営上重要な事項については、経営会議における協議を経たうえで、「職務権限規程」に基づき代表執行役社長が決裁しています。当社の経営方針等にかかわる重要事項については、「取締役会規則」に基づき、取締役会に付議し、決議しています。

また、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」において、「当社は、(中略)経営の監督機能と執行機能の分離を徹底し、法令上、取締役会付議を求められる事項以外の業務執行を、原則として執行役に委任」する旨を明らかにしています。また、コーポレートガバナンス高度化の観点から、業務執行の決定および業務の執行を担う役員と、主として個別業務の執行を担う役員について、それぞれの責任範囲を明確化することを目的に、執行役員制度を導入しています。

4. 財務報告の適正性を確保するための体制

(経理規程・財務報告内部統制規程・代表者確認規程)

当社は、経理関係規程に基づき適正な財務報告が行なわれるよう、財務報告に係る内部統制に関する規程、代表者確認に関する規程を制定し、必要な体制を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、適正な財務報告が行なわれるよう、「経理規程」、「財務報告内部統制規程」、「代表者確認規程」をはじめ、財務報告に必要な規程を整備しています。

財務報告に係る内部統制報告制度について、財務報告の信頼性向上を図るため任意に内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査を受け内部統制監査報告書を取得しています。

2017年度の財務報告に係る内部統制について開示すべき重要な不備はありませんでした。

また、2017年度決算における財務諸表等に記載されたすべての重要事項につき、その表示内容が適正であることを代表者（執行役社長）が確認しています。

5. 当社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(当社の実質子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制、
当社の実質子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを
確保するための体制)

当社は、「国内関連会社経営管理規程」および「海外関連会社経営管理規程」に基づき、
グループ会社の事業特性をふまえた管理等を効率的に行なうとともに、グループ会社の適正な
業務運営のための管理体制およびコンプライアンス・リスク管理態勢の整備を支援する。

(当社の実質子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制)

当社は、経営計画等の策定、日常の業務執行等に関する支援・指導・管理・監視を実施する
にあたって、グループ会社の状況に応じて定期的にまたは適時に行なうべき事前協議事項およ
び報告事項等を定め、グループ会社からの適切な報告体制を確保する。

(不適切な取引への対応)

当社およびグループ会社は、グループ間取引に際し、アームズ・レングス・ルールに抵触
する取引等を含めた不適切な取引の発生防止に努める。

(当社の実質子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

当社は、関連会社リスクを適切に管理するための基本的事項を定めた「国内関連会社リス
ク管理規程」および「海外関連会社リスク管理規程」に基づき、実効性あるリスク管理を通じて、
グループ会社の健全かつ適切な業務運営の確保に努める。

(健全性等に影響を及ぼす可能性がある事象についての報告体制)

当社は、グループ会社において生じ得る不祥事件等が、当社やグループ会社の健全性等に
影響を及ぼす可能性があるとの認識に基づき、重大な不祥事件等が生じた場合、その影響が
当社やグループ会社に波及することを最小限に留めるべく、当該社が速やかに当社に報告する
体制を整備する。

(モニタリング)

当社の内部監査部門等は、当社およびグループ会社の内部監査を定期的の実施し、その結果
を被監査部署・被監査会社に通知し、指摘事項に対する改善策の立案を求め、改善策の進捗
状況を定期的に確認するとともに、当社の取締役等に適宜状況を報告する。加えて、当社は
グループ会社に対し、必要に応じて監査役を派遣し、グループ会社の健全性確保の検証に努め
る。

【運用状況の概要】

当社は、各グループ会社の事業特性等をふまえた経営管理を効率的に行なうため、
国内は「国内関連会社経営管理規程」、海外は「海外関連会社経営管理規程」に基づき、
総括管理部が一元的に管理する体制を整備しています。

グループ会社のリスク管理については、「国内関連会社リスク管理規程」、「海外
関連会社リスク管理規程」等、必要な規程等を整備し、グループ会社のリスク管理状況を
定期的に経営会議に報告しています。

コンプライアンスの推進等については、「コンプライアンス基本規程」等に基づき、
グループ会社の状況に応じたモニタリングを実施しており、取組状況について、コンプラ
イアンス検証委員会に定期的に報告しています。

また、グループ会社への取締役や監査役の派遣等を通じて、その業務執行を監督・
監視するとともに、「内部監査規程」に基づき、当社およびグループ会社の内部監査等を
実施しています。

グループ会社の経営管理態勢のさらなる高度化に向け、国内グループ会社経営管理
改革推進委員会を設置し、国内関連会社の経営管理高度化策の実施状況評価と必要に
応じた追加対策、資本政策の見直し・事業再編・監査等態勢整備・関連諸規程整備等
について審議・報告しています。2017年度は当該委員会を6回開催しました。

また、海外関連会社については、海外保険事業改革推進委員会を設置し、スタンコープ
社を含む既存投資先の事業計画・取組方針および計画進捗等について審議・報告してい
ます。2017年度は当該委員会を11回開催しました。

さらに、2017年度はグループ経営管理態勢の高度化を審議・調査する機関として、
ガバナンス態勢検討小委員会を設置し、7回開催しました。

当社は、上記の内部統制システムの基本方針を適切に実施するため、経営会議の諮問機関として内部統制検証委員会を設置し、内部統制システムの整備を継続的に推進するとともに、各組織の内部管理自己点検をふまえた適切な内部監査を実施する。

上記方針は、2018年4月1日付で当社コンプライアンス基本方針の制定等をふまえた所要の改正（同年3月6日取締役会にて決議）を行なっております。なお、改正後の内部統制システムの基本方針は、当社ホームページをご覧ください。

7. その他

相互会社制度運営に関する事項

1. 2017 年 7 月 4 日、第 70 回定時総代会において、基金募集および定款の一部変更、評議員の承認がそれぞれ決議されました。
2. 2017 年 12 月 31 日をもって任期満了となる立候補総代の改選にあたり、7 月 6 日から 7 月 25 日まで総代立候補の受付を実施した結果、選出数 22 名を上回る 588 名の社員（ご契約者）から立候補の届出をいただいたことから、7 月 28 日、社員の中から委嘱した抽選人、立会人による公正な公開抽選を実施し、22 名の総代候補者が選定されました。
3. 2017 年 9 月 1 日、当社ホームページに総代候補者社員投票公告が掲載され、9 月 1 日から 10 月 31 日までの間、社員投票が実施されました。11 月 17 日、「社員投票結果確認の会」が開催され、社員の中から委嘱した投票管理委員（4 名）により、社員投票結果の点検および確認が実施されました。その結果、すべての候補者について「総代として選出することに同意しないとする投票」が有権者の 10 分の 1 に満たなかったため、123 名（うち補欠選出 1 名）の総代候補者が総代として選出され、2018 年 1 月 1 日付（補欠選出 1 名は 2017 年 11 月 17 日付）で就任しました。
4. 総代候補者選考委員会の開催状況は次のとおりです。
 - （1）2017 年 5 月 12 日、第 40 回総代候補者選考委員会が開催され、総代候補者候補案が決議されました。
 - （2）2017 年 7 月 28 日、第 41 回総代候補者選考委員会が開催され、総代候補者の選定および社員投票実施に関する事項が決議されました。
 - （3）2017 年 11 月 17 日、第 42 回総代候補者選考委員会が開催され、2018 年 1 月 1 日付（補欠選出 1 名は 2017 年 11 月 17 日付）就任総代の社員投票結果等が報告されました。
5. 評議員会の開催状況は次のとおりです。
 - （1）2017 年 6 月 23 日、第 41 回評議員会を開催し、「2016 年度決算の概要、当社の資産運用におけるガバナンス、第 70 回定時総代会決議事項、2016 年度開催のお客さま懇談会で寄せられたご意見・ご要望等のうち当会社の経営に関する重要な事項」についてご審議いただきました。
 - （2）2017 年 11 月 24 日、第 42 回評議員会を開催し、「2017 年度上半期報告、人事改革の取組み」についてご審議いただきました。
 - （3）2018 年 2 月 22 日、第 43 回評議員会を開催し、「2017 年度決算見通し、高齢者対応および障がい等で手続きに支障があるお客さま対応にかかる取組み」についてご審議いただきました。
6. 2017 年 12 月 1 日、総代報告会を開催し、「2017 年度上半期報告、ガバナンス改革の取組み」について報告しました。
7. 2018 年 1 月から 3 月にかけて、全国の支社 100 会場で「お客さま懇談会」を開催し、2,261 名のお客さまにご出席いただき、8,859 件のご意見・ご要望をいただきました。
8. 2018 年 3 月 31 日現在の社員数は 656 万 6,692 名、総代数は 222 名です。

商品に関する事項

【個人営業】

1. 2017 年 8 月 1 日、国内の低金利環境が継続するなか、米国や豪州との金利差に着目した金融機関窓口販売商品として外貨建保険「外貨建・エブリバディプラス」を発売しました。

2. 2017年8月2日、国内の低金利環境が継続するなか、お客さまの資産形成ニーズにお応えするために外貨建保険「米ドル建・一時払養老保険」を発売しました。
3. 2017年12月2日、「シンプル」「わかりやすい」をコンセプトとしたセカンドライフ世代専用の「50歳からの終身医療保険」を発売しました。
4. 2018年2月2日、法人向け商品「生活障害保障定期保険」を発売しました。

【法人営業】

1. 2017年4月1日、住宅ローンにおける生存保障のさらなる充実のため、団体信用生命保険「がん保障特約」「リビング・ニーズ特約」を発売しました。
2. 2017年4月1日、企業年金の資産運用における「機動的な資産配分見直しによるリスク抑制」「国内金利状況に応じた安定運用資産による収益下支え」ニーズ等に対応した、確定給付企業年金向け「多資産型 ボラティリティコントロール運用プラン」「債券代替型 ボラティリティコントロール運用プラン」を発売しました。
3. 2017年10月1日、住宅ローンにおける多様化したお客さまニーズに対応するため、団体信用生命保険「高度障害保険金不担保特約」「身体障害保障特約」「介護保障特約」を発売しました。

社会貢献活動に関する事項

1. 「子どもの健やかな成長」と「地域社会への貢献」を社会貢献活動のテーマとして、以下の活動を実施しています。

(1) 「小学生向けサッカー教室」

2015年1月から開始したJリーグ協賛の一環として、当社の支社等の所在地を中心に、Jリーグ各クラブの現役選手や元選手およびコーチ等が講師をつとめる小学生向けサッカー教室を実施しています。当年度は、全国各地の支社で186回のサッカー教室を開催し、16,423人のお子さまや保護者の方々が参加しました。

(2) 「あしながチャリティー&ウォーク」

当社従業員等が参加するウォーキングとチャリティー募金を通じて親をなくした子どもたちの進学と心のケア支援を行なう活動です。あしなが育英会のご協力のもと、当年度は8月から12月に全国73カ所でウォーキングを開催しました。

(3) 「次世代トップアスリート応援プロジェクト」

世界を舞台に活躍することが期待される若手スポーツアスリートを支援するために、2015年7月に「次世代トップアスリート 応援プロジェクト ～めざせ世界大会～」を創設し、2018年3月末現在、8選手を支援しています。

(4) 「愛と平和のチャリティーコンサート・未来を奏でる教室」

愛と平和の祈りを込めたチャリティーコンサートを毎年開催しており、当年度は9月に千葉県、京都府、静岡県で、10月には北海道、栃木県で開催しました。コンサート会場にて実施しているチャリティー募金は公益社団法人日本フィランソロピー協会を通じ、東日本大震災で被災した子どもたちの支援のために活動しているNPO団体等へ寄付しました。また、コンサート翌日に近隣の小中学校にて、音楽を通じて子どもたちの情操教育のお役に立てるよう、作曲家三枝成彰氏による音楽授業を実施しました。

(5) 「ふれあいコンサート」

日頃コンサートに行く機会の少ない障がいのある子どもたちに生の音楽を楽しんでもらう

目的で、ザ・ワイルドワンズの鳥塚しげき氏による手作りのコンサートを全国各地の特別支援学校等で開催しています。34 年目を迎えた当年度は 9 月に鳥取県、島根県、広島県、山口県の特別支援学校等 5 校で開催しました。

(6) 「非営利活動法人等への寄付」

社会的な課題の解決をめざして活動している非営利活動法人等への寄付を実施しています。当年度は全国の高齢者・障がい者・L G B T分野において支援活動を行なう 8 団体へ寄付しました。

(7) 「黄色いワッペンの贈呈」

1965 年以来、新入学児童を対象とした交通安全キャンペーンの一環として黄色いワッペンを贈呈しています。当年度は、全国 111 万人の新入学児童に贈呈し、これまでの累計数は約 6,443 万枚となりました。

2. ご高齢者の安心、そして地域のために貢献できればとの思いから、「子どもの命・安全を守る」地域貢献活動の取組みに「ご高齢者等の見守り」活動を加え、「地域を見守る」社会貢献活動として、明治安田生命労働組合と共同で、2014 年 9 月から全国の支社・営業所等において展開しています。また、自治体や警察との連携のなかで、見守りに関する協定書を締結しており、2018 年 3 月末現在、手続き中を含め、40 都道府県で 137 の自治体・警察と協定を取り交わし、地域に密着した活動として推進しました。
3. 社会から必要とされる価値を創造し、地域の発展に貢献することをめざし、全国各都道府県および地方銀行等と「地方創生に関する包括連携協定」の締結を推進しています。2018 年 3 月末現在で 15 の自治体および 3 の地方銀行と協定を締結しました。生命保険本来の相互扶助の精神に基づき、健康増進事業の推進や地域経済の自立支援、次世代を担う子どもたちの健やかな成長とその環境づくりなど、支援メニューを強化し、地方創生の取組みをサポートしていきます。
4. 公益財団法人明治安田厚生事業団、公益財団法人明治安田こころの健康財団、公益財団法人明治安田クオリティオブライフ文化財団へ合計 3 億 7,400 万円の寄付金を支出しました。

役員に関する事項

1. 2017 年 2 月 10 日の取締役会決議により、2017 年 4 月 1 日付にて、常務執行役荒谷雅夫、牧野真也、前嶋哲雄の 3 氏が専務執行役に選定、永島英器、中谷新司の 2 氏が執行役に選任のうえ、常務執行役に選定、水野剛氏が執行役に選任され、それぞれ就任しました。
2. 2017 年 7 月 4 日、第 70 回定時総代会において、取締役鈴木伸弥、根岸秋男、山下敏彦、井福正博、古城謙治、服部重彦、落合誠一、木瀬照雄、須田美矢子、北村敬子の 10 氏が再任、秋田正紀氏が新たに選任され、それぞれ就任しました。
3. 2017 年 7 月 4 日付で、宗國旨英氏は取締役を退任しました。
4. 2017 年 7 月 4 日の取締役会決議により、取締役鈴木伸弥氏が取締役会長に再任、指名委員会の委員に取締役鈴木伸弥、根岸秋男、木瀬照雄の 3 氏が再選、須田美矢子、秋田正紀の 2 氏が新たに選定、監査委員会の委員に取締役古城謙治、落合誠一、木瀬照雄、須田美矢子、北村敬子の 5 氏が再選、報酬委員会の委員に取締役鈴木伸弥、根岸秋男、服部重彦の 3 氏が再選、落合誠一、北村敬子の 2 氏が新たに選定され、それぞれ就任しました。

また、代表執行役に鈴木伸弥氏、代表執行役社長に根岸秋男氏が再任され、それぞれ就任しました。また、執行役副社長に山下敏彦、井福正博の 2 氏が再任、専務執行役に酒井明夫、大西忠、

荒谷雅夫、牧野真也、前嶋哲雄の 5 氏が再任、常務執行役に相樂昌彦、菊川隆志、綾井康之、梅崎輝喜、山内和紀、永島英器、中谷新司の 7 氏が再任、執行役に水野剛氏が再任され、それぞれ就任しました。

5. 2018 年 3 月 31 日付で、酒井明夫、前嶋哲雄の 2 氏は専務執行役を、水野剛氏は執行役を辞任しました。

2017年度(2018年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金	507,469	保 険 契 約 準 備 金	32,147,442
現 金	192	支 払 備 金	115,109
預 貯 金	507,276	責 任 準 備 金	31,798,563
コ ー ル ロ ー ン	90,000	社 員 配 当 準 備 金	233,768
買 入 金 銭 債 権	214,730	再 保 險 借 債	1,067
金 銭 の 信 託	10,076	社 債	453,310
有 価 証 券	31,781,961	そ の 他 負 債	754,930
国 債	14,412,932	売 現 先 勘 定	5,358
地 方 債	503,877	債券貸借取引受入担保金	382,564
社 債	2,292,833	未 払 法 人 税 等	23,530
株 式	4,593,785	未 払 金	67,250
外 国 証 券	8,990,244	未 払 費 用	31,965
そ の 他 の 証 券	988,287	前 受 収 益	2,519
貸 付 金	4,507,370	預 り 金	25,833
保 険 約 款 貸 付	249,260	預 り 保 証 金	34,390
一 般 貸 付	4,258,109	先 物 取 引 差 金 勘 定	24
有 形 固 定 資 産	873,024	金 融 派 生 商 品	11,633
土 地	600,808	金融商品等受入担保金	161,876
建 物	264,156	資 産 除 去 債 務	3,223
建 設 仮 勘 定	3,934	仮 受 金	4,760
その他の有形固定資産	4,125	偶 発 損 失 引 当 金	1
無 形 固 定 資 産	80,734	価 格 変 動 準 備 金	684,594
ソ フ ト ウ ェ ア	52,269	繰 延 税 金 負 債	317,386
その他の無形固定資産	28,465	再評価に係る繰延税金負債	79,522
代 理 店 貸 金	0	支 払 承 諾	21,727
再 保 險 貸 金	663	負 債 の 部 合 計	34,459,982
そ の 他 資 産	404,228	(純 資 産 の 部)	
未 収 金	99,319	基 金	260,000
前 払 費 用	6,032	基 金 償 却 積 立 金	620,000
未 収 収 益	100,063	再 評 価 積 立 金	452
預 託 金	9,668	剰 余 金	505,757
先物取引差入証拠金	2,559	損 失 填 補 準 備 金	10,902
金 融 派 生 商 品	138,466	そ の 他 剰 余 金	494,855
金融商品等差入担保金	33,327	基 金 償 却 準 備 金	96,000
仮 払 金	5,212	価 格 変 動 積 立 金	29,764
そ の 他 の 資 産	9,576	社会厚生事業増進積立金	47
前 払 年 金 費 用	77,447	事業基盤強化積立金	100,000
支 払 承 諾 見 返	21,727	不 動 産 圧 縮 積 立 金	27,380
貸 倒 引 当 金	△5,100	特 別 準 備 金	2,000
		別 途 積 立 金	85
		当 期 未 処 分 剰 余 金	239,577
		基 金 等 合 計	1,386,210
		その他の有価証券評価差額金	2,564,070
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	35,881
		土 地 再 評 価 差 額 金	118,189
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,718,141
		純 資 産 の 部 合 計	4,104,352
資 産 の 部 合 計	38,564,334	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	38,564,334

貸借対照表の注記

1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については3月中の市場価格等の平均、それ以外（信託財産として運用している有価証券を含む）については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 2000年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定
なお、2004年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。
再評価を行った年月日 2001年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出
5. 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物については定額法）によっております。
6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は370百万円であります。
8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務見込額および年金資産見込額に基づいて計上しております。
退職給付債務および退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。
退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数 10年
過去勤務費用の処理年数 10年
なお、当年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、退職給付引当金の残高はありません。
9. 偶発損失引当金は、保険業法施行規則第24条の4の規定に基づく引当金であり、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
10. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

11. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成 20 年 3 月 10 日 企業会計基準委員会）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。

なお、2009 年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、業種別監査委員会報告第 26 号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成 14 年 9 月 3 日 日本公認会計士協会）に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。

12. 責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金には、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定に基づき積み立てた以下のものが含まれております。

- ・ 1996 年 4 月 1 日以前に契約締結した個人年金保険契約について、予定利率 2.75%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を追加して積み立てることとしたもの（2007 年度から 3 年間にわたる積み立てを完了。なお、年金開始する契約の年金開始後部分は、2010 年度以降も年金開始の都度積み立て）

- ・ 変額保険および 1995 年 9 月 2 日以降に契約締結した一時払養老保険契約を対象として 2014 年度において積み立てたもの

また、当年度において、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定に基づき、1998 年 4 月 2 日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約について、責任準備金を追加して積み立てております。この結果、追加積立を行わなかった場合に比べ、責任準備金が 2,471 百万円増加し、経常利益および税引前当期純剰余がそれぞれ 2,471 百万円減少しております。

13. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

15. 当年度における金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりであります。

- (1) 金融商品の状況に関する事項

保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサープラスを健全性指標の一つとして捉え、サープラスの変動性（リスク）に着目するサープラス・マネジメント型 A L M によっております。

この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式および投資信託等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。

また、デリバティブについては、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、原則として、ヘッジ目的に利用を限定しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成 20 年 3 月 10 日 企業会計基準委員会）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、有価証券は市場リスク（金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等）および信用リスク、貸付金は信用リスクおよび金利の変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

外貨建社債は、為替の変動リスクに晒されております。

金利の変動リスクの管理に関しては、サープラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デューレーションの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、限度枠を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社では V a R 手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルールへの遵守状況は、資産運用リスク管理部署が監視し、資産運用リスク管理小委員会に定期的に（緊急時は遅滞なく）報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、投融資検討会議等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う

等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定化するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における主な金融資産および金融負債に係る貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	507,469	507,469	—
その他有価証券(譲渡性預金)	35,999	35,999	—
買入金銭債権	214,730	225,501	10,770
満期保有目的の債券	197,914	208,685	10,770
その他有価証券	16,816	16,816	—
金銭の信託	10,076	10,076	—
その他有価証券	10,076	10,076	—
有価証券	30,490,448	32,710,178	2,219,729
売買目的有価証券	785,232	785,232	—
満期保有目的の債券	4,342,387	5,140,154	797,766
責任準備金対応債券	7,549,821	8,971,785	1,421,963
その他有価証券	17,813,006	17,813,006	—
貸付金	4,507,370	4,785,620	278,250
保険約款貸付	249,260	249,260	—
一般貸付	4,258,109	4,536,360	278,250
貸倒引当金(*1)	△3,739	—	—
	4,503,630	4,785,620	281,990
社債	453,310	483,415	30,105
売現先勘定	5,358	5,358	—
債券貸借取引受入担保金	382,564	382,564	—
金融派生商品(*2)	126,833	126,833	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(2,760)	(2,760)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	129,593	129,593	—

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

・資産

①現金及び預貯金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)に基づく有価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しております。

②買入金銭債権

買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)に基づく有価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しており、時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割引く方法により算定された理論価格または取引相手先から入手した3月末日の時価等によっております。

③金銭の信託

信託財産として運用している市場価格のある有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。

④有価証券

その他有価証券のうち市場価格のある国内株式については、3月中の市場価格の平均等によっております。上記以外の有価証券については3月末日の市場価格等によっております。

なお、市場価格がない非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておらず、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当年度末における貸借対照表価額は、1,291,512百万円(うち子会社株式及び関連会社株式875,118百万円)であります。また、当年度にお

いて、子会社株式及び関連会社株式以外の非上場株式等について 211 百万円減損処理を行っております。

⑤貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっております。なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

・負債

①社債

3 月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。

②売現先勘定

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

③債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

・金融派生商品

①株価指数先物、債券先物等の取引所取引の時価については、3 月末日の終値または清算価格等によっております。

②外国為替予約等の店頭取引の時価については、3 月末日の TTM、WM ロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格または情報ベンダーが提供する価格によっております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。

③金利スワップ取引の時価については、将来キャッシュ・フローの差額を現在価値に割り引いた理論価格によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注 2) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

①売買目的有価証券において、当年度の損益に含まれた評価差額は△4,583 百万円であります。

②満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位: 百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	3,701,807	4,417,009	715,202
	②社債	518,348	594,193	75,845
	③その他	262,797	280,945	18,147
	合計	4,482,952	5,292,148	809,196
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	2,800	2,786	△13
	③その他	54,549	53,903	△645
	合計	57,349	56,690	△658

(*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

③責任準備金対応債券の目標デュレーション達成のための当年度中の売却額は 889 百万円であり、売却益の合計額は 0 百万円、売却損の合計額は 27 百万円であります。また、責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位: 百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	7,356,786	8,778,393	1,421,607
	②社債	37,665	41,118	3,452
	③その他	33,070	33,376	305
	合計	7,427,523	8,852,888	1,425,365
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	122,298	118,896	△3,401
	合計	122,298	118,896	△3,401

④その他有価証券の当年度中の売却額は 872,181 百万円であり、売却益の合計額は 25,175 百万円、売却損の合計額は 38,018 百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得 原価または償却原価を超 えるもの	(1) 株式	1,548,692	4,227,017	2,678,324
	(2) 債券	4,762,611	5,195,056	432,444
	① 国債・地方債等	3,349,267	3,699,049	349,781
	② 社債	1,413,343	1,496,006	82,662
	(3) その他	3,776,433	4,395,059	618,626
	合計	10,087,737	13,817,132	3,729,394
貸借対照表計上額が取得 原価または償却原価を超 えないもの	(1) 株式	123,241	112,743	△10,498
	(2) 債券	212,170	205,822	△6,347
	① 国債・地方債等	3,972	3,965	△6
	② 社債	208,198	201,857	△6,341
	(3) その他	3,894,555	3,740,200	△154,354
	合計	4,229,967	4,058,766	△171,200

(*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

⑤ 上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当年度において、その他有価証券で時価のある株式等について1,181百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預貯金	507,276	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	214,730
貸付金(*)	576,053	603,987	658,298	510,759	760,783	1,147,968
有価証券	811,026	1,629,985	2,748,904	1,520,306	2,582,464	14,722,987
満期保有目的の 債券	165,898	351,442	367,191	408,363	807,085	2,239,605
責任準備金対応 債券	—	45,771	225,172	56,556	297,165	6,925,156
その他有価証券 のうち満期があ るもの	645,128	1,232,771	2,156,541	1,055,386	1,478,212	5,558,225
合計	1,894,357	2,233,973	3,407,202	2,031,066	3,343,247	16,085,687

(*) 貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない259百万円は含めておりません。

(*) 貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

(注4) 社債、売現先勘定および債券貸借取引受入担保金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
社債	—	—	—	—	—	453,310
売現先勘定	5,358	—	—	—	—	—
債券貸借取引 受入担保金	382,564	—	—	—	—	—
合計	387,922	—	—	—	—	453,310

16. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は571,662百万円、時価は712,503百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価（指標等を用いて調整を行ったものを含む）によっております。

17. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、18,780百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額はありません。また、延滞債権額は3,533百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額368百万円、延滞債権額2百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号の

イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は15,246百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

18. 有形固定資産の減価償却累計額は、419,972百万円であります。

19. 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、876,492百万円であります。

なお、同勘定の負債の額も同額であります。

20. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、2,718,594百万円であります。

21. 子会社等に対する金銭債権の総額は、2,695百万円、金銭債務の総額は、3,679百万円であります。

22. 貸借対照表に計上した有形固定資産および無形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機およびその周辺機器等があります。

23. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	236,959百万円
前期剰余金よりの繰入額	169,815百万円
当期社員配当金支払額	173,157百万円
利息による増加等	151百万円
当期末現在高	233,768百万円

24. 保険業法第60条の規定により基金を50,000百万円新たに募集いたしました。

25. 基金を100,000百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。

26. 担保に供されている資産の額は、有価証券3,922百万円であります。

27. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の貸借対照表価額は2,169,636百万円、売現先取引により買戻し条件付で売却した有価証券の貸借対照表価額は5,441百万円であります。

28. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、52,315百万円であります。

29. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債および外貨建劣後特約付社債であります。

30. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は48,499百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

31. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	291,451百万円
勤務費用	10,524百万円
利息費用	2,623百万円
数理計算上の差異の当期発生額	436百万円
退職給付の支払額	△23,901百万円
期末における退職給付債務	281,135百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	383,905百万円
期待運用収益	3,368百万円
数理計算上の差異の当期発生額	6,515百万円
事業主からの拠出額	9,550百万円
退職給付の支払額	△9,106百万円
期末における年金資産	394,232百万円

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	280,144 百万円
年金資産	△394,232 百万円
	△114,088 百万円
非積立型制度の退職給付債務	991 百万円
未認識数理計算上の差異	32,194 百万円
未認識過去勤務費用	3,455 百万円
退職給付引当金（△は前払年金費用）	△77,447 百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	10,524 百万円
利息費用	2,623 百万円
期待運用収益	△3,368 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	8,828 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△866 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	17,741 百万円

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	7.2%
株式	43.0%
生命保険一般勘定	26.0%
共同運用資産	18.2%
投資信託	3.4%
現金及び預金	0.7%
その他	1.5%
合計	100.0%

年金資産合計には、退職給付信託が 55.8%含まれております。

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

当年度末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	0.9%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	2.0%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は 1,051 百万円であります。

32. 子会社等の株式等は、875,409 百万円であります。

33. 繰延税金資産の総額は、686,215 百万円、繰延税金負債の総額は、999,778 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、3,823 百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 410,353 百万円および価格変動準備金 191,412 百万円であります。

繰延税金負債の発生の主なものは、その他有価証券の評価差額 954,762 百万円であります。

当年度における法定実効税率は 28.20%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△18.78%であります。

34. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という）の金額は 55 百万円、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は 23,236 百万円であります。

35. 2018 年 4 月 26 日に、次のとおり社債を発行しております。

2048 年満期米ドル建劣後特約付社債（利払繰延条項付）

(1) 発行価格

額面金額の 100%

(2) 発行総額

1,000 百万米ドル

(3) 利率

2028 年 4 月まで 年 5.10% (固定金利)

2028 年 4 月以降 固定金利 (ステップアップあり。5 年ごとにリセット)

(4) 償還期限

2048 年 4 月 (ただし、発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還可能)

(5) 担保および保証の内容

本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。

(6) 資金使途

一般事業資金

2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科 目		金 額	
経常収益	保険料等収入	2,719,469	3,710,171
	再保険収入	2,718,837	
	資産運用収益	632	
	利息及び配当金等収入	890,118	
	預貯金利息	768,959	
	有価証券利息・配当金	21	
	貸付金利息	641,470	
	不動産賃貸料	79,112	
	その他の利息配当金	36,175	
	金銭の信託運用益	12,179	
	有価証券売却益	22	
	有価証券償還益	25,175	
	貸倒引当金戻入額	58,119	
	その他の運用収益	399	
	特別勘定資産運用益	85	
	その他の経常収益	37,356	
	年金特約取扱受入金	100,582	
	保険金据置受入金	15,082	
	退職給付引当金戻入額	71,258	
	その他の経常収益	6,603	
経常費用	保険金等支払金	7,637	3,341,811
	再保険金	2,212,551	
	年給	679,816	
	解約返戻金	645,353	
	その他の返戻金	380,435	
	再保険料	420,757	
	責任準備金等繰入額	80,543	
	支払準備金繰入額	5,645	
	責任準備金繰入額	419,086	
	社員配当金積立利息繰入額	3,618	
	資産運用費用	415,361	
	支払利息	106	
	有価証券売却損	207,294	
	有価証券評価損	10,085	
	有価証券償還損	38,046	
	金融派生商品費用	8,530	
	為替差損	4,302	
	賃貸不動産等減価償却費用	113,851	
	その他の運用費用	8,679	
	事業費用	9,687	
特別利益	固定資産等処分益	14,110	368,360
	偶発損失引当金戻入額	356,467	
特別損失	固定資産等処分損失	146,411	110,148
	減損損失	87,413	
	価格変動準備金繰入額	26,653	
税法引当前期純税引当	社会厚生事業増進助成金	27,616	259,741
	税金等	4,728	
	法人税等	52,255	
	法人税等	△32,701	
税法引当前期純税引当	税金等	19,553	240,187
	法人税等	240,187	
	法人税等		
	法人税等		

事業報告等

相互会社運営

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

附属資料

損益計算書の注記

1. 子会社等との取引による収益の総額は、17,314 百万円、費用の総額は、35,174 百万円であります。
2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 495 百万円、株式等 2,427 百万円、外国証券 22,253 百万円であります。
有価証券売却損の内訳は、国債等債券 220 百万円、株式等 15 百万円、外国証券 37,809 百万円であります。
有価証券評価損の主な内訳は、株式等 1,393 百万円、外国証券 6,931 百万円であります。
3. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は 45 百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は 1,920 百万円であります。
4. 「金融派生商品費用」には、評価損が 99,914 百万円含まれております。
5. 当年度における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で 1 つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに 1 つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用 途	件 数	減 損 損 失 (百万円)		
		土 地	建 物	計
賃貸不動産等	0 件	—	—	—
遊休不動産等	5 件	324	430	755
合 計	5 件	324	430	755

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを 1.92% で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。

2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）基金等変動計算書

（単位：百万円）

	基金等										評価・換算差額等					純資産 合計			
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	剰余金								基金等 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金		評価・ 換算 差額等 合計		
				損失填補 準備金	基金償却 準備金	価格変動 積立金	社会厚生 事業増進 積立金	事業基盤 強化 積立金	不動産 圧縮 積立金	特別 準備金	別途 積立金							当期 未処分 剰余金	剰余金 合計
当期首残高	310,000	520,000	452	10,387	134,000	29,764	18	100,000	24,882	2,000	85	237,256	538,395	1,368,848	2,533,850	37,876	117,025	2,688,753	4,057,601
当期変動額																			
基金の募集	50,000														50,000				50,000
社員配当準備金の 積立																			
損失填補準備金の 積立				515									△169,815	△169,815					△169,815
基金償却積立金の 積立		100,000													100,000				100,000
基金利息の支払													△1,846	△1,846					△1,846
当期純剰余													240,187	240,187	240,187				240,187
基金の償却	△100,000														△100,000				△100,000
基金償却準備金の 積立					62,000								△62,000						
基金償却準備金の 取崩					△100,000									△100,000	△100,000				△100,000
社会厚生事業増進 積立金の積立							582						△582						
社会厚生事業増進 積立金の取崩							△553						553						
不動産圧縮積立金 の積立									4,743				△4,743						
不動産圧縮積立金 の取崩									△2,245				2,245						
土地再評価差額金 の取崩													△1,163	△1,163					△1,163
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）															30,220	△1,994	1,163	29,388	29,388
当期変動額合計	△50,000	100,000	—	515	△38,000	—	29	—	2,497	—	—	2,320	△32,637	17,362	30,220	△1,994	1,163	29,388	46,751
当期末残高	260,000	620,000	452	10,902	96,000	29,764	47	100,000	27,380	2,000	85	239,577	505,757	1,386,210	2,564,070	35,881	118,189	2,718,141	4,104,352

2017年度（2017年4月1日から 2018年3月31日まで）剰余金処分案

（単位：円）

科 目	金 額	
当 期 未 処 分 剰 余 金		239,577,477,286
任 意 積 立 金 取 崩 額		544,948,590
不 動 産 圧 縮 積 立 金 取 崩 額	544,948,590	
計		240,122,425,876
剰 余 金 処 分 額		240,122,425,876
社 員 配 当 準 備 金	185,731,541,122	
差 引 純 剰 余 金		54,390,884,754
損 失 填 補 準 備 金	561,000,000	
基 金 利 息	1,171,000,000	
任 意 積 立 金	52,658,884,754	
基 金 償 却 準 備 金	52,000,000,000	
社 会 厚 生 事 業 増 進 積 立 金	553,870,000	
不 動 産 圧 縮 積 立 金	105,014,754	

2017年度(2018年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金	646,020	保 険 契 約 準 備 金	34,871,021
コ ー ル ロ ー ン	90,000	支 払 備 金	735,955
買 入 金 銭 債 権	214,730	責 任 準 備 金	33,901,297
金 銭 の 信 託	13,076	社 員 配 当 準 備 金	233,768
有 価 証 券	33,128,510	代 理 店 借	2,931
貸 付 金	5,276,491	再 保 險 借	1,199
有 形 固 定 資 産	915,808	社 債	482,356
土 地	614,975	そ の 他 負 債	891,457
建 物	287,061	退 職 給 付 に 係 る 負 債	6,328
リ ー ス 資 産	787	偶 発 損 失 引 当 金	1
建 設 仮 勘 定	5,273	価 格 変 動 準 備 金	685,414
その他の有形固定資産	7,710	繰 延 税 金 負 債	377,710
無 形 固 定 資 産	485,067	再評価に係る繰延税金負債	79,522
ソ フ ト ウ ェ ア	60,733	支 払 承 諾	21,727
の れ ん	143,246	負 債 の 部 合 計	37,419,670
その他の無形固定資産	281,087	(純 資 産 の 部)	
代 理 店 貸	1,569	基 金	260,000
再 保 險 貸	121,167	基 金 償 却 積 立 金	620,000
そ の 他 資 産	518,444	再 評 価 積 立 金	452
退 職 給 付 に 係 る 資 産	113,534	連 結 剰 余 金	504,951
繰 延 税 金 資 産	2,375	基 金 等 合 計	1,385,404
支 払 承 諾 見 返	21,727	その他の有価証券評価差額金	2,583,926
貸 倒 引 当 金	△5,100	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	35,881
		土 地 再 評 価 差 額 金	118,189
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△27,485
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	23,861
		その他の包括利益累計額合計	2,734,374
		非 支 配 株 主 持 分	3,974
		純 資 産 の 部 合 計	4,123,752
資 産 の 部 合 計	41,543,423	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	41,543,423

連結計算書類の作成方針

	当連結会計年度〔 2017年4月1日から 2018年3月31日まで 〕
1. 連結の範囲に関する事項	連結実質子会社数 17 社 主要な連結実質子会社は、明治安田損害保険株式会社、明治安田アセットマネジメント株式会社、明治安田システム・テクノロジー株式会社、Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited、StanCorp Financial Group, Inc.、Meiji Yasuda America Incorporatedであります。 上記のうち Meiji Yasuda America Incorporated は、連結実質子会社の Meiji Yasuda Realty USA Incorporated と、非連結実質子会社の Meiji Yasuda America Incorporated が合併したものであります。 主要な非連結実質子会社は、明治安田ライフプランセンター株式会社であります。 非連結実質子会社は、総資産、売上高、当期損益および（利益）剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。
2. 持分法の適用に関する事項	(1)持分法適用の非連結実質子会社数 0 社 (2)持分法適用の関連会社数 10 社 主要な持分法適用の関連会社は Founder Meiji Yasuda Life Insurance Co., Ltd.、PT Avrist Assurance、TU Europa S.A.、TUiR Warta S.A.、Thai Life Insurance Public Company Limited であります。 (3)持分法を適用していない非連結実質子会社（明治安田ライフプランセンター株式会社ほか）および関連会社については、それぞれ連結損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。
3. 連結実質子会社の事業年度等に関する事項	海外の連結実質子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. のれんの償却に関する事項	のれんおよびのれん相当額は、定額法により20年間で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。

連結貸借対照表の注記

1. 当社の保有する有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。

有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社および保険業法施行規則第24条の3第6項に規定する関連会社が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については連結会計年度末前1ヵ月の市場価格等の平均、それ以外（信託財産として運用している有価証券を含む）については連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 当社は、個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定

なお、2004年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出

5. 当社の保有する有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物については定額法）によっております。海外の連結実質子会社の有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法によっております。所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。また、海外の連結実質子会社の資産、負債、収益および費用は、海外の連結実質子会社の決算日の為替相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
7. 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は370百万円であります。
8. 退職給付に係る負債および資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。当社の退職給付に係る会計処理の方法は次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	10年
過去勤務費用の処理年数	10年

9. 当社の偶発損失引当金は、保険業法施行規則第24条の4の規定に基づく引当金であり、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
10. 当社および連結される国内の保険会社の価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

11. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成20年3月10日 企業会計基準委員会）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。

なお、2009年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、業種別監査委員会報告第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年9月3日 日本公認会計士協会）に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。

12. 当社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金には、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき積み立てた以下のものが含まれております。

- ・1996年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約について、予定利率2.75%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を追加して積み立てることとしたもの（2007年度から3年間にわたる積み立てを完了。なお、年金開始する契約の年金開始後部分は、2010年度以降も年金開始の都度積み立て）

- ・変額保険および1995年9月2日以降に契約締結した一時払養老保険契約を対象として2014年度において積み立てたもの

また、当連結会計年度において、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、1998年4月2日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約について、責任準備金を追加して積み立てております。この結果、追加積立を行わなかった場合に比べ、責任準備金が2,471百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純剰余がそれぞれ2,471百万円減少しております。

一部の連結される海外の保険会社の責任準備金は、米国会計基準に基づき算出した額を計上しております。

13. 当社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。なお、一部の海外の連結実質子会社の無形固定資産は、米国会計基準に基づく償却を行っております。

15. 当連結会計年度における金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサープラスを健全性指標の一つとして捉え、サープラスの変動性（リスク）に着目するサープラス・マネジメント型ALMによっております。

当社は、この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式および投資信託等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。なお、一部の海外の連結実質子会社が投資する有価証券は、主として債券で保有しており、貸付金は、主に海外の取引先に対する貸付であります。

また、デリバティブについては、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、原則として、ヘッジ目的に利用を限定しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」

（平成20年3月10日 企業会計基準委員会）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、当社および一部の海外の連結実質子会社が保有する有価証券は市場リスク（金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等）および信用リスク、貸付金は信用リスクおよび金利の変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

当社および一部の海外の連結実質子会社の社債のうち、外貨建のものは、為替の変動リスクに晒されております。

当社では、金利の変動リスクの管理に関しては、サープラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デュレーションの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リス

クを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、限度枠を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社では、V a R 手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルールへの遵守状況は、資産運用リスク管理部署が監視し、資産運用リスク管理小委員会に定期的に（緊急時は遅滞なく）報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、投融資検討会議等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定化するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

当社および連結実質子会社では、金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融資産および金融負債に係る連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	646,020	646,020	—
その他有価証券(譲渡性預金)	35,999	35,999	—
買入金銭債権	214,730	225,501	10,770
満期保有目的の債券	197,914	208,685	10,770
その他有価証券	16,816	16,816	—
金銭の信託	13,076	13,076	—
その他有価証券	13,076	13,076	—
有価証券	32,532,324	34,753,657	2,221,333
売買目的有価証券	1,704,869	1,704,869	—
満期保有目的の債券	4,365,326	5,164,696	799,370
責任準備金対応債券	7,549,821	8,971,785	1,421,963
その他有価証券	18,912,306	18,912,306	—
貸付金	5,276,491	5,558,870	282,378
保険約款貸付	252,884	252,884	—
一般貸付	5,023,607	5,305,985	282,378
貸倒引当金(*1)	△3,739	—	—
	5,272,751	5,558,870	286,118
社債	482,356	513,801	31,445
売現先勘定	5,358	5,358	—
債券貸借取引受入担保金	382,564	382,564	—
金融派生商品(*2)	128,845	128,845	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(748)	(748)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	129,593	129,593	—

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

・資産

①現金及び預貯金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)に基づく有価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しております。

②買入金銭債権

買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)に基づく有

価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しており、時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割引く方法により算定された理論価格または取引相手先から入手した連結会計年度末日の時価等によっております。

③金銭の信託

信託財産として運用している市場価格のある有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等によっております。

預金と同様の性格を有する合同運用の金銭信託は短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

④有価証券

その他有価証券のうち市場価格のある国内株式については、連結会計年度末前 1 ヶ月の市場価格の平均等によっております。上記以外の有価証券については連結会計年度末日の市場価格等によっております。

なお、市場価格がない非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておらず、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、596,185 百万円であります。また、当連結会計年度において、非上場株式等について 211 百万円減損処理を行っております。

⑤貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割引いた価格によっております。なお、当社の破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

・負債

①社債

連結会計年度末日の情報ベンダーが提供する価格等によっております。

②売現先勘定

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

③債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

・金融派生商品

①株価指数先物、債券先物等の取引所取引の時価については、連結会計年度末日の終値または清算価格等によっております。

②外国為替予約等の店頭取引の時価については、連結会計年度末日の T T M、WM ロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格または情報ベンダーが提供する価格によっております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。

③金利スワップ取引の時価については、将来キャッシュ・フローの差額を現在価値に割引いた理論価格等によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注 2) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

①売買目的有価証券において、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は△4,583 百万円であります。

②満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	3,719,653	4,436,465	716,811
	②社債	518,348	594,193	75,845
	③その他	262,797	280,945	18,147
	合計	4,500,799	5,311,604	810,804
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	921	916	△5
	②社債	2,800	2,786	△13
	③その他	58,719	58,074	△645
	合計	62,441	61,777	△663

(*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

③責任準備金対応債券の目標デュレーション達成のための当連結会計年度中の売却額は889百万円であり、売却益の合計額は0百万円、売却損の合計額は27百万円であります。また、責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	7,356,786	8,778,393	1,421,607
	②社債	37,665	41,118	3,452
	③その他	33,070	33,376	305
	合計	7,427,523	8,852,888	1,425,365
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	122,298	118,896	△3,401
	合計	122,298	118,896	△3,401

④その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は1,049,828百万円であり、売却益の合計額は27,553百万円、売却損の合計額は38,191百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	1,548,799	4,227,216	2,678,417
	(2)債券	4,797,080	5,230,324	433,244
	①国債・地方債等	3,378,801	3,729,334	350,532
	②社債	1,418,278	1,500,990	82,711
	(3)その他	4,402,984	5,046,385	643,400
	合計	10,748,864	14,503,927	3,755,062
連結貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	123,241	112,743	△10,498
	(2)債券	218,475	212,102	△6,373
	①国債・地方債等	3,972	3,965	△6
	②社債	214,503	208,136	△6,366
	(3)その他	4,308,316	4,149,426	△158,889
	合計	4,650,033	4,474,271	△175,761

(*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

⑤上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式等について1,467百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預貯金	645,824	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	214,730
金銭の信託	3,000	—	—	—	—	—
貸付金(*)	595,199	656,353	684,120	532,415	802,941	1,752,316
有価証券						
満期保有目的の債券	165,898	351,442	370,613	411,853	812,693	2,250,024
責任準備金対応債券	—	45,771	225,172	56,556	297,165	6,925,156
その他有価証券のうち満期があるもの	711,362	1,374,381	2,396,841	1,206,293	1,730,068	5,790,650
合計	2,121,285	2,427,949	3,676,748	2,207,118	3,642,869	16,932,878

(*)貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない259百万円は含めておりません。

(*)貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

(注4) 社債、売現先勘定および債券貸借取引受入担保金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
社債	—	—	29,046	—	—	453,310
売現先勘定	5,358	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入 担保金	382,564	—	—	—	—	—
合計	387,922	—	29,046	—	—	453,310

16. 当社および一部の連結実質子会社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は585,700百万円、時価は736,616百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価（指標等を用いて調整を行ったものを含む）によっております。

17. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、28,445百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額はありません。また、延滞債権額は3,633百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額368百万円、延滞債権額2百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は24,812百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

18. 有形固定資産の減価償却累計額は、429,347百万円であります。

19. 一部の海外の連結実質子会社が資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額は次のとおりであります。

貸付金 621百万円

20. 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、876,492百万円であります。

なお、同勘定の負債の額も同額であります。

21. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当連結会計年度期首現在高	236,959百万円
前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額	169,815百万円
当連結会計年度社員配当金支払額	173,157百万円
利息による増加等	151百万円
当連結会計年度末現在高	233,768百万円

22. 保険業法第60条の規定により基金を50,000百万円新たに募集いたしました。

23. 基金を100,000百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。

24. 担保に供されている資産の額は、有価証券5,507百万円、貸付金105,781百万円であります。

25. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の連結貸借対照表価額は2,169,636百万円、売現先取引により買戻し条件付で売却した有価証券の連結貸借対照表価額は5,441百万円であります。

26. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、67,062百万円であります。

27. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債および外貨建劣後特約付社債453,310百万円を含んでおります。

28. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における今後の負担見積額は48,499百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。

29. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

一部の海外の連結実質子会社は、確定給付制度および確定拠出制度を設けております。

なお、一部の連結実質子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	361,873 百万円
勤務費用	12,026 百万円
利息費用	5,311 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	6,746 百万円
退職給付の支払額	△25,961 百万円
米国連結実質子会社における退職給付制度の 一部凍結	△5,241 百万円
その他	△1,949 百万円
期末における退職給付債務	352,805 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	445,853 百万円
期待運用収益	7,414 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	9,767 百万円
事業主からの拠出額	9,714 百万円
退職給付の支払額	△11,013 百万円
その他	△1,725 百万円
期末における年金資産	460,011 百万円

③退職給付債務および年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	344,547 百万円
年金資産	△460,011 百万円
	△115,463 百万円
非積立型制度の退職給付債務	8,258 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△107,205 百万円
退職給付に係る負債	6,328 百万円
退職給付に係る資産	△113,534 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△107,205 百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	12,026 百万円
利息費用	5,311 百万円
期待運用収益	△7,414 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	8,872 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△860 百万円
米国連結実質子会社における退職給付制度の 一部凍結損益	△4,977 百万円
その他	49 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	13,007 百万円

⑤その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	12,099 百万円
過去勤務費用	△859 百万円
合計	11,239 百万円

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	29,921 百万円
未認識過去勤務費用	3,411 百万円
合計	33,332 百万円

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	6.8%
株式	36.9%
生命保険一般勘定	29.0%
共同運用資産	21.8%
投資信託	3.3%
現金及び預金	0.7%
その他	1.4%
合計	100.0%

年金資産合計には、退職給付信託が 47.8%含まれております。

⑦長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における当社および一部の海外の連結実質子会社の主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	
国内	0.9%
海外	3.5～3.7%
長期期待運用収益率	
国内	
確定給付企業年金	2.0%
退職給付信託	0.0%
海外	3.9～7.3%

(3) 確定拠出制度

当社および連結実質子会社の確定拠出制度への要拠出額は、2,843 百万円であります。

30. 非連結実質子会社および関連会社の株式等は、180,079 百万円であります。

31. 繰延税金資産の総額は、708,838 百万円、繰延税金負債の総額は、1,076,209 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、7,963 百万円であります。

繰延税金資産の発生的主要原因別内訳は、保険契約準備金 432,814 百万円および価格変動準備金 191,543 百万円であります。

繰延税金負債の発生主なものは、その他有価証券の評価差額 958,930 百万円であります。

当連結会計年度における法定実効税率は 28.20%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△18.66%および米国の連邦法人税率変更による期末繰延税金負債の減額修正に係る△12.13%であります。

なお、米国税制改革法が 2017 年 12 月 22 日に成立したことに伴い、2018 年 1 月 1 日以降に回収または支払が見込まれる米国の連結実質子会社の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用される連邦法人税率 35.00%は、21.00%に変更されております。この変更により、当連結会計年度末における繰延税金負債は 31,696 百万円減少し、法人税等調整額は 31,696 百万円減少しております。

32. 当社は、2018 年 4 月 26 日に、次のとおり社債を発行しております。

2048 年満期米ドル建劣後特約付社債（利払繰延条項付）

(1) 発行価格

額面金額の 100%

(2) 発行総額

1,000 百万米ドル

(3) 利率

2028 年 4 月まで 年 5.10%（固定金利）

2028 年 4 月以降 固定金利（ステップアップあり。5 年ごとにリセット）

(4) 償還期限

2048 年 4 月（ただし、発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還可能）

(5) 担保および保証の内容

本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。

(6) 資金使途

一般事業資金

2017年度（2017年4月1日から 2018年3月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額	
経常収益		4,117,073
保険料等収入	3,024,398	
資産運用収入	958,785	
利息及び配当金等収入	832,383	
金銭の信託運用益	23	
有価証券売却益	27,554	
有価証券償還益	59,184	
貸倒引当金戻入額	270	
その他の運用収益	2,010	
特別勘定資産運用益	37,356	
その他の経常収益	133,890	
経常費用		3,746,883
保険金等支払金	2,428,801	
保険金	765,271	
年金	647,404	
給付金	508,026	
解約返戻金	421,909	
その他の戻金等	86,188	
責任準備金等繰入額	436,630	
支払備金繰入額	19,170	
責任準備金繰入額	417,353	
社員配当金積立利息繰入額	106	
資産運用費用	238,776	
支払利息	32,897	
有価証券売却損	38,219	
有価証券評価損	8,816	
有価証券償還損	4,307	
金融派生商品費用	110,895	
為替差損	8,679	
賃貸用不動産等減価償却費用	10,300	
その他の運用費用	24,660	
事業費用	461,670	
その他の経常費用	181,004	
経常利益		370,190
特別利益		1,678
固定資産等処分益	1,678	
偶発損失引当金戻入額	0	
特別損失		110,515
固定資産等処分損失	1,827	
減損損失	896	
価格変動準備金繰入額	107,196	
社会厚生事業増進助成金	553	
その他の特別損失	40	
税金等調整前当期純剰余		261,353
法人税及び住民税等		58,604
法人税等調整額		△63,225
法人税等合計		△4,621
当期純剰余		265,974
非支配株主に帰属する当期純剰余		935
親会社に帰属する当期純剰余		265,038

事業報告等

相互会社運営

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

附属資料

連結損益計算書の注記

1. 当連結会計期間における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

当社および一部の連結実質子会社は、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等ごとに1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用 途	件 数	減 損 損 失 (百万円)		
		土 地	建 物 等	計
賃貸不動産等	0 件	—	—	—
遊休不動産等	8 件	324	572	896
合 計	8 件	324	572	896

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については主に見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを1.92%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。

2017年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)連結基金等変動計算書

(単位:百万円)

	基 金 等					その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額		
当期首残高	310,000	520,000	452	514,726	1,345,179	2,542,572	39,643	117,025	△19,750	15,701	2,695,192	3,974	4,044,345
当期変動額													
基金の募集	50,000				50,000								50,000
社員配当準備金の積立				△169,815	△169,815								△169,815
基金償却積立金の積立		100,000			100,000								100,000
基金利息の支払				△1,846	△1,846								△1,846
親会社に帰属する当期純剰余				265,038	265,038								265,038
基金の償却	△100,000				△100,000								△100,000
基金償却準備金の取崩				△100,000	△100,000								△100,000
土地再評価差額金の取崩				△1,163	△1,163								△1,163
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				△133	△133								△133
合併による増加				235	235								235
米国税制改正に伴うその他の包括利益累計額の増減				△2,091	△2,091								△2,091
基金等以外の項目の当期変動額(純額)						41,354	△3,761	1,163	△7,734	8,159	39,181	0	39,181
当期変動額合計	△50,000	100,000	—	△9,774	40,225	41,354	△3,761	1,163	△7,734	8,159	39,181	0	79,406
当期末残高	260,000	620,000	452	504,951	1,385,404	2,583,926	35,881	118,189	△27,485	23,861	2,734,374	3,974	4,123,752

独立監査人の監査報告書

2018 年 5 月 16 日

明治安田生命保険相互会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金 井 沢 治 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 壁 谷 恵 嗣 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 熊 木 幸 雄 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 蓑 輪 康 喜 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、保険業法第 54 条の 4 第 2 項第 1 号の規定に基づき、明治安田生命保険相互会社の 2017 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日までの 2017 年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2018年5月16日

明治安田生命保険相互会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金 井 沢 治 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	壁 谷 恵 嗣 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	熊 木 幸 雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蓑 輪 康 喜 ㊞

当監査法人は、保険業法第54条の10第4項の規定に基づき、明治安田生命保険相互会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの2017年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結基金等変動計算書、連結計算書類の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田生命保険相互会社及び連結実質子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2017 年度（2017 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日まで）における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、保険業法第 53 条の 30 第 1 項第 1 号ロおよびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について執行役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第 27 条の 7 各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、事業報告、計算書類およびそれらの附属明細書ならびに連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

（2）計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2018 年 5 月 17 日

明治安田生命保険相互会社 監査委員会

監査委員 落 合 誠 一 ㊞

監査委員 木 瀬 照 雄 ㊞

監査委員 須 田 美矢子 ㊞

監査委員 北 村 敬 子 ㊞

監査委員 古 城 謙 治 ㊞

（注）監査委員 落合誠一、木瀬照雄、須田美矢子および北村敬子は、保険業法第 53 条の 2 第 5 項および第 53 条の 24 第 3 項に規定する社外取締役であります。

2. 相互会社制度運営に関する報告の件

■ 総代会

総代会は、保険業法（第42条第1項）の規定に基づいて、社員総会に代わる機関として社員から選出された総代により構成され、経営に関する重要事項について審議し、決議を行ないます。

■ 総代の定数

総代の定数は、定款（第14条）において222名と定めています。総代定数222名のうち200名については、①地域別選出による定数120名（社員数に比例して全都道府県から1名以上を選考）、②地域別選出によらない定数80名に配分し、幅広い層の社員から選ばれた総代構成となるようにしています。

また、22名については、総代選出プロセスの多様化を図り、透明性をさらに高めることを目的に導入した「立候補制」（総代となることを希望される社員からの立候補を受け付け、総代候補者を選定する制度）により選出される総代です。

上記の総代定数については、総代が社員の意思を代表し多様な視点から経営を監督するとともに、総代会において会社との質疑応答を通じた実質的な審議を行なううえで適正な水準であると考えています。

■ 総代の選出方法

総代は、社員お一人おひとりによる「社員投票」（信任投票）により選出されます。社員投票の結果、個々の総代候補者について不同意とする得票数が、有権者数（社員投票を実施する年の7月末日現在の社員数）の10分の1に満たない場合、総代に就任することが確定します。

総代の選出にあたっては、総代定数222名のうち200名については、2年ごとに定数の半数を改選することとし、総代候補者選考委員会が「総代候補者選考基準」を定め、幅広い層の社員から選定した総代候補者から選出します。また、22名については、「立候補制」により選定された総代候補者から選出します。

総代候補者選考委員会

総代候補者選考委員会（以下、選考委員会といいます。）は、同委員会が定めた「総代候補者選考委員選考基準」に基づき、社員のなかから選考され、総代会において選任された総代候補者選考委員で構成されています。また、選考委員会の任務を補佐する選考委員会事務局の事務局長を社外の人材に委嘱し、総代候補者の選定過程を通じ、選考委員会の会社からの独立性を確保することに努めています。

総代候補者選考委員選考基準

選考委員会が定めた総代候補者選考委員の選考基準は以下のとおりです。

- ・当社の社員であること
- ・生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心をもち、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有していること

- ・公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができること
- ・総代候補者選考委員会に出席可能であること
- ・当社の総代または役員もしくは職員ではないこと

総代候補者選考基準

選考委員会が定めた総代候補者の選考基準は以下のとおりです。

(1) 総代候補者の選考方針

総代候補者の選考にあたっては、社員の総意を代表しうよう、地域、年齢、性別、職業、保険加入期間等の要素を考慮し、非改選の総代を含め全体として総代の構成が広く各層を代表するものとなるように選考する。あわせて、社会公共活動への参画の状況、お客さま懇談会等において表明された意見等を考慮して、当会社の経営に対する具体的意見の提言および総代会における実質的な審議を期待できるかどうかを判断し、次の視点から経営をチェックできる総代の構成となるように選考するものとする。

ア．消費者としての視点

消費者、生活者等の見地から経営チェックを行なう視点

イ．経営者としての視点

会社経営者の見地から経営チェックを行なう視点

ウ．専門家としての視点

専門家の見地から経営チェックを行なう視点

(2) 総代候補者の資格要件

- ・当社の社員（ご契約者）であること
- ・生命保険業に理解と関心をもち、社員の代表としてふさわしい見識を有していること
- ・総代会に出席可能であること
- ・他社の総代に就任していないこと

立候補制について

総代選出規則に基づく、立候補制の概要は次のとおりです。

(1) 立候補の資格

- ・立候補の受付期間の末日現在、社員資格を 2 年以上継続して有している個人のご契約者（当社およびその子会社等の役職員を除く）であることを要します。

(2) 総代候補者の選定

- ・立候補者数が選出数 22 名を超えない場合は、立候補者を総代候補者として選定します。
- ・立候補者数が選出数 22 名を超えた場合は、以下の地域ブロック別定員数に基づき、立候補の人数が定員数を超える地域ブロックについては、抽選により総代候補者を選定し、定員数を超えない地域ブロックについては、立候補者を総代候補者として選定します。また、定員数に満たない地域ブロックがある場合は、不足する候補者について、他の地域ブロックで候補者に選定されなかった立候補者のなかから抽選で選定します。

＜地域ブロック別定員数＞

地域ブロック	都道府県	定員数
北海道・東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	2名
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川	8名
中部・北陸	新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知	4名
近畿	三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	4名
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	2名
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	2名
計		22名

■ 評議員会の開催

2017年7月4日開催の第70回定時総代会以降に開催された評議員会に付議した事項は次のとおりです。

第42回評議員会(2017年11月24日)

- ①2017年度上半期報告について
- ②「人事改革」の取組みについて

第43回評議員会(2018年2月22日)

- ①2017年度決算見通しについて
 - ②高齢者対応および障がい等で手続きに支障があるお客さま対応にかかる取組みについて
- また、2018年6月26日に開催予定の第44回評議員会に、次の事項を付議する予定です。

- ①2017年度決算の概要について
- ②健康増進プロジェクトの検討状況について
- ③第71回定時総代会決議事項について
- ④2017年度開催の「お客さま懇談会」で寄せられたご意見・ご要望等のうち、当会社の経営に関する重要な事項について

■ お客さま懇談会の開催

2017年度の「お客さま懇談会」は、2018年1月から3月にかけて、全国の支社等100会場で開催し、108名の総代を含む2,261名のお客さまにご出席いただきました。2017年度は、「2017年度上半期報告の概要」「MYイノベーション2020の概要」「社会貢献活動の取組み」等についてご説明し、ご出席のお客さまより8,859件の貴重なご意見・ご要望等いただきました。

お客さまから寄せられたご意見・ご要望等につきましては、会社経営に反映させるよう努めるとともに、その対応状況を『「お客さま懇談会」で寄せられたご意見・ご要望等について』（冊子）としてご出席いただいたお客さまにお届けしています。

決 議 事 項

総 代 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第 1 号議案 2017 年度剰余金処分案承認の件

本議案の内容は、前記報告事項 50 頁に記載のとおりであります。

2017 年度末処分剰余金は 2,395 億 7,747 万円となりました。これに不動産圧縮積立金取崩額 5 億 4,494 万円を加え、剰余金処分数額を 2,401 億 2,242 万円とさせていただきたいと存じます。

このうち、1,857 億 3,154 万円を社員（ご契約者）配当準備金として繰り入れ、残りの差引純剰余金のうち、5 億 6,100 万円を損失填補準備金として積み立て、11 億 7,100 万円を基金利息の支払いに充当し、さらに、その残額を任意積立金とさせていただきたいと存じます。

なお、任意積立金のうち基金償却準備金 520 億円は、基金の償却に備える目的で積み立てております。この結果、次期繰越剰余金はゼロとなります。

（注） 1. 保険業法第 121 条の規定に基づき、保険計理人から取締役会へ提出された意見書等において、「平成 29 年度末に保有するすべての保険契約について、責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられていること」、「平成 29 年度末におけるすべての社員に対する剰余金の分配案が公正・衡平なものであること」ならびに「財産の状況に関して、将来の時点における資産の額が、当該将来の時点における負債の額に対して、保険業の継続の観点から適正な水準を維持できること、および保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であること」を確認した旨の報告がなされております。

2. 2017 年度決算に基づく社員配当金の分配については、附属資料（84～106 頁）に記載のとおりであります。

第2号議案 基金の再募集および定款一部変更の件

1. 自己資本を充実させ、経営基盤をよりいっそう強固なものとするため、新たに 500 億円の基金を募集することとし、あわせて、基金の総額等に関する定款規定の変更を行なうものであります。

2. 定款変更案 (下線は変更部分を示すものであります。)

現行定款	変更案	変更の理由
第2章 基金 〔基金の総額〕 第5条 当会社の基金の総額（基金償却積立金を含む。）は、<u>8800 億円</u>とする。 第10章 計算 〔損失填補準備金〕 第54条 当会社は、損失填補準備金を <u>8800 億円</u>まで積み立てるものとする。 附 則 〔平成 29 年度の基金の拠出者の権利に関する事項〕 第5条 1. 平成 29 年度の基金の拠出者に対しては、第6条第1項の基金の償却を基金拠出の日から5年以内に行なう。 2. 本条は、前項の基金の償却の時をもって削除する。 <u>（新設）</u>	第2章 基金 〔基金の総額〕 第5条 当会社の基金の総額（基金償却積立金を含む。）は、<u>9300 億円</u>とする。 第10章 計算 〔損失填補準備金〕 第54条 当会社は、損失填補準備金を <u>9300 億円</u>まで積み立てるものとする。 附 則 〔平成 29 年度の基金の拠出者の権利に関する事項〕 第5条 1. 平成 29 年度の基金の拠出者に対しては、第6条第1項の基金の償却を基金拠出の日から5年以内に行なう。 2. 本条は、前項の基金の償却の時をもって削除する。<u>この場合において、以下の条数は繰り上げる。</u> <u>〔平成 30 年度の基金の拠出者の権利に関する事項〕</u> <u>第6条 1. 平成 30 年度の基金の拠出者に対しては、第6条第1項の基金の償却を基金拠出の日から5年以内に行なう。</u> <u>2. 本条は、前項の基金の償却の時をもって削除する。</u>	2018 年度（平成 30 年度）に基金を募集することに伴い、基金の総額の変更を行なうものであります。 2018 年度（平成 30 年度）に基金を募集することに伴い、損失填補準備金について、変更を行なうものであります。 次条として第 6 条を定めるため、基金の償却の時をもって条数の繰り上げの定款変更の効力が生じる旨を本条末尾に規定するものであります。 2018 年度（平成 30 年度）に基金を募集することに伴い、基金の償却についての事項を規定するものであります。なお、基金の償却の時をもって本条削除の定款変更の効力が生じるものであります。

第 3 号議案 総代候補者選考委員選任の件

総代候補者選考委員の任期満了（本総代会終結時）に伴い、定款第 16 条の規定により総代候補者選考委員 10 名の選任をお願いするものであります。

各候補者は、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有し、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができることを定めた総代候補者選考委員選考基準に基づき候補者とするものです。

総代候補者選考委員候補者の氏名、職業、新任・重任の区分等は次のとおりであります。

総代候補者選考委員候補者（敬称略・五十音順）

氏 名 (生年月日)	職業、候補者とした理由	区 分
井 手 明 彦 (1941 年 10 月 24 日)	三菱マテリアル株式会社 名誉顧問 井手氏は、非鉄金属事業を中核とする三菱マテリアル株式会社の社長を経て、現在は名誉顧問を務められており、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しております。また、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができるため、総代候補者選考委員候補者となりました。	重 任
長 内 温 子 (1963 年 2 月 4 日)	公認会計士・税理士 長内氏は、監査法人勤務、警察大学校助教授等を歴任、現在は、公認会計士・税理士として業務に携わられており、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しております。また、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができるため、総代候補者選考委員候補者となりました。	新 任
上 條 努 (1954 年 1 月 6 日)	サッポロホールディングス株式会社 会長 上條氏は、食品・飲料事業を中核とするサッポログループを傘下に持つサッポロホールディングス株式会社の社長を経て、現在は会長を務められており、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しております。また、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができるため、総代候補者選考委員候補者となりました。	新 任
酒 井 和 夫 (1947 年 2 月 28 日)	三菱ガス化学株式会社 会長 酒井氏は、化学工業事業を中核とする三菱ガス化学株式会社の社長を経て、現在は会長を務められており、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しております。また、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができるため、総代候補者選考委員候補者となりました。	新 任

氏 名 (生年月日)	職業、候補者とした理由	区 分
佐々木 百 合 (1967 年 5 月 26 日)	明治学院大学 経済学部 教授 佐々木氏は、国際金融、金融論を専門とする大学教授として研究に携わられており、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しております。また、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができるため、総代候補者選考委員候補者となりました。	重 任
佐 藤 英 彦 (1945 年 4 月 25 日)	弁護士 佐藤氏は、警察庁長官、警察共済組合理事長等歴任、現在は弁護士として業務に携わられており、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しております。また、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができるため、総代候補者選考委員候補者となりました。	新 任
重 川 純 子 (1965 年 1 月 24 日)	埼玉大学 教育学部 教授 重川氏は、家庭経営学、生活経済学を専門とする大学教授として研究に携わられており、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しております。また、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができるため、総代候補者選考委員候補者となりました。	重 任
鈴 木 由 里 (1968 年 7 月 9 日)	弁護士 鈴木氏は、金融取引、金融コンプライアンス等を専門とする弁護士として業務に携わられており、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しております。また、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができるため、総代候補者選考委員候補者となりました。	新 任
平 出 功 (1944 年 7 月 10 日)	T P R株式会社 相談役 平出氏は、機械事業を中核とするT P R株式会社の社長を経て、現在は相談役を務められており、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しております。また、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができるため、総代候補者選考委員候補者となりました。	重 任
堀 田 一 吉 (1960 年 8 月 12 日)	慶應義塾大学 商学部 教授 堀田氏は、保険学、保険政策論、生活保障論を専門とする大学教授として研究に携わられており、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しております。また、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができるため、総代候補者選考委員候補者となりました。	重 任

(注) 職業は、2018 年 5 月 23 日現在であります。

第 4 号議案 取締役 11 名選任の件

現在の取締役 11 名は、本総代会終結の時をもって任期満了となるため、指名委員会の決議に基づき、取締役鈴木伸弥、根岸秋男、山下敏彦、井福正博、服部重彦、落合誠一、木瀬照雄、須田美矢子、北村敬子、秋田正紀の 10 氏につきまして、あらためて選任をお願いするものであり、打保誠一郎氏につきまして、新たに選任をお願いするものであります。

指名委員会からは、同委員会で定めた選任基準に照らし、各取締役候補者は欠格事由に該当せず、社内取締役・社外取締役とも取締役候補者として必要な条件を満たしている旨の報告がされております。

取締役候補者の氏名、略歴等は次のとおりであります。

取締役候補者

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 〈重要な兼職〉
すず き のぶ や 鈴 木 伸 弥 (1955 年 5 月 21 日)	1979 年 4 月 安田生命保険相互会社入社 2008 年 7 月 明治安田生命保険相互会社 執行役 商品部長委嘱 2010 年 4 月 同 常務執行役 2013 年 7 月 同 取締役会長 代表執行役 指名委員 報酬委員 現在に至る 〈重要な兼職〉 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ 取締役
【取締役候補者とした理由】 鈴木氏は、これまでの当社個人営業部門、リスク管理統括部、商品部等における経験等により、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。 2013 年より取締役会長 代表執行役として当社経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としてしました。	

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 〈重要な兼職〉
ね ぎし あき お 根 岸 秋 男 (1958 年 10 月 31 日)	1981 年 4 月 明治生命保険相互会社入社 2009 年 7 月 明治安田生命保険相互会社 執行役 営業企画部長委嘱 2011 年 4 月 同 執行役 2012 年 4 月 同 常務執行役 2013 年 7 月 同 取締役 代表執行役社長 指名委員 報酬委員 現在に至る 〈重要な兼職〉 株式会社ニコン 取締役
【取締役候補者とした理由】 根岸氏は、これまでの当社個人営業部門、企画部、営業企画部等における経験等により、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。 2013 年より取締役 代表執行役社長として当社経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としてしました。	
やま した とし ひこ 山 下 敏 彦 (1955 年 12 月 25 日)	1979 年 4 月 明治生命保険相互会社入社 2010 年 7 月 明治安田生命保険相互会社 執行役 運用企画部長委嘱 2012 年 4 月 同 執行役 2012 年 7 月 同 常務執行役 資産運用部門長委嘱 2014 年 4 月 同 専務執行役 資産運用部門長委嘱 2016 年 4 月 同 執行役副社長 資産運用部門長委嘱 2016 年 7 月 同 取締役 執行役副社長 資産運用部門長委嘱 現在に至る 〈重要な兼職〉 株式会社山口銀行 取締役 タラックス・インターナショナル株式会社 監査役 なお、同氏は、2018 年 6 月 27 日付で日本化薬株式会社の監査役に就任する予定です。
【取締役候補者とした理由】 山下氏は、これまでの当社資産運用部門等を中心とした経験等により、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。 2016 年より取締役 執行役副社長として当社経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としてしました。	

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 〈重要な兼職〉
い ふく まさ ひろ 井 福 正 博 (1958 年 6 月 9 日)	1981 年 4 月 安田生命保険相互会社入社 2011 年 7 月 明治安田生命保険相互会社 執行役 証券運用部長委嘱 2013 年 4 月 同 執行役 2013 年 7 月 同 常務執行役 2015 年 4 月 同 専務執行役 2016 年 4 月 同 執行役副社長 2016 年 7 月 同 取締役 執行役副社長 現在に至る 〈重要な兼職〉 同氏は、2018 年 6 月 27 日付で安田倉庫株式会社の取締役に就任 する予定です。
【取締役候補者とした理由】 井福氏は、これまでの当社個人営業部門、証券運用部等における経験等により、当社の経営の重要事項の決定 および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しておりま す。 2016 年より取締役 執行役副社長として当社経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として、他の取締役 との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としました。	
う つ ぼ せい いち ろう 打 保 誠 一 郎 (1961 年 4 月 23 日)	1985 年 4 月 明治生命保険相互会社入社 2014 年 4 月 明治安田生命保険相互会社 秘書部長 2018 年 4 月 同 参事役 現在に至る
【取締役候補者とした理由】 打保氏は、これまでの当社企画部、秘書部等における経験等により、当社の経営の重要事項の決定および取締 役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。 取締役会の構成員として取締役会の監督機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としました。	

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 〈重要な兼職〉
はっ とり しげ ひこ 服 部 重 彦 (1941 年 8 月 21 日) 社外取締役候補者 【取締役在任期間】 6 年 【取締役会への出席状況】 12/12 回	1964 年 4 月 株式会社島津製作所入社 1993 年 6 月 同 取締役 1997 年 6 月 同 常務取締役 2003 年 6 月 同 代表取締役社長 2009 年 6 月 同 代表取締役会長 2012 年 7 月 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員 2014 年 7 月 同 取締役 報酬委員長 現在に至る 2015 年 6 月 株式会社島津製作所 相談役 現在に至る 〈重要な兼職〉 株式会社島津製作所 相談役 田辺三菱製薬株式会社 取締役 サッポロホールディングス株式会社 取締役 ブラザー工業株式会社 取締役
【社外取締役候補者とした理由】 服部氏は、株式会社島津製作所社長のほか、田辺三菱製薬株式会社等の社外役員や一般社団法人日本分析機器工業会会長等の要職を務めるなど、企業経営者として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。 2012 年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としてしました。 【社外取締役候補者が役員に就任している他の株式会社等の法令違反等の事実について】 服部氏が相談役を務める株式会社島津製作所は、2016 年 5 月に防衛省との航空機用補助動力装置の修理契約において、所定の手続きを経なければ本来使用できない部品を修理して取り付ける等といった不適切な行為を行っていたことを自発的に申告し、その事実について防衛省より、2017 年 6 月 9 日より 2017 年 9 月 22 日までの期間、指名停止措置を受けました。	

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 〈重要な兼職〉
おち あい せい いち 落 合 誠 一 (1944 年 4 月 10 日) 社外取締役候補者 【取締役在任期間】 6 年 【取締役会への出席状況】 12/12 回	1981 年 4 月 成蹊大学法学部 教授 1990 年 4 月 東京大学大学院法学政治学研究科・法学部 教授 2007 年 4 月 中央大学法科大学院 教授 2007 年 4 月 弁護士登録 2007 年 6 月 東京大学 名誉教授 現在に至る 2012 年 7 月 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員 監査委員 2014 年 7 月 同 取締役 監査委員長 指名委員 2017 年 7 月 同 取締役 監査委員長 報酬委員 現在に至る 〈重要な兼職〉 弁護士 日本電信電話株式会社 監査役 宇部興産株式会社 監査役
【社外取締役候補者とした理由】 落合氏は、会社法等を研究する大学教授としての幅広い知識と経験等に加え、日本電信電話株式会社監査役や宇部興産株式会社監査役を務めるなど、法律の専門家として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。 同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、2012 年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としてしました。 【社外取締役候補者が役員に就任している他の株式会社等の法令違反等の事実について】 落合氏が監査役を務める宇部興産株式会社において、2017 年 12 月 11 日、同社が 50%を出資する宇部丸善ポリエチレン株式会社が過去に販売した製品の一部に関して、お客さまとの契約に基づく製品検査項目の一部を実施していなかったことが判明しました。同氏は、判明までその事実を認識しておりませんでした。判明直後の取締役会において、①独立した調査委員会を立ち上げ、徹底した原因究明と包括的な再発防止策を委嘱すべきこと、②東京証券取引所の「不祥事対応のプリンシプル」に準拠して適切に対応することを提言し、その結果、2018 年 2 月 21 日付にて同社と利害関係のない弁護士および社外取締役に構成された調査委員会が設置されました。その後、同社は、同年 6 月 5 日付で調査委員会からの調査報告書を受領し、同年 6 月 7 日付で 16 事案（のべ 24 製品）における品質に関する不適切行為およびその再発防止策等について公表を行なっています。	

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 〈重要な兼職〉
き せ て る お 木 瀬 照 雄 (1947 年 4 月 29 日) 社外取締役候補者 【取締役在任期間】 4 年 【取締役会への出席状況】 12/12 回	1970 年 4 月 東陶機器株式会社（現TOTO株式会社）入社 1996 年 6 月 同 取締役 2000 年 6 月 同 取締役上席常務執行役員 2002 年 6 月 同 取締役専務執行役員 2003 年 6 月 同 代表取締役社長 2009 年 4 月 同 代表取締役会長 兼 取締役会議長 2014 年 4 月 同 取締役相談役 2014 年 6 月 同 相談役 2014 年 7 月 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員 監査委員 2017 年 6 月 TOTO株式会社 特別顧問 現在に至る 2017 年 7 月 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員長 監査委員 現在に至る 〈重要な兼職〉 TOTO株式会社 特別顧問
【社外取締役候補者とした理由】 木瀬氏は、TOTO株式会社社長のほか、西日本鉄道株式会社等の社外役員や一般社団法人九州経済連合会の副会長等の要職を務めるなど、企業経営者として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。 2014 年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としてしました。	

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 〈重要な兼職〉
す だ み や こ 須 田 美矢子 (1948 年 5 月 15 日) 社外取締役候補者 【取締役在任期間】 4 年 【取締役会への出席状況】 12/12 回	1988 年 4 月 専修大学経済学部 教授 1990 年 4 月 学習院大学経済学部 教授 2001 年 4 月 日本銀行政策委員会 審議委員 2011 年 5 月 一般財団法人キヤノングローバル 戦略研究所 特別顧問 現在に至る 2014 年 7 月 明治安田生命保険相互会社 取締役 監査委員 報酬委員 2017 年 7 月 同 取締役 指名委員 監査委員 現在に至る 〈重要な兼職〉 一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所 特別顧問 富士通株式会社 取締役 宇部興産株式会社 監査役 なお、同氏は、2018 年 6 月 25 日で富士通株式会社の取締役を 退任する予定です。
【社外取締役候補者とした理由】 須田氏は、経済学者としての幅広い知識に加え、日本銀行政策委員会審議委員や一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所特別顧問を務めるなど、金融経済の専門家として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。 同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、2014 年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としてしました。 【社外取締役候補者が役員に就任している他の株式会社等の法令違反等の事実について】 須田氏が取締役を務める富士通株式会社は、2016 年 7 月に、東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社）が発注する電力保安通信用機器の納入に関する独占禁止法違反行為について、公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたが、必要な対応についてすべて完了しております。また、2017 年 2 月には、中部電力株式会社が発注するハイブリッド光通信装置および伝送路用装置の納入に関して独占禁止法に違反する行為があったことについて、公正取引委員会より認定を受けました。なお、本案件については、排除措置命令および課徴金納付命令のいずれの命令も受けておりません。 また、同氏が監査役を務める宇部興産株式会社において、2017 年 12 月 11 日、同社が 50%を出資する宇部丸善ポリエチレン株式会社が過去に販売した製品の一部に関して、お客さまとの契約に基づく製品検査項目の一部を実施していなかったことが判明しました。同氏は、判明までその事実を認識しておりませんでした。判明直後の取締役会において、独立した調査委員会を立ち上げ、徹底した原因究明と包括的な再発防止策を委嘱すべきことを提言し、その結果、2018 年 2 月 21 日付にて同社と利害関係のない弁護士および社外取締役で構成された調査委員会が設置されました。その後、同社は、同年 6 月 5 日付で調査委員会からの調査報告書を受領し、同年 6 月 7 日付で 16 事案（のべ 24 製品）における品質に関する不適切行為およびその再発防止策等について公表を行なっています。	

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 〈重要な兼職〉
きた むら けい こ 北 村 敬 子 (1945 年 11 月 21 日) 社外取締役候補者 【取締役在任期間】 3 年 【取締役会への出席状況】 12/12 回	1981 年 4 月 中央大学商学部 教授 1997 年 11 月 同 商学部長 2004 年 4 月 同 副学長 2015 年 7 月 明治安田生命保険相互会社 取締役 監査委員 2016 年 4 月 中央大学 名誉教授 現在に至る 2017 年 7 月 明治安田生命保険相互会社 取締役 監査委員 報酬委員 現在に至る 〈重要な兼職〉 京王電鉄株式会社 監査役 日野自動車株式会社 監査役
【社外取締役候補者とした理由】 北村氏は、会計学を研究する専門家としての幅広い知識に加え、公益財団法人財務会計基準機構理事や京王電鉄株式会社監査役を務めるなど、財務および会計の専門家として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。 同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、2015 年より当社社外取締役等に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としてしました。	
あき た まさ き 秋 田 正 紀 (1958 年 12 月 24 日) 社外取締役候補者 【取締役在任期間】 1 年 【取締役会への出席状況】 8/9 回	1983 年 4 月 阪急電鉄株式会社入社 1991 年 7 月 株式会社松屋入社 1999 年 5 月 同 取締役 2001 年 5 月 同 常務取締役 2005 年 3 月 同 専務取締役 2005 年 5 月 同 代表取締役副社長 2007 年 5 月 同 代表取締役社長 2008 年 5 月 同 代表取締役社長執行役員 現在に至る 2017 年 7 月 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員 現在に至る 〈重要な兼職〉 株式会社松屋 代表取締役社長執行役員 株式会社ギンザコア 代表取締役会長
【社外取締役候補者とした理由】 秋田氏は、株式会社松屋社長等の要職を務めるなど、企業経営者として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。 2017 年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としてしました。	

(注) 1. 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職は、2018年5月15日現在であります。

2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. 取締役候補者選任の基本的な考え方は、以下のとおりであります。

- ・取締役候補者は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与し、取締役会の構成員として役割・責務を適切に果たしうる者を選考する。
- ・取締役候補者の選任にあたっては、指名委員会が定める選任基準に基づき、当社の経営管理ならびに執行役および取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を選任する。
- ・社外取締役候補者の選考にあたっては、社外取締役の独立性を確保するため、「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしていることを確認する。

4. 2018年7月3日付取締役候補者選任の基本的な考え方は、以下のとおりであります。

- ・2017年12月13日の指名委員会決議に基づき、「取締役の員数」は11人、「社外取締役・社内取締役の構成」については社外6人・社内5人とする。
- ・経営者としての経験、法律・金融経済・財務会計等の専門性、当社の業務に関する専門知識、在任年数など、取締役会を構成する取締役の多様性および知識・経験等のバランスを考慮するとともに、社内取締役については、当社の業務に関する専門知識等を有している者を取締役候補者として選任する。

5. 「社外取締役の独立性に関する基準」による当社からの独立性の確認状況は、以下のとおりであります。

・「社外取締役の独立性に関する基準」の確認状況

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
服 部 重 彦 氏	○	○	○	○	○
落 合 誠 一 氏	○	○	○	○	○
木 瀬 照 雄 氏	○	○	○	○	○
須 田 美 矢 子 氏	○	○	○	○	○
北 村 敬 子 氏	○	○	○	○	○
秋 田 正 紀 氏	○	○	○	○	○

・「○」は以下の基準を満たしていることを確認している。

- (1) 保険業法に定める社外取締役の要件を満たすこと
- (2) 直近 3 会計年度以内に、当社に対し専門的サービスを提供し、当社から役員報酬以外に年間 1,000 万円以上の報酬を受領していないこと
- (3) 当社または当社の特定事業者の役員・部長等・支社長・法人部長の配偶者または 3 親等以内の親族でないこと
- (4) 直近 3 会計年度以内に、当社年間収入保険料の 2%を超える保険取引を有する会社（有価証券報告書上の連結子会社を含む）・団体の役職員等でないこと
- (5) その総収入もしくは経常収益の 2%を超える寄付金を当社より受領している団体の役職員等でないこと

・上記のとおり、各社外取締役候補者と当社との間に、「社外取締役の独立性に関する基準」で独立性の判断基準として記載している事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、各社外取締役候補者について、当社からの独立性は確保されていると判断しております。

6. 当社と社外取締役との間では、保険業法第 53 条の 33 第 1 項に関する責任につき、1,000 万円または保険業法第 53 条の 36 で準用する会社法第 427 条第 1 項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しておりますが、6 名の社外取締役候補者があらためて選任された場合、同様の内容の契約を継続する予定です。

【第 1 号議案 附属資料】

社員配当金の分配について

第 1 号議案でご審議いただく「2017 年度剰余金処分案承認の件」に基づく 2018 年度社員配当金は次のとおりであります。

1. 個人保険・個人年金保険（除く 5 年ごと利差配当付保険・3 年ごと利差配当付保険・5 年ごと配当付保険）

(1) 通常配当

主契約および特約ごとに次のアからエにより計算した金額の合計額。ただし、合計額が負値の場合はこれを零とします。また、新養老保険、保障付積立保険、旧安田生命保険相互会社契約の新・養老保険の主契約部分で保険金が 500 万円未満の平準払契約については零とします。加えて、新養老保険、保障付積立保険および 1998 年 4 月 2 日以降締結の個人年金保険のうち一時払の契約については、特約を含めて零とします。

ア. 別表 1-1 および 1-2 に掲げる保険種類について、同表に記載する額

ただし、費差配当において、配当回数第 1 回目の契約はこれを零とし、保険料払込中かつ死亡保険金が 1,000 万円以上の契約は保険金額および配当回数に応じ、保険金 1 万円につき別表 2 の金額を加えます。

イ. 別表 3 に掲げる保険種類について、同表に記載する額

ウ. 1981 年 4 月 1 日以前に締結された契約で、延長定期保険に変更された契約について、生存保険金を上回る死亡保険金 1 万円につき 10 円の金額

エ. 別表 1-1 および 1-2 に掲げる保険種類中、1974 年から 1976 年の間に発売した疾病入院給付条項のある保険種類のうち、保険料払込中のものについて、被保険者の年齢および保険期間等に応じて入院給付金日額 1,000 円につき 185 円以下の金額

(2) 特別配当

ア. 1946 年 8 月 11 日以後 1955 年 3 月 31 日以前に締結された契約

2018 年度中に消滅する契約について、経過年数および保険料払込方法（回数）に応じて責任準備金に 67.5%から 200%までの率を乗じた金額

イ. 1955 年 4 月 1 日以後に締結された契約

零

2. 個人保険・個人年金保険（5年ごと利差配当付保険）

(1) 通常配当（利差配当）および特別配当の2018年度の割り振り額

主契約および特約ごとに次のアからイにより計算した金額の合計額。ただし、新生存給付金付定期保険特約が付加されている養老保険のうち、2008年1月2日以後の契約については特約も含めて零とします。また、こども保険(2012)については零とします。

ア. 下表の率（配当基準利回り）から予定利率を差し引いた率に責任準備金を乗じた額

		配当基準利回り
下記以外の契約	予定利率が2.0%以下の主契約、特約	1.85%
	予定利率が2.0%超3.0%以下の主契約、特約	1.65%
一時払養老買増特約	1999年4月2日以後2002年7月1日以前の契約	1.50%
	2002年7月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.15%
	2007年4月2日以後2008年4月1日以前の契約	1.50%
	2008年4月2日以後2009年4月1日以前の契約	1.25%
一時払終身保険	1998年7月2日以後1999年4月1日以前の契約	1.50%
	1999年4月2日以後2001年10月1日以前の契約	1.70%
	2001年10月2日以後2003年4月1日以前の契約	1.55%
	2003年4月2日以後2006年4月1日以前の契約	1.30%
	2006年4月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.35%
	2007年4月2日以後2012年1月1日以前の契約	1.55%
	2012年1月2日以後2015年7月1日以前の契約（注1）	予定利率 +0.05%
	2015年7月2日以後の契約（注1）	予定利率と同じ
一時払の最終生存者終身保険	1999年4月2日以後の契約	1.50%
一時払の終身買増特約、最終生存者終身買増特約、連生終身保険特約、および払込期間満了後終身買増特約	1999年4月2日以後2013年4月1日以前の契約	1.50%
	2013年4月2日以後の契約	1.00%
利率変動型一時払通増終身保険（注1） 利率変動型一時払通増終身保険（2016）（注1） 利率変動型一時払定期支払金付終身保険（注1） 利率変動型一時払通増終身保険（介護保障型）（注1）		予定利率と同じ
利率変動型一時払個人年金保険	年金開始前（注1）	予定利率と同じ
	2009年9月1日以前に年金開始した契約	1.15%
	2009年9月1日以前に年金開始日を繰下げた契約	1.25%
	2009年9月2日以後2014年2月28日以前に年金開始または年金開始日を繰下げた契約	1.00%
	2014年3月1日以後に年金開始または年金開始を繰下げた契約	0.55%
移行特約等（注2）	1999年4月2日以後2009年9月1日以前の契約	1.15%
	2009年9月2日以後の契約	1.00%

			配当基準利回り
一時払特別終身保険	2006年9月2日以後2007年4月1日以前の契約		1.40%
	2007年4月2日以後2011年11月30日以前の契約		1.50%
	2011年12月1日以後2011年12月31日以前の契約 (注1)	第1保険期間が5年の契約	1.50%
		第1保険期間が10年の契約	予定利率と同じ
	2012年1月1日以後の契約（注1）		予定利率と同じ
一時払個人年金保険	2006年9月2日以後2007年4月1日以前の契約		1.15%
一時払特別個人年金保険	2007年4月2日以後2009年9月1日以前の契約		1.25%（注3）
	2009年9月2日以後の契約		1.00%
一時払部分（転換、頭金）*、払済保険*、延長保険*			1.50%
一時払変額個人年金保険の一般勘定部分（年金開始前）	2005年1月1日以後2007年4月1日以前の契約		1.25%
	2007年4月2日以後2013年4月1日以前の契約		1.50%
	2013年4月2日以後の契約		1.00%
一時払変額個人年金保険の一般勘定部分（年金開始後）	2007年3月31日以前に年金開始した契約		1.00%
	2007年4月1日以後2009年9月1日以前に年金開始した契約		1.15%
	2009年9月2日以後2014年2月28日以前に年金開始した契約		1.00%
	2014年3月1日以後に年金開始した契約		0.55%
一時払変額個人年金保険（超過給付金型、ステップアップ型、超過給付金型〔Ⅱ型〕および年金原資保証型2012）の一般勘定部分	2014年2月28日以前に据置期間開始または年金開始した契約		1.00%
	2014年3月1日以後に据置期間開始または年金開始した契約		0.55%
個人年金保険（2011）	保険料払込期間が5年のもの		1.60%
	上記以外		1.85%
平準払の介護終身年金保障保険（年金開始後）	2012年9月2日以後2013年4月1日以前の契約		1.65%
	2013年4月2日以後の契約		1.30%
一時払の介護終身年金保障保険	2012年9月2日以後の契約（注1）		予定利率と同じ
一時払特別養老保険（指定通貨建）（注1） 利率変動型一時払特別終身保険（指定通貨建）（円建終身保険移行後も含む）（注1）			予定利率と同じ

*は安田生命保険相互会社のための保険契約

(注1) 予定利率は契約日 (円建終身保険移行後は移行日) ごとに設定

(注2) 移行前契約の責任準備金等、当会社に積み立てられた金額を振り替えて保険料に充当する場合は除きます。

(注3) 年金開始後は 1.15%

なお、契約転換条項による転換契約については、所要の調整を行ないます。

イ. 別表4に掲げる保険種類について、同表に記載する額

(2) 2018年度の割り振り累計額

2017年度の割り振り累計額を積立利率で付利し、2018年度の割り振り額を加えた金額を2018年度割り振り累計額とし、5年ごとの契約応当日が到来する契約（注4）に対して当該金額を配当として支払います。配当支払後の割り振り累計額は零とします。

（注4）2018年度に5年ごとの契約応当日が到来する契約は、1998年度契約、2003年度契約、2008年度契約および2013年度契約です。

3. 個人保険・個人年金保険（3年ごと利差配当付保険）

(1) 通常配当（利差配当）および特別配当の2018年度の割り振り額

主契約および特約ごとに次のアからイにより計算した金額の合計額

ア. 下表の率（配当基準利回り）から予定利率を差し引いた率に責任準備金を乗じた額

		配当基準利回り
下記以外の契約	予定利率が2.0%以下の契約	1.85%
	予定利率が2.0%超3.0%以下の契約	1.65%
主契約（第1保険期間）	2000年5月1日以後2013年4月1日以前の契約	1.70%
	2013年4月2日以後の契約	1.15%
生活サポート特約（年金開始後）	2004年2月1日以後2007年4月1日以前の契約	1.25%
	2007年4月2日以後2013年4月1日以前の契約	1.40%
	2013年4月2日以後の契約	1.30%
新・生活サポート特約（年金開始後）	2006年12月1日以後2013年4月1日以前の契約	1.40%
	2013年4月2日以後の契約	1.30%
生活サポート終身年金特約（年金開始後）	2011年10月2日以後2013年4月1日以前の契約	1.40%
	2013年4月2日以後の契約	1.30%
一時払の介護保障定期保険特約	2010年5月1日以後2013年4月1日以前の契約	1.50%
	2013年4月2日以後の契約	1.00%
移行特約等（注5）	2000年5月1日以後2009年9月1日以前の契約	1.15%
	2009年9月2日以後の契約	1.00%

（注5）移行前契約の責任準備金等、当会社に積み立てられた金額を振り替えて保険料に充当する場合は除きます。

イ. 別表4に掲げる保険種類について、同表に記載する額

(2) 2018年度の割り振り累計額

2017年度の割り振り累計額を積立利率で付利し、2018年度の割り振り額を加えた金額を2018年度割り振り累計額とし、3年ごとの契約応当日が到来する契約（注6）に対して当該金額を配当として支払います。配当支払後の割り振り累計額は零とします。

（注6）2018年度に3年ごとの契約応当日が到来する契約は、2003年度契約、2006年度契約、2009年度契約および2012年度契約です。

4. 個人保険・個人年金保険（5年ごと配当付保険）

(1) 通常配当（利差配当および危険差配当）の2018年度の割り振り額

主契約および特約ごとに次のアからイにより計算した金額の合計額

ア. 下表の率（配当基準利回り）から予定利率を差し引いた率に責任準備金を乗じた額

		配当基準利回り
下記以外の契約		1.85%
「終身入院買増特約、定期保険特約、終身保険特約および介護終身年金給付特約」のうち（充当）一時払	2009年7月1日以後2013年4月1日以前の契約	1.50%
	2013年4月2日以後の契約	1.00%
平準払の介護終身年金給付特約（年金開始後）	2009年7月1日以後2013年4月1日以前の契約	1.65%
	2013年4月2日以後の契約	1.30%
平準払の生活サポート終身年金特約（年金開始後）	2011年10月2日以後2013年4月1日以前の契約	1.40%
	2013年4月2日以後の契約	1.30%
一時払の生活サポート終身年金特約	2011年10月2日以後2013年4月1日以前の契約	年金開始前1.50% 年金開始後1.40%
	2013年4月2日以後の契約	1.00%
家計保障年金特約（年金開始後）	2014年6月2日以後の契約	1.30%

イ. 別表5に掲げる保険種類について、同表に記載する額

(2) 2018年度の割り振り累計額

2017年度の割り振り累計額を積立利率で付利し、2018年度の割り振り額を加えた金額を2018年度割り振り累計額とし、5年ごとの契約応当日が到来する契約（注7）に対して当該金額を配当として支払います。配当支払後の割り振り累計額は零とします。

（注7）2018年度に5年ごとの契約応当日が到来する契約は、2013年度契約です。

5. 団体保険

(1) 団体定期保険

団体の規模に応じて、危険差益に別表6の率を乗じた金額。

なお、団体定期保険無配当扱特約を付加した契約の危険差益については、無配当部分を除きます。

(2) 新・団体定期保険

団体の規模に応じて、危険差益に別表6の率を乗じた金額。

(3) 総合福祉団体定期保険（ヒューマン・ヴァリュー特約を含む）

団体の規模に応じて、危険差益に別表6の率を乗じた金額。

なお、総合福祉団体定期保険無配当扱特約を付加した契約の危険差益については無配当部分を除きます。

(4) 団体信用生命保険および消費者信用団体生命保険

団体の規模に応じて、危険差益に別表6の率を乗じた金額。

なお、特約の付加状況に応じた被保険者の集団において危険差損となる集団がある場合は、危険差益となる各集団の危険差益から、危険差損となる集団の危険差損について危険差益となる各集団の危険差益の規模により按分した金額を控除し、その金額を各集団の危険差益とします。ただし、この金額が負値の場合はこれを零とします。

(5) 団体定期保険年金払特約、新・団体定期保険年金払特約および総合福祉団体定期保険年金払特約責任準備金に次の率を乗じた金額。ただし、負値の場合はこれを零とします。

a. 予定利率 2.0%以下	1.85%－予定利率
b. 予定利率 2.0%超 3.0%以下	1.65%－予定利率
c. 予定利率 3.0%超 4.0%以下	1.50%－予定利率
d. 予定利率 4.0%超	1.15%－予定利率

(6) 団体終身保険（個人扱被保険者）

一時払退職後終身保険に準じます。

(7) 心身障害者扶養者生命保険

次のアおよびイの合計額。ただし、合計額が負値の場合はこれを零とします。

ア. 経過責任準備金に「1.85%－予定利率」を乗じた金額

イ. 危険差益に 95%を乗じた金額、または危険差損に 100%を乗じた金額

6. 団体年金保険

(1) 厚生年金基金保険、厚生年金基金保険（02）、確定給付企業年金保険および国民年金基金保険

経過責任準備金に次の率を乗じた金額。ただし、保険年度中に他商品から移行された場合には、移行前期間について所要の調整を行ないます。さらに、有期利率保証特約については零とします。

ア．厚生年金基金保険（02）、確定給付企業年金保険（特則一般勘定部分を除く）

1.81%－予定利率

イ．確定給付企業年金保険（特則一般勘定部分）

1.25%－予定利率

ウ．厚生年金基金保険、国民年金基金保険

1.35%－予定利率

なお、厚生年金基金保険および厚生年金基金保険（02）において還元融資を行なった団体については、所要の調整を行ないます。

(2) 企業年金保険、新企業年金保険および新企業年金保険（02）

次のアからウの合計額。ただし、アおよびウの合計額が負値の場合はこれを零とします。なお、企業年金保険については所要の調整を行ない、また、保険年度中に他商品から移行された場合には、移行前期間について所要の調整を行ないます。さらに、有期利率保証特約については零とします。

ア．利差配当は、経過責任準備金に次の率を乗じた金額

 a．新企業年金保険（02）（特則一般勘定部分を除く） 1.81%－予定利率

 b．新企業年金保険（02）（特則一般勘定部分） 1.25%－予定利率

 c．企業年金保険、新企業年金保険 1.35%－予定利率

イ．危険差益団体については、団体の規模に応じて、危険差益に50%から95%までの率を乗じた金額

ウ．責任準備金関係損益

(3) 拠出型企業年金保険（02）

次のアからウの合計額。ただし、アおよびウの合計額が負値の場合はこれを零とします。なお、保険年度中に他商品から移行された場合には、移行前期間について所要の調整を行ないます。

ア．利差配当は、経過責任準備金に次の率を乗じた金額

1.35%－予定利率

イ．危険差益団体については、団体の規模に応じて、危険差益に50%から95%までの率を乗じた金額

ウ．責任準備金関係損益

(4) 団体生存保険および新団体生存保険

次のアおよびイの合計額。ただし、合計額が負値の場合はこれを零とします。

ア．利差配当は、経過責任準備金に「1.35%－予定利率」を乗じた金額

イ．危険差益に95%を乗じた金額または危険差損に100%を乗じた金額

(5) 予定利率変動型確定拠出年金保険

零

7. 財形保険・財形年金保険

保険種類ごとに以下のとおりとしますが、正値となる場合には零とします。

(1) 勤労者財産形成給付金保険

経過責任準備金に「下表の率（配当基準利回り）－予定利率」を乗じた金額。ただし、負値の場合はこれを零とします。

	配当基準利回り
2013年3月31日以前の契約	1.50%
2013年4月1日以後の契約	1.25%

(2) 勤労者財産形成貯蓄積立保険、財形住宅貯蓄積立保険および財形年金積立保険

経過責任準備金に「1.50%－予定利率」を乗じた金額。ただし、負値の場合はこれを零とします。

(3) 財形年金保険

責任準備金に「1.50%－予定利率」を乗じた金額。ただし、負値の場合はこれを零とします。

8. 医療保障保険

(1) 医療保障保険（個人型）

次のアおよびイの合計額

ア. 死亡保険金 1 万円につき、被保険者の現在年齢に応じて 0.3 円以上 21.9 円以下の金額

イ. 入院給付金日額 1,000 円につき、被保険者の性別、現在年齢および配当回数に応じて 250 円以上 1,330 円以下の金額

(2) 医療保障保険（団体型）

団体の規模に応じて、危険差益に 25%から 70%までの率を乗じた金額

9. 就業不能保障保険

(1) 長期就業不能保障保険および長期就業不能保障保険無事故給付特約

契約ごとに計算した、別表 1-2 に記載する額の合計額

ただし、費差配当において、配当回数第 1 回目の契約はこれを零とし、保険料払込中かつ死亡保険金が 1,000 万円以上の契約は保険金額および配当回数に応じ、保険金 1 万円につき別表 2 の金額を加えます。また、合計額が負値の場合はこれを零とします。

(2) 団体就業不能保障保険

団体の規模に応じて、危険差益に別表 6 の率を乗じた金額

(3) 団体信用就業不能保障保険

団体の規模に応じて、危険差益に別表 6 の率を乗じた金額

別表1-1

保 険 種 類	費 差 配 当（保険料払込中）
養老保険	死亡保険金1万円につき 2.5円以上28.5円以下
安田の新・養老保険*	死亡保険金1万円につき 1.5円以上28.5円以下
新種養老保険*	死亡保険金1万円につき 24円以上55.5円以下
生活設計保険	死亡保険金1万円につき 14円以上28.5円以下
ダイヤモンド保険ゴールド	死亡保険金1万円につき 16円以上26.2円以下
オーダー設計の保険*	死亡保険金1万円につき 定期部分 13.5円以下 養老部分 1.5円以上18.5円以下
新種こども保険*	死亡保険金1万円につき 2.8円以上31.4円以下
個人定期保険（個人定期保険集団扱特約が付加されている場合を除く）	死亡保険金1万円につき 1円以上13.5円以下
新・定期保険（定期保険集団取扱特約が付加されている場合を除く）*	死亡保険金1万円につき 13.5円以下
生存給付金付終身保険	次の(1)および(2)の合計額 (1) 第2保険期間の死亡保険金1万円につき 1.75円以上19.5円以下 (2) 保険料1万円につき 150円以下
終身保険	死亡保険金1万円につき 2.5円以上12円以下
定期付終身保険*	死亡保険金1万円につき 42.5円以上66.5円以下
特種終身保険*	死亡保険金1万円につき 65.5円以上76円以下
新・終身保険*	死亡保険金1万円につき 1.5円以上12円以下
高齢者重度介護年金付終身保険	死亡保険金1万円につき 8円
介護年金付終身保険	保険料払込終了直前の死亡保険金1万円につき 1.25円以上
特別終身保険（重度介護年金型）*	基本保険金1万円につき 8円
生存給付金付定期保険	死亡保険金1万円につき 1.471円以上8円以下
祝金つき定期保険*	死亡保険金1万円につき 4.5円以下
新・祝金つき定期保険*	死亡保険金1万円につき 0.2円
医療給付つき女性保険*	死亡保険金1万円につき 0.1円以上4.5円以下
最終生存者終身保険	死亡保険金1万円につき 2.5円以上4.5円以下
変額保険	基本保険金1万円につき 0円
変額保険（終身型）*	死亡保険金1万円につき 0円
特定疾病保障定期保険	死亡保険金1万円につき 4.5円以下
特定疾病保障終身保険*	死亡保険金1万円につき 2.5円以上4.5円以下
新通増定期保険	基本保険金1万円につき 0円

- (注) 1. 表中*印は安田生命保険相互会社のみの保険契約を示しております（以下同じ）。
2. ダイヤモンド保険ゴールド、生存給付金付終身保険および家族保障特約（1978年6月26日以後に締結されたもの）には、災害疾病関係配当を含みます。
3. 移行特約とは、年金移行特約、夫婦年金移行特約、介護保障移行特約、個人年金保険夫婦年金移行特約、個人年金保険介護保障付年金移行特約および個人年金保険夫婦介護保障付年金移行特約を指します。

別表1-1 (続)

利 差 配 当 等	危 険 差 配 当																																																																																																																																																																																																																																																																																			
責任準備金に次の率を乗じた金額 (1) 下記以外の契約 ア. 予定利率が2.0%以下の保険種類 1. 85%－予定利率 イ. 予定利率が2.0%超3.0%以下の保険種類 1. 65%－予定利率 ウ. 予定利率が3.0%超4.0%以下の保険種類 1. 50%－予定利率 エ. 予定利率が4.0%超の保険種類 1. 15%－予定利率 (2) 新養老保険のうち一時払の以下の契約 1995年9月2日以後、2002年7月1日以前の契約 1. 50%－予定利率 2002年7月2日以後、2006年4月1日以前の契約 1. 00%－予定利率 2006年4月2日以後、2007年1月1日以前の契約 1. 10%－予定利率 2007年1月2日以後、2008年4月1日以前の契約 1. 50%－予定利率 2008年4月2日以後、2009年4月1日以前の契約 1. 25%－予定利率 2009年4月2日以後、2010年4月1日以前の契約 1. 10%－予定利率 2010年4月2日以後の契約 1. 00%－予定利率 (3) 個人年金保険のうち一時払の以下の契約 1998年4月2日以後、2002年7月1日以前の契約 1. 25%－予定利率 2002年7月2日以後、2007年4月1日以前の契約 1. 00%－予定利率 2007年4月2日以後、2009年9月1日以前の契約 年金開始前 1. 25%－予定利率 年金開始後 1. 15%－予定利率 2009年9月2日以後の契約 1. 00%－予定利率 (4) 終身保険のうち一時払の以下の契約 1998年7月2日以後、1999年4月1日以前の契約 2. 05%－予定利率 1999年4月2日以後、2003年4月1日以前の契約 1. 55%－予定利率 2003年4月2日以後、2007年4月1日以前の契約 1. 30%－予定利率 2007年4月2日以後の契約 1. 55%－予定利率 (5) 介護年金付終身保険および最終生存者終身保険のうち一時払の以下の契約 1999年4月2日以後の契約 1. 50%－予定利率 (6) 養老買増特約のうち一時払の以下の契約 1999年4月2日以後、2002年7月1日以前の契約 1. 50%－予定利率 2002年7月2日以後、2007年4月1日以前の契約 1. 10%－予定利率 2007年4月2日以後、2008年4月1日以前の契約 1. 50%－予定利率 2008年4月2日以後、2009年4月1日以前の契約 1. 25%－予定利率 (7) 終身買増特約、最終生存者終身買増特約、連生終身保険特約および払込期間満了後終身買増特約のうち一時払の以下の契約 1999年4月2日以後2013年4月1日以前の契約 1. 50%－予定利率 2013年4月2日以後の契約 1. 00%－予定利率	(1) 危険保険金1万円につき被保険者の現在年齢に応じて下表に例示する金額 ただし、定期付終身保険（連生）*、特種終身保険（連生）*および新種こども保険*においては、被保険者死亡の場合の危険保険金1万円につき被保険者の現在年齢に応じて下表に例示する金額と、契約者死亡の場合の危険保険金1万円につき契約者の現在年齢に応じて下表に例示する金額との合計額 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">保険契約締結日</th><th rowspan="2">性別</th><th colspan="8">現 在 年 齢</th></tr><tr><th>10歳</th><th>20歳</th><th>30歳</th><th>40歳</th><th>50歳</th><th>60歳</th><th>70歳</th><th>80歳</th></tr><tr><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">1964年3月31日以前</td><td>男</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>67.2</td><td>145.4</td><td>304.0</td><td>609.2</td></tr><tr><td>女</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>86.2</td><td>193.8</td><td>431.6</td><td>934.6</td></tr><tr><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">1964年4月1日以後 1969年5月31日以前</td><td>男</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>45.6</td><td>97.7</td><td>203.4</td><td>371.3</td></tr><tr><td>女</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>64.0</td><td>149.1</td><td>344.9</td><td>722.4</td></tr><tr><td rowspan="2">3</td><td rowspan="2">1969年6月1日以後 1974年5月1日以前</td><td>男</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>14.7</td><td>33.8</td><td>87.6</td><td>231.3</td><td>598.6</td></tr><tr><td>女</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>21.6</td><td>51.9</td><td>134.6</td><td>355.6</td><td>921.0</td></tr><tr><td rowspan="2">4</td><td rowspan="2">1974年5月2日以後 1976年3月1日以前</td><td>男</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>6.8</td><td>8.3</td><td>20.1</td><td>52.8</td><td>136.2</td></tr><tr><td>女</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>14.6</td><td>28.1</td><td>71.1</td><td>184.5</td><td>471.4</td></tr><tr><td rowspan="2">5</td><td rowspan="2">1976年3月2日以後 1981年4月1日以前</td><td>男</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>6.8</td><td>8.3</td><td>20.1</td><td>52.8</td><td>136.2</td></tr><tr><td>女</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>8.9</td><td>13.6</td><td>31.1</td><td>74.9</td><td>177.3</td></tr><tr><td rowspan="2">6</td><td rowspan="2">1981年4月2日以後 1985年4月1日以前</td><td>男</td><td>—</td><td>—</td><td>1.4</td><td>1.6</td><td>1.8</td><td>9.1</td><td>21.7</td><td>51.3</td></tr><tr><td>女</td><td>—</td><td>—</td><td>2.5</td><td>3.4</td><td>4.8</td><td>9.8</td><td>23.5</td><td>58.4</td></tr><tr><td rowspan="2">7</td><td rowspan="2">1985年4月2日以後 1990年4月1日以前</td><td>男</td><td>—</td><td>—</td><td>0.7</td><td>1.0</td><td>1.2</td><td>3.4</td><td>9.9</td><td>29.6</td></tr><tr><td>女</td><td>—</td><td>—</td><td>0.3</td><td>0.7</td><td>1.1</td><td>2.1</td><td>6.1</td><td>19.3</td></tr><tr><td rowspan="2">8</td><td rowspan="2">1990年4月2日以後 1996年4月1日以前</td><td>男</td><td>—</td><td>0.4</td><td>0.5</td><td>0.6</td><td>0.9</td><td>2.8</td><td>7.2</td><td>21.0</td></tr><tr><td>女</td><td>—</td><td>0.3</td><td>0.3</td><td>0.3</td><td>0.3</td><td>0.3</td><td>7.2</td><td>23.2</td></tr><tr><td rowspan="2">9</td><td rowspan="2">1996年4月2日以後 2007年4月1日以前</td><td>男</td><td>0.4</td><td>4.4</td><td>1.3</td><td>2.7</td><td>6.9</td><td>30.6</td><td>42.3</td><td>42.3</td></tr><tr><td>女</td><td>0.3</td><td>0.6</td><td>0.5</td><td>1.5</td><td>3.8</td><td>11.8</td><td>20.6</td><td>20.6</td></tr><tr><td rowspan="2">10</td><td rowspan="2">2007年4月2日以後</td><td>男</td><td>0.3</td><td>1.4</td><td>1.2</td><td>1.9</td><td>5.5</td><td>11.8</td><td>18.7</td><td>18.7</td></tr><tr><td>女</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td>0.8</td><td>0.8</td><td>2.1</td><td>2.8</td><td>7.3</td><td>7.3</td></tr></table> (注) 1. 1994年4月1日以前に締結された生存給付金付終身保険については、上表区分5を適用します。 2. 高齢者重度介護年金付終身保険については、上表区分7を適用します。 3. 上記にかかわらず、更新済の定期保険特約等については零とします。 4. 上記にかかわらず、更新時の内容変更制度により定期保険特約等から変更された養老買増特約および終身買増特約については零とします。 5. 1996年4月2日以後2001年4月1日以前に締結された安田生命保険相互会社の転換契約については、上表区分9に所要の調整を行ないます。 6. 終身年金保険*については、上記区分2を適用します。 7. 一時払変額個人年金保険、年金保険*、年金支払特約および移行特約には、危険差配当はありません。 8. 特定疾病保障定期保険、特定疾病保障終身保険*、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障定期特約*および特定疾病保障終身特約*については下表に例示する金額 <table><tr><th rowspan="2">保険契約締結日</th><th rowspan="2">性別</th><th colspan="8">現 在 年 齢</th></tr><tr><th>10歳</th><th>20歳</th><th>30歳</th><th>40歳</th><th>50歳</th><th>60歳</th><th>70歳</th><th>80歳</th></tr><tr><td rowspan="2">2007年4月1日以前</td><td>男</td><td>0.1</td><td>2.1</td><td>0.6</td><td>5.3</td><td>14.6</td><td>10.4</td><td>28.4</td><td>124.1</td></tr><tr><td>女</td><td>0.0</td><td>0.2</td><td>0.6</td><td>1.4</td><td>4.3</td><td>7.9</td><td>59.1</td><td>204.4</td></tr><tr><td rowspan="2">2007年4月2日以後</td><td>男</td><td>0.4</td><td>1.5</td><td>1.2</td><td>2.7</td><td>5.6</td><td>20.3</td><td>40.6</td><td>77.4</td></tr><tr><td>女</td><td>0.3</td><td>0.4</td><td>0.7</td><td>1.9</td><td>4.7</td><td>9.3</td><td>23.0</td><td>30.9</td></tr></table> * 1996年4月2日以後2001年4月1日以前に締結された安田生命保険相互会社の転換契約については、所要の調整を行ないます。	区分	保険契約締結日	性別	現 在 年 齢								10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	1	1964年3月31日以前	男	—	—	—	—	67.2	145.4	304.0	609.2	女	—	—	—	—	86.2	193.8	431.6	934.6	2	1964年4月1日以後 1969年5月31日以前	男	—	—	—	—	45.6	97.7	203.4	371.3	女	—	—	—	—	64.0	149.1	344.9	722.4	3	1969年6月1日以後 1974年5月1日以前	男	—	—	—	14.7	33.8	87.6	231.3	598.6	女	—	—	—	21.6	51.9	134.6	355.6	921.0	4	1974年5月2日以後 1976年3月1日以前	男	—	—	—	6.8	8.3	20.1	52.8	136.2	女	—	—	—	14.6	28.1	71.1	184.5	471.4	5	1976年3月2日以後 1981年4月1日以前	男	—	—	—	6.8	8.3	20.1	52.8	136.2	女	—	—	—	8.9	13.6	31.1	74.9	177.3	6	1981年4月2日以後 1985年4月1日以前	男	—	—	1.4	1.6	1.8	9.1	21.7	51.3	女	—	—	2.5	3.4	4.8	9.8	23.5	58.4	7	1985年4月2日以後 1990年4月1日以前	男	—	—	0.7	1.0	1.2	3.4	9.9	29.6	女	—	—	0.3	0.7	1.1	2.1	6.1	19.3	8	1990年4月2日以後 1996年4月1日以前	男	—	0.4	0.5	0.6	0.9	2.8	7.2	21.0	女	—	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	7.2	23.2	9	1996年4月2日以後 2007年4月1日以前	男	0.4	4.4	1.3	2.7	6.9	30.6	42.3	42.3	女	0.3	0.6	0.5	1.5	3.8	11.8	20.6	20.6	10	2007年4月2日以後	男	0.3	1.4	1.2	1.9	5.5	11.8	18.7	18.7	女	0.2	0.4	0.8	0.8	2.1	2.8	7.3	7.3	保険契約締結日	性別	現 在 年 齢								10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	2007年4月1日以前	男	0.1	2.1	0.6	5.3	14.6	10.4	28.4	124.1	女	0.0	0.2	0.6	1.4	4.3	7.9	59.1	204.4	2007年4月2日以後	男	0.4	1.5	1.2	2.7	5.6	20.3	40.6	77.4	女	0.3	0.4	0.7	1.9	4.7	9.3	23.0	30.9
区分	保険契約締結日				性別	現 在 年 齢																																																																																																																																																																																																																																																																														
		10歳	20歳	30歳		40歳	50歳	60歳	70歳	80歳																																																																																																																																																																																																																																																																										
1	1964年3月31日以前	男	—	—	—	—	67.2	145.4	304.0	609.2																																																																																																																																																																																																																																																																										
		女	—	—	—	—	86.2	193.8	431.6	934.6																																																																																																																																																																																																																																																																										
2	1964年4月1日以後 1969年5月31日以前	男	—	—	—	—	45.6	97.7	203.4	371.3																																																																																																																																																																																																																																																																										
		女	—	—	—	—	64.0	149.1	344.9	722.4																																																																																																																																																																																																																																																																										
3	1969年6月1日以後 1974年5月1日以前	男	—	—	—	14.7	33.8	87.6	231.3	598.6																																																																																																																																																																																																																																																																										
		女	—	—	—	21.6	51.9	134.6	355.6	921.0																																																																																																																																																																																																																																																																										
4	1974年5月2日以後 1976年3月1日以前	男	—	—	—	6.8	8.3	20.1	52.8	136.2																																																																																																																																																																																																																																																																										
		女	—	—	—	14.6	28.1	71.1	184.5	471.4																																																																																																																																																																																																																																																																										
5	1976年3月2日以後 1981年4月1日以前	男	—	—	—	6.8	8.3	20.1	52.8	136.2																																																																																																																																																																																																																																																																										
		女	—	—	—	8.9	13.6	31.1	74.9	177.3																																																																																																																																																																																																																																																																										
6	1981年4月2日以後 1985年4月1日以前	男	—	—	1.4	1.6	1.8	9.1	21.7	51.3																																																																																																																																																																																																																																																																										
		女	—	—	2.5	3.4	4.8	9.8	23.5	58.4																																																																																																																																																																																																																																																																										
7	1985年4月2日以後 1990年4月1日以前	男	—	—	0.7	1.0	1.2	3.4	9.9	29.6																																																																																																																																																																																																																																																																										
		女	—	—	0.3	0.7	1.1	2.1	6.1	19.3																																																																																																																																																																																																																																																																										
8	1990年4月2日以後 1996年4月1日以前	男	—	0.4	0.5	0.6	0.9	2.8	7.2	21.0																																																																																																																																																																																																																																																																										
		女	—	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	7.2	23.2																																																																																																																																																																																																																																																																										
9	1996年4月2日以後 2007年4月1日以前	男	0.4	4.4	1.3	2.7	6.9	30.6	42.3	42.3																																																																																																																																																																																																																																																																										
		女	0.3	0.6	0.5	1.5	3.8	11.8	20.6	20.6																																																																																																																																																																																																																																																																										
10	2007年4月2日以後	男	0.3	1.4	1.2	1.9	5.5	11.8	18.7	18.7																																																																																																																																																																																																																																																																										
		女	0.2	0.4	0.8	0.8	2.1	2.8	7.3	7.3																																																																																																																																																																																																																																																																										
保険契約締結日	性別	現 在 年 齢																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳																																																																																																																																																																																																																																																																											
2007年4月1日以前	男	0.1	2.1	0.6	5.3	14.6	10.4	28.4	124.1																																																																																																																																																																																																																																																																											
	女	0.0	0.2	0.6	1.4	4.3	7.9	59.1	204.4																																																																																																																																																																																																																																																																											
2007年4月2日以後	男	0.4	1.5	1.2	2.7	5.6	20.3	40.6	77.4																																																																																																																																																																																																																																																																											
	女	0.3	0.4	0.7	1.9	4.7	9.3	23.0	30.9																																																																																																																																																																																																																																																																											

別表1-1 (続)

保 険 種 類	費 差 配 当 (保険料払込中)
割増特約	死亡保険金1万円につき 18.5円
定期保険特約	死亡保険金1万円につき 13.5円以下
収入保障特約	各年の換算保険金の平均値1万円につき 1円以上2.5円以下
通減定期保険特約	各年の換算保険金の平均値1万円につき 2.5円以下
生存給付金付定期保険特約	死亡保険金1万円につき 1.3円以上4.5円以下
祝金つき定期保険特約*	死亡保険金1万円につき 1.225円以上2.17375円以下
祝金つき定期保険特約(1999)*	死亡保険金1万円につき 1円以下
新生存給付金付定期保険特約	死亡保険金1万円につき 1.525円
特定疾病保障定期保険特約	死亡保険金1万円につき 1.15円以下
特定疾病保障終身保険特約*	死亡保険金1万円につき 1.5円以上2.5円以下
重度障害保障定期保険特約	死亡保険金1万円につき 1円
総合障害保障定期特約*	死亡保険金1万円につき 0円
家族保障特約 (1985年4月2日以後に締結されたもの)	妻部分：家族基準保険金1万円につき 9.7円以上11.625円以下 子部分：家族基準保険金1万円につき 8.61円以上11.06円以下
養老買増特約	死亡保険金1万円につき 2.5円以上8円以下
養老保険買増特約*	死亡保険金1万円につき 2.5円以上8円以下
終身買増特約	死亡保険金1万円につき 2.5円以上8円以下
終身保険買増特約*	死亡保険金1万円につき 1.5円以上8円以下
介護年金付終身保険定期保険特約	死亡保険金1万円につき 1円以上2.5円以下
重度介護給付組込定期保険特約*	死亡保険金1万円につき 8円
連生終身保険特約	死亡保険金1万円につき 2.5円以上4.5円以下
最終生存者終身買増特約	死亡保険金1万円につき 2.5円以上4.5円以下
ファミリー定期保険特約	死亡保険金1万円につき 13.5円以下
個人年金保険	1963年4月1日以後1974年8月1日以前締結のもの 年金月額100円につき 18.5円 1979年5月26日以後締結のもの 年金原資1万円につき 1.25円以上11.75円以下
年金買増特約	年金原資1万円につき 1.25円以上4円以下
新・年金保険*	年金原資1万円につき 0.375円以上3円以下
新・年金保険(1994)*	個別月払営業保険料×払込年数 1万円につき 4.5円以上7.5円以下
一時払変額個人年金保険	—
年金保険*、年金支払特約および移行特約	—

別表1-1 (続)

利 差 配 当 等	危 険 差 配 当																																																																																																																																																																																								
(8) 年金買増特約のうち一時払の以下の契約 1999年4月2日以後、2002年7月1日以前の契約 1.25％－予定利率 2002年7月2日以後、2007年4月1日以前の契約 1.00％－予定利率 2007年4月2日以後、2009年9月1日以前の契約 年金開始前 1.25％－予定利率 年金開始後 1.15％－予定利率 2009年9月2日以後の契約 1.00％－予定利率 (9) 一時払変額個人年金保険のうち一般勘定に移行した以下の契約 2007年4月2日以後、2009年9月1日以前に一般勘定に移行した契約 年金開始前 1.15％－予定利率 2009年9月2日以後、2014年2月28日以前に一般勘定に移行した契約 年金開始前 1.00％－予定利率 2014年3月1日以後に一般勘定に移行した契約 年金開始前 0.55％－予定利率 年金開始後の契約 零 (10) 移行特約（注2） 1999年4月2日以後、2002年7月1日以前の契約 1.15％－予定利率 2002年7月2日以後、2007年4月1日以前の契約 1.00％－予定利率 2007年4月2日以後、2009年9月1日以前の契約 1.15％－予定利率 2009年9月2日以後の契約 1.00％－予定利率 (11) 安田の新・養老保険*のうち一時払の以下の契約 1995年9月9日以後、2002年6月30日以前の契約 1.50％－予定利率 2002年7月1日以後の契約 1.00％－予定利率 (12) 新・年金保険*、新・年金保険(1994)*のうち一時払の以下の契約 1998年5月6日以後、2002年6月30日以前の契約 1.50％－予定利率 2002年7月1日以後の契約 1.00％－予定利率 (13) 新・終身保険*のうち一時払の以下の契約 1998年10月2日以後、1999年4月1日以前の契約 2.05％－予定利率 1999年4月2日以後、2001年4月1日以前の契約 1.80％－予定利率 2001年4月2日以後の契約 1.55％－予定利率 また、契約転換条項により、明治安田生命契約へ転換した契約については、所要の調整を行ないます。 (注) 1. 変額保険、変額保険(終身型)*には利差配当はありません。 2. 移行特約のうち移行前の保険契約の責任準備金等、当会社に積み立てられた金額を振り替えて保険料に充当する場合は(1)によります。	9. 重度障害保障定期保険特約については下表に例示する金額 <table><tr><th rowspan="2">保険契約締結日</th><th rowspan="2">性別</th><th colspan="8">現 在 年 齢</th></tr><tr><th>10歳</th><th>20歳</th><th>30歳</th><th>40歳</th><th>50歳</th><th>60歳</th><th>70歳</th><th>80歳</th></tr><tr><td rowspan="2">2007年4月1日以前</td><td>男</td><td>円 1.1</td><td>円 5.1</td><td>円 1.4</td><td>円 3.5</td><td>円 5.1</td><td>円 35.7</td><td>円 57.5</td><td>円 152.8</td></tr><tr><td>女</td><td>0.2</td><td>0.9</td><td>1.0</td><td>2.8</td><td>4.3</td><td>16.7</td><td>47.8</td><td>135.8</td></tr><tr><td rowspan="2">2007年4月2日以後</td><td>男</td><td>1.0</td><td>1.9</td><td>2.0</td><td>2.7</td><td>3.7</td><td>15.6</td><td>26.5</td><td>45.4</td></tr><tr><td>女</td><td>0.1</td><td>0.7</td><td>1.0</td><td>1.9</td><td>2.6</td><td>6.6</td><td>17.7</td><td>38.1</td></tr></table> 10. 総合障害保障定期特約*については下表に例示する金額 <table><tr><th rowspan="2">保険契約締結日</th><th rowspan="2">性別</th><th colspan="8">現 在 年 齢</th></tr><tr><th>10歳</th><th>20歳</th><th>30歳</th><th>40歳</th><th>50歳</th><th>60歳</th><th>70歳</th><th>80歳</th></tr><tr><td rowspan="2">2007年4月1日以前</td><td>男</td><td>円 0.7</td><td>円 3.7</td><td>円 0.8</td><td>円 2.6</td><td>円 7.7</td><td>円 43.5</td><td>円 65.5</td><td>円 252.8</td></tr><tr><td>女</td><td>0.6</td><td>1.0</td><td>1.1</td><td>3.1</td><td>6.8</td><td>22.2</td><td>57.9</td><td>210.9</td></tr><tr><td rowspan="2">2007年4月2日以後</td><td>男</td><td>0.3</td><td>1.6</td><td>1.3</td><td>2.5</td><td>5.2</td><td>19.4</td><td>37.8</td><td>89.3</td></tr><tr><td>女</td><td>0.3</td><td>0.7</td><td>0.9</td><td>1.9</td><td>4.7</td><td>10.8</td><td>28.2</td><td>77.8</td></tr></table> ・1996年4月2日以後2001年4月1日以前に締結された安田生命保険相互会社の転換契約については、所要の調整を行ないます。 11. 新通増定期保険については下表に例示する金額 <table><tr><th rowspan="2">保険契約締結日</th><th rowspan="2">性別</th><th colspan="8">現 在 年 齢</th></tr><tr><th>10歳</th><th>20歳</th><th>30歳</th><th>40歳</th><th>50歳</th><th>60歳</th><th>70歳</th><th>80歳</th></tr><tr><td rowspan="2">2006年11月2日以後</td><td>男</td><td>円 0.3</td><td>円 2.2</td><td>円 1.3</td><td>円 1.8</td><td>円 1.8</td><td>円 18.0</td><td>円 17.5</td><td>円 17.5</td></tr><tr><td>女</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td>0.4</td><td>1.4</td><td>2.4</td><td>5.4</td><td>8.7</td><td>8.7</td></tr></table> 12. 変額保険、変額保険(終身型)*については零とします。 13. 個人年金保険および年金買増特約については、年金支払開始前に限り、契約締結日に応じ次のとおりとします。 ア. 1963年3月31日以前 上表区分1を適用 イ. 1963年4月 1日以後1974年8月1日以前 上表区分2を適用 ウ. 1979年5月26日以後1981年4月1日以前 上表区分5を適用 エ. 1981年4月 2日以後1986年7月8日以前 上表区分6を適用 オ. 1986年7月 9日以後1990年4月1日以前 上表区分7を適用 カ. 1990年4月 2日以後 上表区分に同じ 14. 新・年金保険*については、年金支払開始前に限り、契約締結日に応じ次のとおりとします。 ア. 1986年12月 1日以前 上表区分6を適用 イ. 1986年12月 2日以後1990年4月1日以前 上表区分7を適用 ウ. 1990年 4月 2日以後 上表区分に同じ (2) 主契約の配当回数が10回目以降となる場合には、危険保険金1万円につき被保険者の現在年齢に応じて下表に例示する金額を(1)の金額に加算する。 ただし、定期付終身保険(連生)*、特種終身保険(連生)*においては、被保険者死亡の場合の危険保険金1万円につき被保険者の現在年齢に応じて下表に例示する金額と、契約者死亡の場合の危険保険金1万円につき契約者の現在年齢に応じて下表に例示する金額との合計額 <table><tr><th rowspan="2">性別</th><th colspan="8">現 在 年 齢</th></tr><tr><th>10歳</th><th>20歳</th><th>30歳</th><th>40歳</th><th>50歳</th><th>60歳</th><th>70歳</th><th>80歳</th></tr><tr><td>男</td><td>円 0.1</td><td>円 0.1</td><td>円 0.1</td><td>円 0.6</td><td>円 1.1</td><td>円 2.1</td><td>円 3.2</td><td>円 3.2</td></tr><tr><td>女</td><td>0.1</td><td>0.1</td><td>0.1</td><td>0.4</td><td>0.8</td><td>0.8</td><td>1.5</td><td>1.5</td></tr></table> (注) 1. 上記にかかわらず、更新済の定期保険特約等については零とします。 2. 上記にかかわらず、更新時の内容変更制度により定期保険特約等から変更された養老買増特約および終身買増特約については零とします。 3. 上記にかかわらず、新種こども保険*、変額保険、変額保険(終身型)*、個人年金保険、年金買増特約、新・年金保険*、新・年金保険(1994)*、一時払変額個人年金保険、年金保険*、年金支払特約および移行特約については零とします。	保険契約締結日	性別	現 在 年 齢								10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	2007年4月1日以前	男	円 1.1	円 5.1	円 1.4	円 3.5	円 5.1	円 35.7	円 57.5	円 152.8	女	0.2	0.9	1.0	2.8	4.3	16.7	47.8	135.8	2007年4月2日以後	男	1.0	1.9	2.0	2.7	3.7	15.6	26.5	45.4	女	0.1	0.7	1.0	1.9	2.6	6.6	17.7	38.1	保険契約締結日	性別	現 在 年 齢								10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	2007年4月1日以前	男	円 0.7	円 3.7	円 0.8	円 2.6	円 7.7	円 43.5	円 65.5	円 252.8	女	0.6	1.0	1.1	3.1	6.8	22.2	57.9	210.9	2007年4月2日以後	男	0.3	1.6	1.3	2.5	5.2	19.4	37.8	89.3	女	0.3	0.7	0.9	1.9	4.7	10.8	28.2	77.8	保険契約締結日	性別	現 在 年 齢								10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	2006年11月2日以後	男	円 0.3	円 2.2	円 1.3	円 1.8	円 1.8	円 18.0	円 17.5	円 17.5	女	0.2	0.4	0.4	1.4	2.4	5.4	8.7	8.7	性別	現 在 年 齢								10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	男	円 0.1	円 0.1	円 0.1	円 0.6	円 1.1	円 2.1	円 3.2	円 3.2	女	0.1	0.1	0.1	0.4	0.8	0.8	1.5	1.5
保険契約締結日	性別			現 在 年 齢																																																																																																																																																																																					
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳																																																																																																																																																																																
2007年4月1日以前	男	円 1.1	円 5.1	円 1.4	円 3.5	円 5.1	円 35.7	円 57.5	円 152.8																																																																																																																																																																																
	女	0.2	0.9	1.0	2.8	4.3	16.7	47.8	135.8																																																																																																																																																																																
2007年4月2日以後	男	1.0	1.9	2.0	2.7	3.7	15.6	26.5	45.4																																																																																																																																																																																
	女	0.1	0.7	1.0	1.9	2.6	6.6	17.7	38.1																																																																																																																																																																																
保険契約締結日	性別	現 在 年 齢																																																																																																																																																																																							
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳																																																																																																																																																																																
2007年4月1日以前	男	円 0.7	円 3.7	円 0.8	円 2.6	円 7.7	円 43.5	円 65.5	円 252.8																																																																																																																																																																																
	女	0.6	1.0	1.1	3.1	6.8	22.2	57.9	210.9																																																																																																																																																																																
2007年4月2日以後	男	0.3	1.6	1.3	2.5	5.2	19.4	37.8	89.3																																																																																																																																																																																
	女	0.3	0.7	0.9	1.9	4.7	10.8	28.2	77.8																																																																																																																																																																																
保険契約締結日	性別	現 在 年 齢																																																																																																																																																																																							
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳																																																																																																																																																																																
2006年11月2日以後	男	円 0.3	円 2.2	円 1.3	円 1.8	円 1.8	円 18.0	円 17.5	円 17.5																																																																																																																																																																																
	女	0.2	0.4	0.4	1.4	2.4	5.4	8.7	8.7																																																																																																																																																																																
性別	現 在 年 齢																																																																																																																																																																																								
	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳																																																																																																																																																																																	
男	円 0.1	円 0.1	円 0.1	円 0.6	円 1.1	円 2.1	円 3.2	円 3.2																																																																																																																																																																																	
女	0.1	0.1	0.1	0.4	0.8	0.8	1.5	1.5																																																																																																																																																																																	

別表1-2

保 険 種 類	費 差 配 当（保険料払込中）
教育資金付こども保険	基準保険金1万円につき 2.5円以上8円以下
保障付積立保険	災害死亡の場合の危険保険金1万円につき 0円
個人定期保険（個人定期保険集団扱特約が付加されている場合）	死亡保険金1万円につき 2.5円以下
定期保険集団取扱特約付新・定期保険*	死亡保険金1万円につき 8円以下
養育年金特約	年金年額1万円につき 14.48円以上104.72円以下
長期就業不能保障保険	死亡保険金1万円につき 1円
長期就業不能保障保険無事故給付特約	給付金1万円につき 1.25円
一時払退職後終身保険	—
一時払退職後終身保険定期保険特約	—
災害1割加算型変額年金保険* 災害2割加算型変額年金保険* 災害3割加算型変額年金保険* 災害4割加算型変額年金保険*	—

別表1-2 (続)

利 差 配 当

責任準備金に次の率を乗じた金額

(1) 下記以外の契約

ア. 予定利率が2.0%以下の保険種類

1.85%－予定利率

イ. 予定利率が2.0%超3.0%以下の保険種類

1.65%－予定利率

ウ. 予定利率が3.0%超4.0%以下の保険種類

1.50%－予定利率

エ. 予定利率が4.0%超の保険種類

1.15%－予定利率

(2) 保障付積立保険

2013年4月1日以前の契約

1.70%－予定利率

2013年4月2日以後の契約

1.35%－予定利率

(3) 一時払退職後終身保険のうち以下の契約

1999年4月2日以後2013年4月1日以前の契約

1.50%－予定利率

2013年4月2日以後2015年7月1日以前の契約

1.00%－予定利率

2015年7月2日以後2016年7月1日以前の契約

0.75%－予定利率

2016年7月2日以後2017年1月1日以前の契約

0.35%－予定利率

2017年1月2日以後の契約

0.25%－予定利率

(4) 災害1割加算型変額年金保険*、災害2割加算型変額年金保険*、災害3割加算型変額年金保険*、災害4割加算型変額年金保険*のうち一般勘定に移行した以下の契約

2007年4月1日以降、2014年2月28日以前に一般勘定に移行した契約

1.00%－（予定利率）

2014年3月1日以降に一般勘定に移行した契約

0.55%－（予定利率）

危 険 差 配 当

(1) 危険保険金1万円につき被保険者（養育年金特約にあっては契約者）の現在年齢に応じて下表に例示する金額

保険種類		性別	現 在 年 齢							
			10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
養育年金特約	1992年10月1日以前	男	円	円	円	円	円	円	円	円
		女	—	—	0.7	1.0	1.2	3.4	9.9	29.6
	1992年10月2日以後 1996年4月1日以前	男	—	0.4	0.5	0.6	0.9	2.8	7.2	21.0
		女	—	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	7.2	23.2
一時払退職後終身保険および一時払退職後終身保険定期保険特約	1987年3月31日以前	男	—	—	1.4	1.6	1.8	9.1	21.7	51.3
		女	—	—	2.5	3.4	4.8	9.8	23.5	58.4
	1987年4月1日以後 1990年4月1日以前	男	—	—	0.7	1.0	1.2	3.4	9.9	29.6
		女	—	—	0.3	0.7	1.1	2.1	6.1	19.3
1990年4月2日以後 1996年4月1日以前	男	—	0.4	0.5	0.6	0.9	2.8	7.2	21.0	
	女	—	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	7.2	23.2	
上記以外で契約締結日が1996年4月2日以後の契約	1996年4月2日以後 2007年4月1日以前	男	0.4	4.4	1.3	2.7	6.9	30.6	42.3	42.3
		女	0.3	0.6	0.5	1.5	3.8	11.8	20.6	20.6
	2007年4月2日以後	男	0.3	1.4	1.2	1.9	5.5	11.8	18.7	18.7
		女	0.2	0.4	0.8	0.8	2.1	2.8	7.3	7.3

(注) 1. 保障付積立保険については、契約時の年齢により現在年齢に所要の調整を行ないます。

2. 個人定期保険（個人定期保険集団扱特約が付加されている場合）の危険差配当については、別表1-1の「個人定期保険（個人定期保険集団扱特約が付加されている場合を除く）」をもとに被保険者数に応じて所要の調整を行なった金額とします。

(2) 主契約の配当回数が10回目以降となる場合には、危険保険金1万円につき被保険者の現在年齢に応じて下表に例示する金額を(1)の金額に加算する。

性別	現 在 年 齢							
	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
	円	円	円	円	円	円	円	円
男	0.1	0.1	0.1	0.6	1.1	2.1	3.2	3.2
女	0.1	0.1	0.1	0.4	0.8	0.8	1.5	1.5

(注) 上記に関わらず、災害1割加算型変額年金保険*、災害2割加算型変額年金保険*、災害3割加算型変額年金保険*、災害4割加算型変額年金保険*、教育資金付こども保険、保障付積立保険および養育年金特約については零とします。

別表2

死亡保険金1万円につき

配当回数	2～3回目	4～6回目	7～9回目	10回目～
保険金額				
2,000万円以下の部分	0.3円	0.5円	0.5円	0.5円
2,000万円超5,000万円以下の部分	0.3円	2.0円	2.5円	3.0円
5,000万円超の部分	0.3円	2.0円	2.0円	2.0円

別表3

保 険 種 類	保険契約締結時	配 当
災害倍額支払特約		災害保険金1万円につき 2円以上2.75円以下
災害特約		災害保険金1万円につき 2円以上2.75円以下
交通災害保障特約		交通災害保険金1万円につき 4.65円以上5.55円以下
家族交通災害保障特約		主契約にあわせて付加されている交通災害保障特約の 交通災害保険金1万円につき 4.25円
災害保障特約	1976年 3月 1日以前	災害保険金1万円につき 6.4円以上8.25円以下
	1976年 3月 2日以後	災害保険金1万円につき 2.35円以上4.2円以下
家族災害保障特約*		災害保険金1万円につき 7.45円
災害割増特約	1976年 3月 1日以前	災害保険金1万円につき 2円以上2.75円以下
	1976年 3月 2日以後 1983年 4月 1日以前	災害保険金1万円につき 1円以上1.75円以下
	1983年 4月 2日以後 1990年 4月 1日以前	災害保険金1万円につき 0.5円以上0.75円以下
	1990年 4月 2日以後	災害保険金1万円につき 0.25円以上0.7円以下
災害疾病保障特約	1976年 3月 1日以前	災害保険金1万円につき 7.15円以上11.775円以下
	1976年 3月 2日以後	災害保険金1万円につき 3.1円以上7.725円以下
家族保障特約	1976年 3月 1日以前	保険金1万円につき 5.07円以上5.595円以下
	1976年 3月 2日以後 1978年 6月25日以前	保険金1万円につき 2.725円以上3.25円以下
入院保障特約（A） 入院保障特約（B） 入院保障特約（C）	1981年10月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき 70円以上400円以下
	1981年10月 2日以後 1987年 4月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき 70円以上315円以下
	1987年 4月 2日以後 2007年 4月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき 325円以上1,560円以下
	2007年 4月 2日以後 2011年10月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき 100円以上1,330円以下
	2011年10月 2日以後	入院給付金日額1,000円につき 75円以上980円以下
ファミリー保障特約	1990年 4月 1日以前	妻部分：家族基準保険金1万円につき 3.69円 子部分：家族基準保険金1万円につき 7.9円
	1990年 4月 2日以後 2007年 4月 1日以前	妻部分：家族基準保険金1万円につき 5.605円以上15.694円以下 子部分：家族基準保険金1万円につき 13円以上36.4円以下
	2007年 4月 2日以後	妻部分：家族基準保険金1万円につき 2.22円以上6.216円以下 子部分：家族基準保険金1万円につき 4.5円以上12.6円以下
傷害特約	1983年 4月 1日以前	災害保険金1万円につき 1円以上1.75円以下
	1983年 4月 2日以後 1990年 4月 1日以前	災害保険金1万円につき 0.5円以上0.75円以下
	1990年 4月 2日以後	災害保険金1万円につき 0.25円以上0.7円以下
家族傷害特約*	1983年 4月 1日以前	傷害特約の保険金1万円につき 1.95円
	1983年 4月 2日以後 1987年 4月 1日以前	傷害特約の保険金1万円につき 1.2円
	1987年 4月 2日以後 1990年 4月 1日以前	傷害特約の保険金1万円につき 0.45円以上1.2円以下
	1990年 4月 2日以後	傷害特約の保険金1万円につき 0.15円以上1.26円以下

別表3（続）

保 険 種 類	保険契約締結時	配 当
災害入院特約	1987年 4月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき 45円以上165円以下
	1987年 4月 2日以後 2007年 4月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき 100円以上560円以下
	2007年 4月 2日以後 2011年10月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき 50円以上560円以下
	2011年10月 2日以後	入院給付金日額1,000円につき 25円以上420円以下
家族災害入院特約*		災害入院給付金日額1,000円につき 180円
新・家族災害入院特約*	2007年 4月 1日以前	新・災害入院給付金日額1,000円につき 26.25円以上516円以下
	2007年 4月 2日以後 2011年10月 1日以前	新・災害入院給付金日額1,000円につき 20円以上448円以下
	2011年10月 2日以後	新・災害入院給付金日額1,000円につき 15円以上420円以下
疾病保障特約*		特約保険金1万円につき 0.75円
疾病入院特約（1976）*		入院給付金日額1,000円につき 0円
疾病入院特約（1981）*		入院給付金日額1,000円につき 0円
新・疾病入院特約*		入院給付金日額1,000円につき 225円以上625円以下
疾病入院特約（2001）*	2007年 4月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき 125円以上1,240円以下
	2007年 4月 2日以後 2011年10月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき 75円以上770円以下
	2011年10月 2日以後	入院給付金日額1,000円につき 50円以上560円以下
家族疾病入院特約*		疾病入院特約の入院給付金日額1,000円につき 0円
家族疾病入院特約（1981）*		疾病入院特約（1981）の入院給付金日額1,000円につき 0円
新・家族疾病入院特約*		新・疾病入院特約の入院給付金日額1,000円につき 135円以上855円以下
家族疾病入院特約（2001）*	2007年 4月 1日以前	疾病入院特約（2001）の入院給付金日額1,000円につき 75円以上1,128円以下
	2007年 4月 2日以後 2011年10月 1日以前	疾病入院特約（2001）の入院給付金日額1,000円につき 45円以上798円以下
	2011年10月 2日以後	疾病入院特約（2001）の入院給付金日額1,000円につき 30円以上672円以下
成人病入院特約（1976）*		入院給付金日額1,000円につき 0円
成人病入院特約（1981）*		入院給付金日額1,000円につき 0円
新・成人病入院特約*		入院給付金日額1,000円につき 25円以上280円以下
成人病入院特約（2001）*		入院給付金日額1,000円につき 30円以上420円以下
長期入院保障特約*		入院給付金日額1,000円につき 45円以上574円以下
新・長期入院特約*		入院給付金日額1,000円につき 45円以上574円以下
長期入院特約（2001）*	2007年 4月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき 45円以上574円以下
	2007年 4月 2日以後	入院給付金日額1,000円につき 15円以上210円以下
短期入院特約*		入院給付金日額1,000円につき 30円以上308円以下
新・短期入院特約*	2007年 4月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき 30円以上308円以下
	2007年 4月 2日以後	入院給付金日額1,000円につき 10円以上112円以下
通院入院特約*		通院給付金日額1,000円につき 50円以上350円以下
通院療養特約（2001）*		通院給付金日額1,000円につき 60円以上420円以下
家族通院入院特約*		通院入院特約の通院給付金日額1,000円につき 25円以上280円以下
家族通院療養特約（2001）*		通院療養特約（2001）の通院給付金日額1,000円につき 25円以上350円以下
がん入院特約*		入院給付金日額1,000円につき 15円以上140円以下
がん入院特約（2001）*		入院給付金日額1,000円につき 15円以上140円以下
手術保障特約		基準保険金1万円につき 0円
新・手術特約		基準給付金1万円につき 0円

別表3（続）

保 険 種 類	保険契約締結時	配 当
歯科治療特約（Ａ） 歯科治療特約（Ｂ）		基準保険金1万円につき 40円以上112円以下
女性医療特約		入院給付金日額1,000円につき 50円以上140円以下
女性専用医療特約*		入院給付金日額1,000円につき 75円以上420円以下
女性専用医療特約(2001)*		入院給付金日額1,000円につき 75円以上420円以下
退院給付特約		基準退院給付金1,000円につき 10円以上28円以下
新退院給付特約		基準退院給付金1,000円につき 10円以上28円以下
ファミリー退院給付特約		妻部分：家族基準退院給付金1,000円につき 10円以上28円以下 子部分：家族基準退院給付金1,000円につき 20円以上56円以下
ファミリー新退院給付特約		妻部分：家族基準退院給付金1,000円につき 10円以上28円以下 子部分：家族基準退院給付金1,000円につき 20円以上56円以下
レジャー保障特約		基準傷害給付金日額1,000円につき 50円以上140円以下
総合傷害保障特約		基準傷害給付金日額1,000円につき 25円以上70円以下
特定損傷特約*		保険金1万円につき 15円以上70円以下
疾病入院保障特約		保険金1万円につき 0.75円以上9.87円以下
こども入院保障特約	1987年 3月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき 115円以上215円以下
	1987年 3月 2日以後 2007年 4月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき 450円以上1,680円以下
	2007年 4月 2日以後	入院給付金日額1,000円につき 150円以上700円以下
こども手術保障特約		基準保険金1万円につき 1円以上2.8円以下
こども総合保障特約*		災害保険金1万円につき 5.25円以上8.25円以下
こども総合保障特約 (1981)*		災害保険金1万円につき 7.25円以上10.25円以下
こども総合保障特約 (1983)*		災害保険金1万円につき 7.25円以上10.25円以下
新・こども総合保障特約*		災害保険金1万円につき 10.25円以上12.75円以下
新・こども総合保障特約 (1990)*		災害保険金1万円につき 10円以上34.3円以下
こども医療特約*		基準保険金1万円につき 3.5円以上11.9円以下
介護年金付終身保険入院保障特約	2007年 4月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき 325円以上1,560円以下
	2007年 4月 2日以後	入院給付金日額1,000円につき 100円以上1,330円以下
(注) 1. 入院保障特約（Ｂ）および入院保障特約（Ｃ）については、基準入院給付金日額を基準とします。 2. 家族保障特約および疾病入院保障特約については、主契約の満期保険金額（災害疾病保障特約が付加されている場合はその災害保険金額）を基準とします。 3. 上記にかかわらず、入院保障特約（Ａ）・（Ｂ）・（Ｃ）、ファミリー保障特約、災害入院特約、家族災害入院特約*、新・疾病入院特約*、疾病入院特約（2001）*、新・家族疾病入院特約*、家族疾病入院特約（2001）*、こども入院保障特約、介護年金付終身保険入院保障特約以外の更新後の特約については零とします。		

別表4

5年ごと利差配当付保険、3年ごと利差配当付保険の特別配当

対象保険種類（区分）

- 5年ごと利差配当付養老保険および同保険から変更された払済保険
5年ごと利差配当付終身保険および同保険から変更された払済保険
5年ごと利差配当付新終身保険および同保険から変更された払済保険
5年ごと利差配当付最終生存者終身保険および同保険から変更された払済保険
5年ごと利差配当付新養老保険および同保険から変更された払済保険
5年ごと利差配当付通増終身保険
応当日の前日が第2保険期間である5年ごと利差配当付払込期間満了後終身保険および同保険から変更された払済保険
応当日の前日が第2保険期間である5年ごと利差配当付一時払特別終身保険
応当日の前日が第2保険期間である5年ごと利差配当付利率変動型一時払通増終身保険、同（介護保障型）（ただし、介護発生後の契約は除く）、同（2016）
応当日の前日が第2保険期間である5年ごと利差配当付利率変動型一時払定期支払付終身保険
5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 - ・養老買増特約
 - ・終身買増特約
 - ・最終生存者終身買増特約
 - ・連生終身保険特約
 - ・応当日の前日が第2保険期間である払込期間満了後終身保険買増特約
 応当日の前日が第2保険期間である3年ごと利差配当付積立終身保険の死亡保障部分
3年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 - ・一時払終身特約
 3年ごと利差配当付保険の主契約（第2保険期間）の死亡保障部分
5年ごと利差配当付安田の新・養老保険および同保険から変更された払済保険
5年ごと利差配当付新・終身保険および同保険から変更された払済保険
5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 - ・終身保険買増特約*
 - ・特定疾病保障終身特約*
 - ・介護保障終身特約*
 - ・新・介護保障終身特約*
- 5年ごと利差配当付定期保険、5年ごと利差配当付新定期保険
5年ごと利差配当付保険から変更された延長定期保険の死亡保障部分
5年ごと利差配当付新・定期保険*
5年ごと利差配当付保険から変更された延長定期保険の死亡保障部分*
- 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 - ・定期保険特約
 - ・生存給付金付定期保険特約
 - ・新生存給付金付定期保険特約
 - ・第1回の収入保障年金および高度障害年金が発生していない収入保障特約
 - ・通減定期保険特約
 - ・応当日の前日が第2保険期間である定期保険特約（2年間災害保障型）
 - ・養育年金特約
 - ・ファミリー定期保険特約
 3年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 - ・定期保険特約〔積立終身用〕
 - ・生存給付金付定期保険特約〔積立終身用〕
 - ・新生存給付金付定期保険特約〔積立終身用〕
 - ・第1回の収入保障年金および高度障害年金が発生していない収入保障特約〔積立終身用〕
 - ・通減定期保険特約〔積立終身用〕
 - ・応当日の前日が第2保険期間である定期保険特約（2年間災害保障型）〔積立終身用〕
 - ・遺族サポート特約〔積立終身用〕
 - ・ファミリー定期保険特約〔積立終身用〕
 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 - ・定期保険特約（ファミリー定期特約を含む）*
 - ・通減定期保険特約*
 - ・通増定期保険特約*
 - ・祝金つき定期保険特約*
 - ・祝金つき定期保険特約（1999）*

計算式

(1) 区分ごとに年額保険料10万円に対して下記の表で例示する金額

ア．2007年4月1日以前の契約

区分	性別等	現在年齢							
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
1	男	200	200	200	200	1,800	4,000	5,100	5,100
	女	200	200	300	300	1,600	5,000	7,700	7,700
2	男	400	400	400	400	4,400	8,100	10,900	10,900
	女	800	800	800	800	3,600	13,800	21,800	21,800
3	男	1,000	1,000	1,000	1,000	10,800	20,700	26,300	26,300
	女	1,000	1,000	1,000	1,000	6,400	12,100	17,000	17,000
4	男	700	700	700	700	5,900	11,400	14,600	14,600
	女	600	600	600	600	3,200	5,400	7,600	7,600
5	男	900	900	900	900	8,900	16,800	20,800	20,800
	女	800	800	800	800	4,600	7,000	9,600	9,600
6	男	1,200	1,200	1,200	1,200	10,600	21,300	26,900	26,900
	女	1,000	1,000	1,000	1,000	5,700	9,600	13,000	13,000
7	男	2,400	3,100	3,000	5,700	12,200	17,800	17,300	21,200
	女	4,200	6,700	4,400	7,100	13,700	17,900	22,300	24,600
8	男	1,400	1,800	2,000	3,500	8,900	12,700	12,500	13,100
	女	2,400	8,000	4,900	7,600	14,800	17,600	17,700	18,900
10	男	32,000	31,500	22,600	15,700	19,000	13,600	9,900	6,900
	女	40,800	40,100	27,500	18,800	21,200	15,400	11,400	7,800
11	男	23,500	21,300	17,300	15,800	21,300	14,300	7,800	5,200
	女	29,900	27,200	21,900	19,900	24,500	16,400	9,100	5,900
13	男	32,100	32,100	32,100	32,100	32,100	32,100	32,100	32,100
	女	51,300	51,300	51,300	51,300	51,300	51,300	51,300	51,300
14	妻型	33,800	33,800	34,300	31,200	27,400	19,200	12,300	9,100
	妻型	13,200	13,200	12,000	11,200	15,600	10,900	6,500	4,500
15	男	16,900	16,900	15,400	14,600	18,400	12,800	7,700	5,300
	女	6,700	6,700	12,100	11,900	18,000	11,000	6,500	5,100
17	男	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000
	女	51,200	51,200	51,200	51,200	51,200	51,200	51,200	51,200
18	妻型	14,300	14,300	14,300	12,400	10,200	13,400	7,700	5,700
	妻型	5,700	5,700	5,700	5,500	4,900	8,400	8,400	8,400
19	妻型	22,900	22,900	22,900	22,900	22,900	22,900	22,900	22,900
	妻型	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300

別表4（続）

5年ごとと利差配当付保険、3年ごとと利差配当付保険の特別配当														
4. 5年ごとと利差配当付特定疾病保障定期保険 5年ごとと利差配当付保険に付加された以下の特約 ・特定疾病保障定期保険特約 3年ごとと利差配当付保険に付加された以下の特約 ・特定疾病保障定期保険特約〔積立終身用〕 ・6大疾病保障定期保険特約〔積立終身用〕 5年ごとと利差配当付保険に付加された以下の特約 ・特定疾病保障定期保険特約* 5. 5年ごとと利差配当付保険に付加された以下の特約 ・重度障害保障定期保険特約 3年ごとと利差配当付保険に付加された以下の特約 ・重度障害保障定期保険特約〔積立終身用〕 5年ごとと利差配当付保険に付加された以下の特約 ・総合障害保障定期特約* 6. 3年ごとと利差配当付保険に付加された以下の特約 ・介護保障定期保険特約〔積立終身用〕 ・新・介護保障定期保険特約〔積立終身用〕 5年ごとと利差配当付保険に付加された以下の特約 ・介護保障定期特約* ・介護保障通減定期特約* ・新・介護保障定期特約* ・新・介護保障通減定期特約* 7. 3年ごとと利差配当付保険に付加された以下の特約 ・生活サポート特約〔積立終身用〕（年金開始前） 8. 3年ごとと利差配当付保険に付加された以下の特約 ・新・生活サポート特約〔積立終身用〕（年金開始前） 9. 3年ごとと利差配当付保険に付加された以下の特約 ・生活サポート終身年金特約〔積立終身用〕（年金開始前） 10. 5年ごとと利差配当付保険に付加された以下の特約 ・入院保障特約（A） ・入院保障特約（B） ・入院保障特約（C） ・増額型入院保障特約 3年ごとと利差配当付保険に付加された以下の特約 ・入院保障特約（A）〔積立終身用〕 ・入院保障特約（B）〔積立終身用〕 ・入院保障特約（C）〔積立終身用〕 ・増額型入院保障特約〔積立終身用〕 11. 5年ごとと利差配当付保険に付加された以下の特約 ・入院特約 3年ごとと利差配当付保険に付加された以下の特約 ・入院特約〔積立終身用〕 ・3大疾病無制限入院特約〔積立終身用〕 12. 3年ごとと利差配当付保険に付加された以下の特約 ・新・入院特約〔積立終身用〕 13. 5年ごとと利差配当付保険に付加された以下の特約 ・災害入院特約 3年ごとと利差配当付保険に付加された以下の特約 ・災害入院特約〔積立終身用〕 14. 5年ごとと利差配当付保険に付加された以下の特約 ・ファミリー保障特約（除く子型） 3年ごとと利差配当付保険に付加された以下の特約 ・ファミリー保障特約〔積立終身用〕（除く子型） 15. 5年ごとと利差配当付医療保険 16. 5年ごとと利差配当付新医療保険 5年ごとと利差配当付女性医療保険 17. 5年ごとと利差配当付保険に付加された以下の特約 ・新・疾病入院特約* ・疾病入院特約（2001）* 18. 5年ごとと利差配当付保険に付加された以下の特約 ・新・災害入院特約*					イ. 2007年4月2日以後、2011年10月1日以前の契約									
										区分	性別等	現在年齢		
			10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳				
1	男	100	200	200	200	300	800	800	800					
	女	100	100	100	100	100	100	300	300					
2	男	400	400	400	400	700	2,800	2,900	2,900					
	女	200	200	200	200	400	700	1,400	1,400					
3	男	600	1,000	1,000	1,000	3,300	9,200	9,200	9,200					
	女	300	500	600	1,000	1,800	2,900	6,200	6,200					
4	男	700	700	700	700	2,300	5,000	5,000	5,000					
	女	400	600	600	600	1,000	1,400	2,700	2,700					
5	男	900	900	900	900	2,200	5,100	5,100	5,100					
	女	500	800	800	800	1,100	1,300	2,500	2,500					
6	男	1,200	1,200	1,200	1,200	2,700	6,600	6,600	6,600					
	女	700	700	700	800	1,500	1,600	3,000	3,000					
7	男	2,600	2,600	2,500	4,300	7,200	10,000	9,300	11,400					
	女	6,500	6,500	6,500	5,700	9,600	13,800	14,100	17,900					
8	男	1,000	1,400	1,600	2,900	5,100	6,100	5,400	6,000					
	女	1,500	7,400	4,400	6,700	11,100	12,400	15,300	17,800					
10	男	4,100	4,100	6,400	5,800	6,100	4,000	2,200	1,200					
	女	8,500	8,500	11,200	11,600	10,700	7,100	3,800	2,300					
11	男	6,200	5,500	5,000	4,800	5,200	3,400	1,900	1,100					
	女	12,500	11,000	9,900	9,500	9,000	5,900	3,300	1,700					
12	男	5,100	5,100	4,500	4,000	4,100	2,800	1,700	1,200					
	女	10,200	10,100	9,100	8,100	7,200	5,000	2,900	1,900					
13	男	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500					
	女	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900					
14	妻型	10,300	10,300	10,100	6,100	6,900	4,800	2,700	2,800					
15	男	3,500	3,500	3,300	3,100	3,600	2,100	1,400	1,000					
	女	7,000	7,000	6,700	6,200	6,300	3,900	2,400	1,700					
16	男	3,900	3,600	3,100	2,900	3,200	2,100	1,300	800					
	女	7,900	7,300	6,000	5,600	5,600	3,600	2,300	1,300					
17	男	3,100	3,100	3,100	2,800	3,200	2,300	1,200	700					
	女	3,100	3,100	3,100	2,800	3,200	2,300	1,200	700					
18	男	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500					
	女	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900					
19	妻型	3,200	3,200	3,200	3,000	2,400	2,600	1,400	900					
	妻子型	2,100	2,100	2,100	2,000	1,700	2,000	1,900	1,900					
20	妻型	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900					
	妻子型	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300					
ウ. 2011年10月2日以後、2017年4月1日以前の契約					区分	性別	現在年齢							
							10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
1	男	100	200	200	200	300	800	800	800					
	女	100	100	100	100	100	100	300	300					
2	男	400	400	400	400	700	2,800	2,900	2,900					
	女	200	200	200	200	400	700	1,400	1,400					
3	男	600	1,000	1,000	1,000	3,300	9,200	9,200	9,200					
	女	300	500	600	1,000	1,800	2,900	6,200	6,200					
4	男	700	700	700	700	2,300	5,000	5,000	5,000					
	女	400	600	600	600	1,000	1,400	2,700	2,700					
5	男	900	900	900	900	2,200	5,100	5,100	5,100					
	女	500	800	800	800	1,100	1,300	2,500	2,500					
6	男	1,200	1,200	1,200	1,200	2,700	6,600	6,600	6,600					
	女	700	700	700	800	1,500	1,600	3,000	3,000					
7	男	2,600	2,600	2,500	4,300	7,200	10,000	9,300	11,400					
	女	6,500	6,500	6,500	5,700	9,600	13,800	14,100	17,900					
8	男	1,000	1,400	1,600	2,900	5,100	6,100	5,400	6,000					
	女	1,500	7,400	4,400	6,700	11,100	12,400	15,300	17,800					
9	男	600	600	1,000	1,800	3,200	3,700	3,700	3,800					
	女	600	1,000	1,300	3,000	3,200	3,300	3,400	4,000					
21	男	100	100	100	100	200	400	500	500					
	女	100	100	100	100	100	100	100	100					
22	男	400	400	400	400	400	1,200	1,200	1,200					
	女	100	100	100	100	200	200	400	400					
23	男	100	100	100	100	100	100	100	100					
	女	100	100	100	100	100	100	100	100					

別表4（続）

5年ごと利差配当付保険、3年ごと利差配当付保険の特別配当

19. 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 ・新・家族疾病入院特約（除く子型）＊
 ・家族疾病入院特約（2001）（除く子型）＊

20. 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 ・新・家族災害入院特約（除く子型）＊

21. 5年ごと利差配当付介護終身年金保障保険の1倍型

22. 5年ごと利差配当付介護終身年金保障保険の5倍型

23. 5年ごと利差配当付介護終身年金保障保険の10倍型

エ. 2017年4月2日以後の契約

区分	性別	現 在 年 齢							
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
1	男	100	200	200	200	300	800	800	800
	女	100	100	100	100	100	100	300	300
2	男	400	400	400	400	700	2,800	2,900	2,900
	女	200	200	200	200	400	700	1,400	1,400
3	男	600	1,000	1,000	1,000	3,300	9,200	9,200	9,200
	女	300	500	600	1,000	1,800	2,900	6,200	6,200
4	男	700	700	700	700	2,300	5,000	5,000	5,000
	女	400	600	600	600	1,000	1,400	2,700	2,700
5	男	900	900	900	900	2,200	5,100	5,100	5,100
	女	500	800	800	800	1,100	1,300	2,500	2,500
6	男	1,200	1,200	1,200	1,200	2,700	6,600	6,600	6,600
	女	700	700	700	800	1,500	1,600	3,000	3,000
7	男	2,600	2,600	2,500	4,300	7,200	10,000	9,300	11,400
	女	6,500	6,500	6,500	5,700	9,600	13,800	14,100	17,900
8	男	1,000	1,400	1,600	2,900	5,100	6,100	5,400	6,000
	女	1,500	7,400	4,400	6,700	11,100	12,400	15,300	17,800
9	男	500	500	900	1,700	3,000	3,500	3,500	3,500
	女	500	500	1,100	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
21	男	100	100	100	100	200	400	500	500
	女	100	100	100	100	100	100	100	100
22	男	400	400	400	400	400	1,200	1,200	1,200
	女	100	100	100	100	200	200	400	400
23	男	100	100	100	100	100	100	100	100
	女	100	100	100	100	100	100	100	100

(2) 主契約の配当回数が10回目以降となる場合には、区分ごとに年額保険料10万円に対して下記の表で例示する金額を(1)の金額に加算する。

ア. 2007年4月1日以前の契約

区分	性別	現 在 年 齢							
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
1	男	100	100	100	100	600	700	300	100
	女	100	100	100	100	400	400	200	100
2	男	100	100	100	100	600	900	700	300
	女	100	100	100	100	600	700	500	600
3	男	900	800	400	600	2,700	3,200	1,500	700
	女	500	500	500	400	2,900	3,200	1,700	800
4	男	800	700	300	400	1,300	1,400	700	300
	女	500	400	300	200	1,300	1,300	700	400
5	男	800	700	300	500	1,800	2,000	900	500
	女	500	500	400	300	1,800	1,700	800	400
6	男	300	300	300	500	2,300	2,500	1,100	500
	女	400	400	400	300	2,300	2,400	1,100	500
7	男	700	700	300	500	2,000	2,100	900	400
	女	400	400	400	300	2,000	1,900	900	400
8	男	800	700	300	500	2,100	2,100	900	700
	女	500	500	400	300	2,000	1,900	700	300

別表4（続）

5年ごと利差配当付保険、3年ごと利差配当付保険の特別配当

イ．2007年4月2日以後の契約

区分	性別	現 在 年 齢							
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
1	男	100	100	100	100	300	100	100	100
	女	100	100	100	100	200	100	100	100
2	男	100	100	100	100	500	200	200	200
	女	100	100	100	100	400	200	200	200
3	男	400	400	300	200	2,100	100	100	100
	女	500	500	400	300	1,900	200	100	100
4	男	400	300	200	100	1,000	200	200	200
	女	400	400	200	100	700	100	100	100
5	男	400	300	300	200	1,300	300	300	300
	女	500	400	300	200	1,100	100	100	100
6	男	300	300	300	200	1,700	100	100	100
	女	400	400	300	300	1,500	100	100	100
7	男	200	200	200	200	1,300	300	300	300
	女	300	300	300	200	1,200	100	100	100
8	男	400	400	300	200	1,700	100	100	100
	女	500	400	400	300	1,400	100	100	100
9	男	100	100	100	100	200	100	100	100
	女	100	100	100	100	200	100	100	100
21	男	100	100	100	100	100	100	100	100
	女	100	100	100	100	100	100	100	100
22	男	100	100	100	100	400	100	100	100
	女	100	100	100	100	200	100	100	100
23	男	100	100	100	100	100	100	100	100
	女	100	100	100	100	100	100	100	100

- （注）1. 年額保険料は保険料払込期間および保険期間等で調整をかけるものとします。
2. 区分3において5年ごと利差配当付保険に付加された養育年金特約については零とします。
3. 区分9は2011年10月2日以後の契約とします。
4. 区分14の妻子型の配当金額は妻型と同額とします。
5. 区分10～14、17～20の更新後は0.5倍、それ以外の更新後の特約については零とします。
6. 満年齢方式による契約は上記の表に所要の調整を行ないます。

別表5

5年ごと配当付保険の危険差配当									
対象保険種類（区分）					計算式				
1. 5年ごと配当付終身入院保険 5年ごと配当付3年間災害保障型通増定期保険					(1) 区分ごとに普通死亡の危険保険金1万円につき被保険者の現在年齢に応じて下記の表に例示する金額				
2. 5年ごと配当付終身入院保険に付加された以下の特約 ・終身入院買増特約[終身入院用] ・定期保険特約[終身入院用] ・終身保険特約[終身入院用] ・介護終身年金給付特約[終身入院用]（介護発生前）					ア. 2017年4月1日以前の契約				
5年ごと配当付組立総合保障保険に付加された以下の特約 ・定期保険特約[総合保険用] ・終身保険特約[総合保険用] ・家計保障年金特約[総合保険用] ・介護サポート終身年金特約[総合保険用]（介護発生前）					イ. 2017年4月2日以降の契約				
3. 5年ごと配当付終身入院保険に付加された以下の特約 ・生活サポート終身年金特約[終身入院用]（年金開始前）					(2) 主契約の配当回数が10回目以降となる場合には、危険保険金1万円につき被保険者の現在年齢に応じて下表に例示する金額を(1)の金額に加算する。				
5年ごと配当付組立総合保障保険に付加された以下の特約 ・生活サポート終身年金特約[総合保険用]（年金開始前） ・生活サポート定期保険特約[総合保険用]					(注) 1. 更新後の特約については零とする。 2. 満年齢方式による契約は上記の表に所要の調整を行いません。 3. 区分4は満年齢方式による金額となります。				
4. 5年ごと配当付生活障害保障定期保険									

別表6

団体保険							
団体の規模に応じて、危険差益に乗じる率は以下のとおり							
団体の被保険者数	団体定期保険(注1) 総合福祉団体 定期保険(注2)	消費者信用 団体生命保険	団体終身保険	団体信用生命保険		団体信用 就業不能保障保険	
				死亡・高度障害 部分等(注3)	死亡・高度障害・ 3大疾病部分等(注4)		
～ 24	0.14	0.10	0.25	0.10	0.08	0.15	
25～ 99	0.28	0.20	0.25	0.20	0.18	0.15	
100～ 199	0.40	0.30	0.35	0.30	0.28	0.15	
200～ 299	0.48	0.40	0.45	0.40	0.38	0.15	
300～ 349	0.48	0.40	0.55	0.40	0.38	0.15	
350～ 399	0.53	0.50	0.55	0.50	0.47	0.15	
400～ 499	0.53	0.50	0.65	0.50	0.47	0.20	
500～ 999	0.63	0.58	0.75	0.58	0.55	0.20	
1,000～ 1,999	0.74	0.64	0.80	0.64	0.61	0.20	
2,000～ 3,499	0.84	0.69	0.90	0.69	0.66	0.25	
3,500～ 4,999	0.90	0.75	0.90	0.75	0.70	0.25	
5,000～ 9,999	0.95	0.80	0.95	0.80	0.73	0.30	
10,000～ 99,999	0.97	0.87	0.97	0.87	0.77	0.35	
100,000～299,999	0.97	0.90	0.97	0.90	0.80	0.50	
300,000～	0.97	0.97	0.97	0.97	0.85	0.50	

団体の被保険者数	新・団体定期保険 (注5)
～ 24	—
25～ 49	—
50～ 99	0.15
100～ 199	0.20
200～ 299	0.25
300～ 349	0.25
350～ 399	0.35
400～ 499	0.35
500～ 999	0.43
1,000～ 1,999	0.55
2,000～ 3,499	0.66
3,500～ 4,999	0.74
5,000～ 9,999	0.83
10,000～	0.90

(注1) 団体定期保険の本表記載の配当率を以下「本則の配当率」と呼ぶ

(注2) 総合福祉団体定期保険については被保険者数が500人以上の場合には支払率（保険金支払額／純保険料）に応じて以下の率とする。ただし、2,000人未満の場合には支払率が安定していると認めた場合に限る

団体の 被保険者数	支払率			
	30%超40%以下	20%超30%以下	10%超20%以下	10%以下
500～ 999	0.720	0.745	0.765	0.780
1,000～ 1,999	0.835	0.860	0.875	0.880
2,000～ 3,499	0.900	0.910	0.920	0.925
3,500～ 4,999	0.940	0.945	0.950	0.955
5,000～ 9,999	0.970	0.973	0.976	0.978
10,000～	0.980	0.983	0.985	0.987

(注3) 「死亡部分」、「死亡・身体障害部分」についても同一の率を用いる

(注4) 「死亡・高度障害・がん部分」、「死亡・3大疾病・身体障害・介護部分」についても同一の率を用いる

(注5) 新・団体定期保険の本表記載の配当率を以下「本則の配当率」と呼ぶ

また、団体定期保険、新・団体定期保険については、加入率等に応じて以下の係数を本則の配当率に乗ずる。

団体定期保険(注6)			
団体の被保険者数	加入率		
	25%以上 35%未満	10%以上 25%未満	10%未満
～ 24	0.70	0.35	0.25
25～ 99	0.70	0.40	0.25
100～ 199	0.75	0.45	0.30
200～ 349	0.75	0.50	0.35
350～ 499	0.80	0.55	0.40
500～ 999	0.80	0.60	0.45
1,000～ 1,999	0.85	0.65	0.50
2,000～ 3,499	0.85	0.70	0.60
3,500～ 4,999	0.90	0.75	0.65
5,000～ 9,999	0.90	0.80	0.70
10,000～	0.95	0.85	0.80

新・団体定期保険(注7)			
団体の被保険者数	加入率		
	25%以上 35%未満	10%以上 25%未満	10%未満
50～ 99	0.10	0.00	0.00
100～ 199	0.20	0.00	0.00
200～ 349	0.30	0.00	0.00
350～ 499	0.35	0.00	0.00
500～ 999	0.45	0.10	0.00
1,000～ 1,999	0.55	0.20	0.00
2,000～ 3,499	0.65	0.30	0.05
3,500～ 4,999	0.70	0.40	0.20
5,000～ 9,999	0.80	0.50	0.30
10,000～	0.90	0.70	0.30

(注6) 2003年10月1日以降に契約又は更新した契約

(注7) 2004年1月1日以降に契約又は更新した契約